MIZUHO TOWN

第５次瑞穂町長期総合計画

令和３年３月　瑞 穂 町

す	み	た	い	ま	ち	
つ	な	が	る	ま	ち	
あ	た	ら	し	い	ま	ち

“そうぞう” しよう
みらいに ずっと ほこれる みずほ

すみたいまち　つながるまち　あたらしいまち
～“そうぞう”しよう　みらいにずっとほこれるみずほ～

「第5次瑞穂町長期総合計画の策定にあたって」

瑞穂町では、これまで、「みらいに ずっと ほこれるまち “潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして”」を将来都市像に掲げた第4次瑞穂町長期総合計画にそって、まちづくりをすすめてまいりました。

第4次計画が策定された10年前と比べて、社会は大きく変容しました。その中で一番大きなものが現在、世界中が混乱に陥っている新型コロナウイルス感染症であり、多岐に渡る分野で大きな影響を受けています。住民の皆様にも感染症対策へのご協力をお願いしていますが、刻々と状況が変化しています。国や都と連携し、今後はワクチン接種など最善の対策を講じることで一日も早く感染症の流行が収束し、皆様が安心して暮らせるようになることを願っています。

一方で、現在私たちを取り巻く社会は、人口構造、技術革新による第4次産業革命と都市間競争の影響、気候変動などにより、歴史的な転換点を迎えています。変化の激しい社会経済状況下にあっても、課題の本質を見極め、取るべき戦略を主体的に構築し、未来への投資を行うことが求められています。

このような状況の中、町では、最上位計画となる新たな長期総合計画を令和3年3月に策定いたしました。今計画は、多摩都市モノレールの箱根ケ崎方面への延伸という「追い風」を逃すことなく、20年先を見据えた今後10年の新たなまちづくりの意思を明確にするため、令和12年を目標年度とする町政運営の指針を示したものです。

計画では、「すみたいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ ～」を将来都市像と位置づけました。「町の魅力を際立たせる」をはじめとした4つの重視すべき視点に配慮し、分野横断的に重点的かつ優先的に取り組む施策である重点施策を推進しながら、「みらいに ずっと ほこれる みずほ」を実現するため、各種施策を展開することとしています。

新たなまちの魅力を創成するとともに、持続可能な地域社会を次世代に引き継ぐことができるよう、職員一体となって、住民の皆様と共に本計画の推進を行い、全力で町政運営を進めて行くことをお誓い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました長期総合計画審議会委員、そしてご理解とご支援、ご協力いただきました町議会をはじめ、住民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月

杉浦　裕之

目　次

序 論

1　瑞穂町長期総合計画とは …… 3
2　第５次長期総合計画の構成と計画期間 …… 4
3　第５次長期総合計画策定にあたっての課題 …… 7

基本構想

1　第５次長期総合計画の特徴 …… 15
2　将来都市像 …… 17
3　将来フレーム（人口・財政） …… 19
4　重視すべき視点 …… 21

まちづくりの根底に流れる姿勢 …… 22

基本計画

1　基本計画の位置づけと構成 …… 27
2　重点施策 …… 32
3　施策の展開 …… 35

基本目標１：誰もが健康ですこやかに暮らせるまち …… 35
＜施策分野１＞　健康づくり・スポーツ …… 36
＜施策分野２＞　疾病の予防・地域医療体制 …… 40
＜施策分野３＞　社会保険制度 …… 43
＜施策分野４＞　地域・生活福祉 …… 46
＜施策分野５＞　障がい者福祉 …… 49
＜施策分野６＞　高齢者福祉 …… 53

基本目標２：子どもたちがのびのびと育つまち …… 57
＜施策分野１＞　子育てしやすい環境 …… 58
＜施策分野２＞　保育・幼児教育の充実 …… 61
＜施策分野３＞　支援が必要な子どもと家庭への支援 …… 64
＜施策分野４＞　人権尊重と社会貢献の精神の育成 …… 67
＜施策分野５＞　確かな学力の育成と個性と創造力の伸長 …… 71
＜施策分野６＞　安全な学校と信頼される教育の確立 …… 75
＜施策分野７＞　青少年の健全育成 …… 79

基本目標３：豊かなこころを育むまち …… 83
＜施策分野１＞　生涯学習 …… 84
＜施策分野２＞　文化・芸術 …… 88
＜施策分野３＞　コミュニティ …… 92

＜施策分野４＞　平和・人権 …… 95
＜施策分野５＞　国際交流 …… 99

基本目標４：つながりと活力にあふれるまち …… 103
＜施策分野１＞　農業 …… 104
＜施策分野２＞　商工業 …… 107
＜施策分野３＞　観光・イベント …… 111

基本目標５：環境にやさしい安全・安心なまち …… 115
＜施策分野１＞　危機管理・防災・災害対策 …… 116
＜施策分野２＞　安全・安心な生活の確保 …… 121
＜施策分野３＞　基地対策 …… 125
＜施策分野４＞　環境にやさしい生活の推進 …… 128
＜施策分野５＞　自然環境と共生するまち …… 132

基本目標６：便利で快適に暮らせるまち …… 135
＜施策分野１＞　計画的なまちづくりの推進 …… 136
＜施策分野２＞　公共交通 …… 140
＜施策分野３＞　住宅・公園 …… 144
＜施策分野４＞　道路・河川 …… 149
＜施策分野５＞　下水道 …… 153

基本目標７：総合計画の実現に向けて …… 157
＜施策分野１＞　協働の推進 …… 158
＜施策分野２＞　情報発信・情報提供 …… 161
＜施策分野３＞　効果的・効率的な行財政運営 …… 164
＜施策分野４＞　公共施設マネジメント …… 169

SDGsと基本計画との関係 …… 172

資料編

1　瑞穂町の概況 …… 181
2　瑞穂町長期総合計画の展開 …… 184
3　第５次長期総合計画の策定経過 …… 193
4　用語解説一覧表 …… 199

序 論

1　瑞穂町長期総合計画とは

2　第5次長期総合計画の構成と計画期間

3　第5次長期総合計画策定にあたっての課題

1　瑞穂町長期総合計画とは

総合計画は、地方自治体におけるすべての計画の基本となり、まちづくりを推進するための計画です。瑞穂町では、昭和53（1978）年に最初の総合計画となる「瑞穂町まちづくり総合計画（第1次長期総合計画）」に始まり、平成3（1991）年に「瑞穂町長期総合計画（第2次）」、平成13（2001）年に「瑞穂町長期総合計画（第3次）」、平成23（2011）年に「第4次瑞穂町長期総合計画」を策定し、このたび令和3年度を初年度とする第5次の総合計画を策定しました。

第5次瑞穂町長期総合計画は、社会経済情勢の動向や住民、各種団体の意向をふまえ、新たなまちづくりの意思を明確にするため、令和12年を目標年度とする町政運営の指針を示したものです。

2　第5次長期総合計画の構成と計画期間

1)計画の構成

第5次瑞穂町長期総合計画は、今後10年間のまちづくりの骨格を示す「基本構想」と、瑞穂町が取り組む具体的な施策を示す「基本計画」で構成されます。基本構想と基本計画の関係(イメージ)は下図のようになっています。

■ 基本構想と基本計画の関係(イメージ)

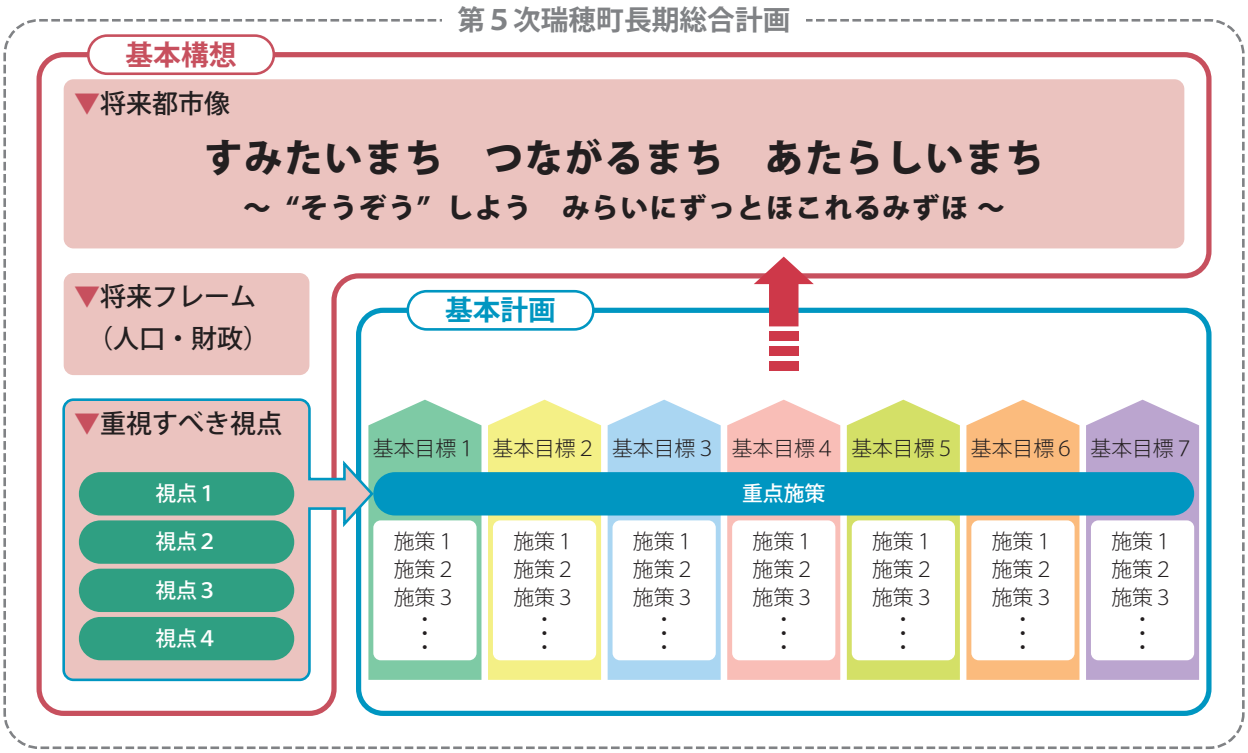

基本構想

瑞穂町がめざす将来都市像や方向性を示す行政運営の指針です。

将 来 都 市 像 ：目標年次における瑞穂町のめざす姿を示します。
将来フレーム：瑞穂町の人口・財政の展望を示します。
重視すべき視点：施策に取り組む際に配慮すべき分野横断的な視点を示します。

基本計画

基本構想における将来都市像を実現するために、計画期間中の現状と課題をふまえた上で、町が取り組む施策および基本的方向を示します。

重　点　施　策　：基本構想の重視すべき４つの視点に配慮する施策として、重点的・優先的に取り組むものを示します。

2)分野別計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連

(1)分野別計画

さまざまな行政分野において策定する分野別計画は、基本構想に示す将来都市像、およびこれを実現するための基本計画で示す施策にもとづき、施策間の調整をはかりつつ策定するものとします。

(2)まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成27(2015)年度に策定した「瑞穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)が令和2(2020)年度をもって計画期間の終了を迎えることに伴い、総合戦略の人口減少を克服し、活力ある地域社会を維持するという方向性は長期総合計画と同一のものであることから、第5次瑞穂町長期総合計画と総合戦略を一体的に策定することとしました。

総合戦略の理念等は長期総合計画の体系の一部として扱い、その施策については、基本計画に含まれているものとします。

■ 第5次長期総合計画と分野別計画の関係(イメージ)

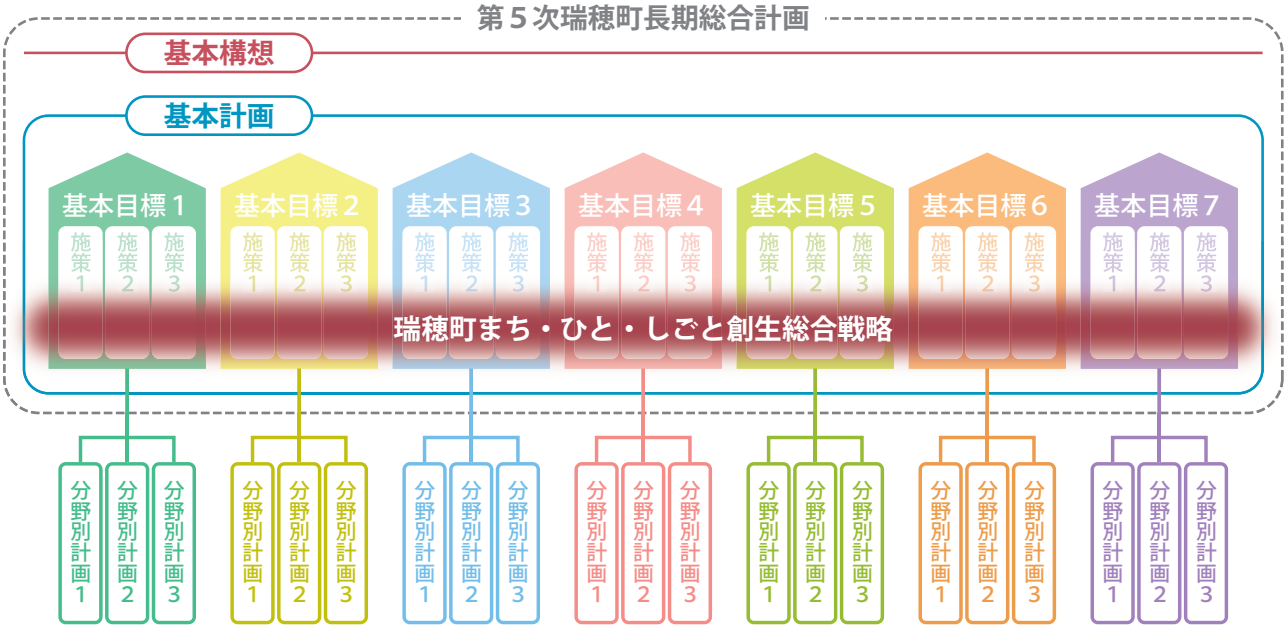

3)計画期間

この計画は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10年間を計画期間とします。社会情勢の変化などをふまえて、前期5年間の終了時点で見直しを行います。

■ 基本構想と基本計画の期間

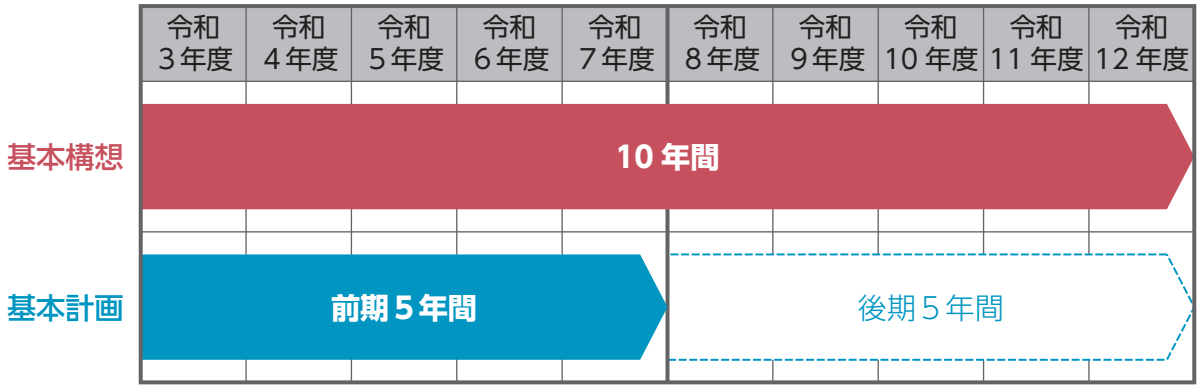

3　第5次長期総合計画策定にあたっての課題

1）第4次長期総合計画の評価と課題

(1) 施策評価

令和元(2019)年度に実施した住民意識調査の結果をふまえ、第4次長期総合計画後期基本計画の施策の評価を行いました。結果として重要度が平均より高く満足度が平均より低い分野が2つありました。それは、まちづくりの方針で示すと“安全に安心して暮らせるまち”と“便利で快適に暮らせるまち”でした。

“安全に安心して暮らせるまち”では、「基地対策(生活環境の保全)」、「防犯環境の充実」が評価の低い施策内容となっていますが、基地については、騒音対策が大きな課題となっています。また、「防犯環境の充実」では、瑞穂町を管轄区域とする福生警察署管内での刑法犯罪認知件数は、平成25(2013)年の2,651件から平成30(2018)年の1,581件(「平成30年(2018年)警視庁の統計」／令和元(2019)年9月)、瑞穂町内での犯罪発生件数は228件(令和元年度／「数字でみる西多摩」令和2年3月)と減少しているものの、瑞穂町の人口に対してその比率は高く、引き続き防犯意識の向上などが課題となっています。

“便利で快適に暮らせるまち”では、「鉄道の充実」、「バス交通の充実」、「多摩都市モノレールの導入」、「幹線道路の整備」、および「雨水対策の推進」が評価の低い施策内容となっています。道路・公共交通網の整備と近年の集中豪雨などによる冠水･浸水被害対策や、雨水・下水道幹線の整備がもとめられています。

まちづくりでは、道路交通網や雨水幹線、区画整理事業などの整備が引き続きもとめられています。また、公共施設の多くは老朽化を迎え、改善への財政負担は大きくなることが予想されています。さらに、多摩都市モノレールの延伸に伴う費用負担や、延伸と一体となった沿線のまちづくりなどの基盤整備に費用がかかることが想定されます。

その他の特徴的な施策として、“皆でささえ健やかに暮らせるまち”では、「保険・医療(医療サービスの充実)」が評価の低い施策分野となっています。住民意識調査結果においても、まちの将来像についての設問では、「病院や診療所などの医療体制が整ったまち」の回答割合が高い傾向でした。安心して暮らせるために医療に関する対策がもとめられています。

(2) 課題

私たちを取り巻く社会は、経済、テクノロジー、気候変動、人口構造という、4つの点において歴史的な転換点を迎えているといわれています。さらに、瑞穂町では、多摩都市モノレールの箱根ケ崎方面への延伸が具体化に向けて動き出しています。瑞穂町は、幹線道路による広域交通の利便性が特徴ですが、それに加えて、今後は交通の結節点として、モノレールの特性を活かしたまちづくりを行う必要があり、町の施策はより一層影響を受けることとなります。

瑞穂町の産業構造は先端技術に代表される工業の比重が高く、製造品出荷額は都内3位（平成30（2018）年6月現在）、昼間人口指数は109.9（平成27（2015）年国勢調査）であり、西多摩地区の産業拠点を形成しています。これは、第1次長期総合計画以降、住民や企業などと協力して健全なまちづくりを行ってきた結果のあらわれです。

しかし、今後、社会の不確実性と課題の複雑さが一層増していく中で、これまでの延長線上の発想では明るい未来は到底望めない状況にあります。時代の変化を見据え、瑞穂町の特性を強みに取るべき戦略を明確にし、未来への投資（地域力の強化）を行うことが重要です。

2）地域特性を活かし転換期を乗り切る課題

（1）豊かな交流人口を抱える町の特性を活かす

瑞穂町での就業者は多い傾向であり、また、野山北・六道山公園やさやま花多来里の郷など狭山丘陵の自然環境や景観が残され、年間を通じてハイキングなどの来訪者も多く、郷土資料館や商業施設など、交流人口が多く集まる町となっています。しかし、外部からの交流人口がとどまる場は多いとは言えず、また、町内の公共交通の利便性の向上や、公共交通を使用したハブ駅を有する立川市へのアクセスがもとめられています。

瑞穂町への多摩都市モノレールの延伸は人の流れを大きく変える契機であり、都市構造を組み替えるほどの影響を与えます。そのため、交通の利便性のみでなく、交通の結節点として近隣から人々が集まり交流する魅力的なまちづくりが必要です。瑞穂町の広域交通の利便性とあわせて、都市計画マスタープランの見直しの中で、新たな市街地形成を明確にしておくことが必要です。

（2）人口減少・人口構造の変化への対応

①　本格的な人口減少と超高齢社会の到来

瑞穂町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成17（2005）年の33,691人をピークに概ね33,400人強の横ばい傾向にあったのが、令和2（2020）年以降減少傾向が顕著になり、令和27年（2045）年には約26,800人と2割減になると予測されています。令和2（2020）年と令和27年（2045）年では、年少人口（0～ 14歳）および生産年齢人口（15歳～ 64歳）は3割減、老年人口（65歳以上）は1割増となり、人口の約4割を占めると予測されています。

②　人口構造や世帯の変化による影響

生産年齢人口の減少は産業分野にとどまらず社会全般に人材不足を引き起こすと考えられます。それを解消するため、外国人労働者の増加や、多様な分野でのAIやIoTの普及が一層広がり、多様な業務形態が可能になると予測されます。

瑞穂町については、近年の国勢調査(第13−2表および年齢別人口の比較)の分析では、子育て世帯の転入増の傾向が見受けられます。子育てしやすい環境や豊富な自然環境を活かすとともに、若い世代の自らの思いが叶う地域づくりが可能な選ばれるまちづくりを行うことが一層重要になると考えられます。

(3)新技術による地域経済の再生

①　新産業の芽を育てる

世界中でAI、IoT、ビッグデータなどの新技術が普及し、5Gといわれる社会が現実になります。近い将来、労働者の半数以上は経験したことのない仕事に就くと予測され、新しい発想を持った人々の創業・起業支援など、新たな産業の芽を育てることが地域経済の振興施策には重要になると考えられます。

②　情報技術を活用した商取引の拡大

多様な取引形態やキャッシュレス化、インターネットによる買い物が主流を占める時代になりつつあります。購買傾向は聞いた話、いわゆる口コミなどに左右され、個別商店などは改めて対面販売の有効性をどのように活かすか、消費者を待つ方法から消費者の方に出向く方法などの新たな取組がもとめられます。

3)つなぎ・つなげる戦略の重要性

(1)つなげる視点

瑞穂町は、伝統文化・お祭りなどを通じた住民それぞれの思いや、専門的知識などをもつ豊富な人材が多く存在します。さまざまな意見聴取の分析結果から、町内には多様な知識・能力などを持った魅力ある人材が多数いるにもかかわらず、つながりが不十分であるということが共通の認識となっていました。人々がつながり醸成する場の充実と、そのような参加の機会を広げていくことが重要であると考えられます。それと同時に、緩やかにつながる関係を基礎とした新たな地域マネジメントの構築など、古き良き場を未来につなげていかなければなりません。さらに、人々の行動様式については、町内外を問わず、個人的に多様なつながりを持つ活動が一般化しつつあります。

コミュニティ施策については、現在の地縁型組織を重視することから、ネットワークを基本としたさらなる協働によるまちづくりへの発展が必要です。そして、人と人とが緩やかにつながることのできる居場所づくりも重要です。

「つながる」という視点を持つことにより、人と人のみでなく、町内会・自治会や団体、企業などあらゆる組織がつながることで、まちづくりにかかわる誇りが生まれ、お互いにささえ合うことができます。そして、そこから相乗効果により生み出される新たな付加価値が瑞穂町のこれからのまちづくりには大切です。

(2)多文化理解、共生社会の構築

社会の働き手である生産年齢人口の減少は、社会のさまざまな分野で人材不足を引き起し、その解消のため、外国人の力に頼らないと社会が十分に維持できなくなることが想定されます。東京都の試算(「未来の東京」戦略ビジョン／令和元(2019)年12月)では、現状のペースで外国人が増加し続ければ、令和22年には125万人に、10人に1人が外国人になるといわれています。

外国人一人ひとりの人権が尊重される地域社会をつくることは、地域の活力を維持するためにも重要な課題となります。瑞穂町では、横田基地の存在により、外国人居住者との長い歴史があります。今後、住民とともに多文化理解、共生社会をどのように構築していくか大きな課題です。

(3)人生100年時代に輝く姿

日本は健康寿命が世界一と言われている長寿社会を迎えています。瑞穂町の平均寿命は、男女ともに東京都平均と比べて低い状況であり、平均寿命や65歳健康寿命を延ばす取組の強化がもとめられています。

(4)個人化する社会

東京都の試算(「未来の東京」戦略ビジョン／令和元(2019)年12月)では、令和22年に東京都全世帯の半分が一人暮らし(単独世帯)と予測され、瑞穂町においても同様の傾向を示すことが想定されます。また、近年の家族のあり方は、核家族化が定着し、自分らしく生きたいという個人的価値に重点を置く関係へと変化しつつあり、その傾向を一層強めることが想定されます。家族の変容や単独世帯の増大などに対応した、さらなるきめ細やかな行政サービスがもとめられます。

4)あらゆる災害に対応する危機管理の課題

令和2(2020)年には、新型コロナウイルスが世界的に流行し、日本においても大きな被害がもたらされました。目に見えないウイルスや細菌による感染症対策、また、地球温暖化による記録的な集中豪雨や台風被害、マグニチュード7クラスの首都直下地震の対策など、あらゆる脅威が予測されるなか、減災のまちづくりに向けて、総合的な危機管理対策がもとめられています。瑞穂町では、安全に安心して住むことができるまちを実現するために、住民、地域および瑞穂町が一体となって防災と減災の対策に取り組まなければなりません。また、横田基地との関係もふまえ広域的な視点からの防災対策も重要となっています。

基本構想

1　第5次長期総合計画の特徴

2　将来都市像

3　将来フレーム（人口・財政）

4　重視すべき視点

まちづくりの根底に流れる姿勢

1　第5次長期総合計画の特徴

1）町を取り巻く状況

瑞穂町を取り巻く状況は、①超少子高齢社会の進展によって、総人口だけでなく、生産年齢人口の減少が顕著となること、②地域経済が海外の経済・社会状況とより密接にかかわってきていること、③身近な生活や産業活動において新技術の活用がすすんでいくこと(産業革新)、④首都直下型地震の脅威や気候変動がもたらす影響が深刻さを増していること、という4つの転換点にあります。さらに瑞穂町では、多摩都市モノレールの箱根ケ崎方面への延伸に向け、東京都が調査設計等に取り組むなど、大きな一歩が踏み出されています。多摩都市モノレールの延伸は、人の流れ、物の流れに変化が起こる、瑞穂町にとっては大きな転換点となります。

このような状況下で、過去に蓄積させた成果と瑞穂町の強み・弱みを見極め、従来の発想の延長線上ではない、新しい時代を切りひらくための新たな視点から第5次長期総合計画を策定します。

2）計画の視点

第5次長期総合計画の基本構想は、『超少子高齢社会の進展による人口減少・生産年齢人口の減少や、風水害や感染症などの過去に経験したことのない出来事により、社会生活をささえるための人的、財政的な資源が不足してくること。』、『社会環境の変化に対し、地域課題の発見を行政だけで行うことは困難になりつつあること。また、課題を発見したとしても、これらを解決する技術や知識を行政だけでは十分に有していないこと。』、『住民、企業・団体、行政が連携を深め、それぞれが当事者意識をもって課題をとらえ、自主的・自立的に解決すること。』といった視点を捉えたものとします。また、第4次長期総合計画にも含まれていた住民、企業・団体、行政の参画と協働による町政運営をさらにすすめていきます。

今までと変わらない瑞穂、例えば、狭山丘陵の豊かな緑、田園農地、残堀川や狭山池など水辺環境の良さは、住民の誰もが認識している、後世に残すべき「まちの財産」です。こういった瑞穂町の良さを行政にたずさわる者だけでなく、住民が再認識して地域にかかわるとともに、身近な課題解決に向け、誰もが当事者意識を持つ新たな“みずほ”をめざします。

基本構想では、老年人口がピークを迎える20年先を見通して、瑞穂町が抱える課題を、住民、企業・団体、行政の総合力で解決するための10年間の基本的な考え方を示しています。基本構想で、分野別のまちづくりの基本方針を示すのではなく、分野を横断した「重視すべき視点」をかかげ、重点施策を示すとともに、瑞穂町の将来像の実現に向けた施策の方向性を明らかにします。

2　将来都市像

すみたいまち つながるまち あたらしいまち

～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ ～

○　今、私たちは、あらゆる社会生活に影響する超少子高齢社会に直面し、また、グローバル化がすすむ経済、第4次産業革命の大きな動き、脅威的な気候変動の影響といった転換点といわれる時代を迎えています。その中にあって、瑞穂町および住民の悲願であった多摩都市モノレールの延伸計画が箱根ケ崎方面に向けて動き出し、瑞穂町の将来をつくる変化の時代にあります。

○　この計画の10年間は、私たちのまちに起こる変化のエネルギーを糧として、さらに先の時代にめざす瑞穂の姿を胸にいだき“そうぞう”(創造、想像)しながら、新たなまちの魅力を創成するとともに、持続可能な地域社会を次世代に引き継ぐための期間とします。

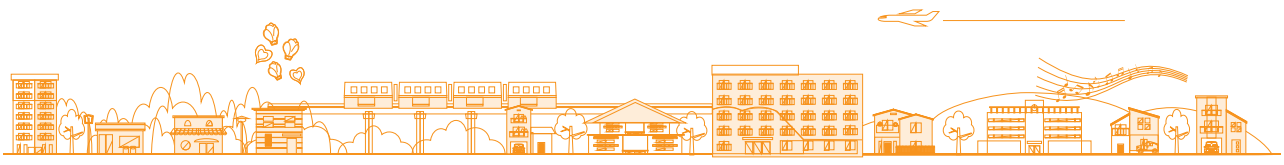

これから目指す瑞穂の姿

＜新たな人・物の流れを創出するまち＞

交通網の再編、人の流れ、物の流れが変わり、新たな商業環境や住環境が今までにない形を作ります。また、交通利便性の向上により、官民含めた業務機能の従来と異なった展開がみられ、瑞穂町のさまざまな環境が変化します。そして、環境が変化することにより、交流人口や関係人口が増加し、新しい関係性も生まれていきます。

＜持続可能なまち＞

人口減少傾向に歯止めをかけ、生活しやすく魅力的な地域社会を形成することなどにより、若い世代がいきいきと学び、働き、地域の担い手として活躍するとともに、住み続けたいと思う持続可能なまちが作り上げられます。

＜経済が循環し、新しい価値が生み出されるまち＞

工業、商業、農業が相互に関連し合い、先端産業や専門人材などと連携して、地域内の経済が循環する環境が整えられています。また、技術開発、IT投資、インキュベーションなどの広がりにより、専門知識や経験を有する人材の育成とまちづくりへの参画がすすんでいます。

＜充実したときを過ごせるまち＞

テレワークなどの多様な働き方が社会に浸透しています。その時代の中で、働く場所でありながら、心休まる落ち着いた自然環境と共存する瑞穂らしい暮らし方が実現できるなど、瑞穂町の潜在的な魅力が際立っています。

＜つながるまち＞

自然や産業、公共サービス、人材などのあらゆる資源がつながり、交流が生まれるなどの小さな関係が重なり、新たな発想や活動が生まれています。そして、町外の資源も含めてつながり合う環境やコミュニティが形成され、周辺地域にも影響が広がっています。

3　将来フレーム（人口・財政）

1）人口

瑞穂町の人口は、平成17（2005）年をピークにしばらく横ばい状況が続いていましたが、令和2（2020）年以降は顕著な減少傾向が続くと推計されています。

しかし、今後10年間における、土地区画整理事業の進展、多摩都市モノレール延伸にかかわる影響や子育て支援策などによる人口増を見込み、令和12年の人口フレームを次のように想定します。

10年後の人口：33,000人　／　世帯数：15,700世帯

■ 総人口および年齢三区分別人口

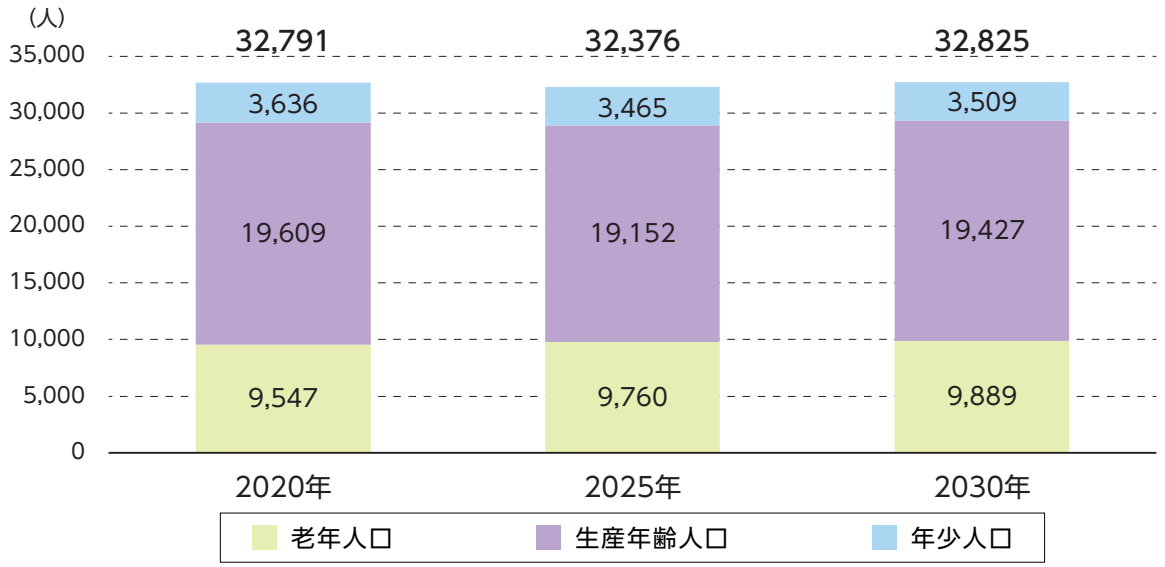

■ 世帯数と世帯あたり人員

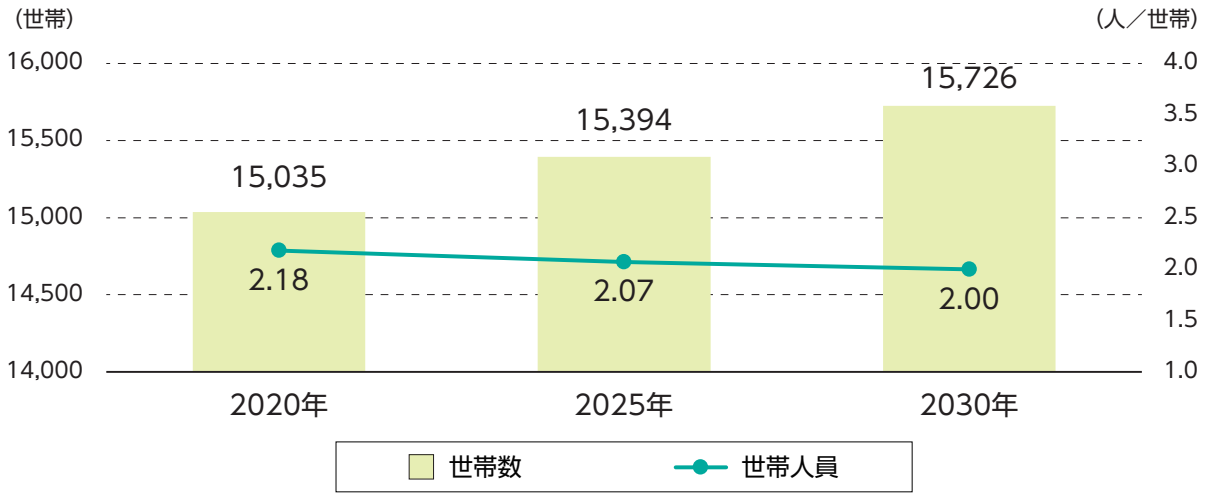

2)財政

この長期総合計画における10年間の財政計画(普通会計※ベース)の総額は、以下のとおりです。

令和3(2021)年度から12(2030)年度までの10年間の歳入歳出予算総額

10年間の歳入歳出予算総額：1,357億5,000万円

■ 歳入歳出予算総額の内訳

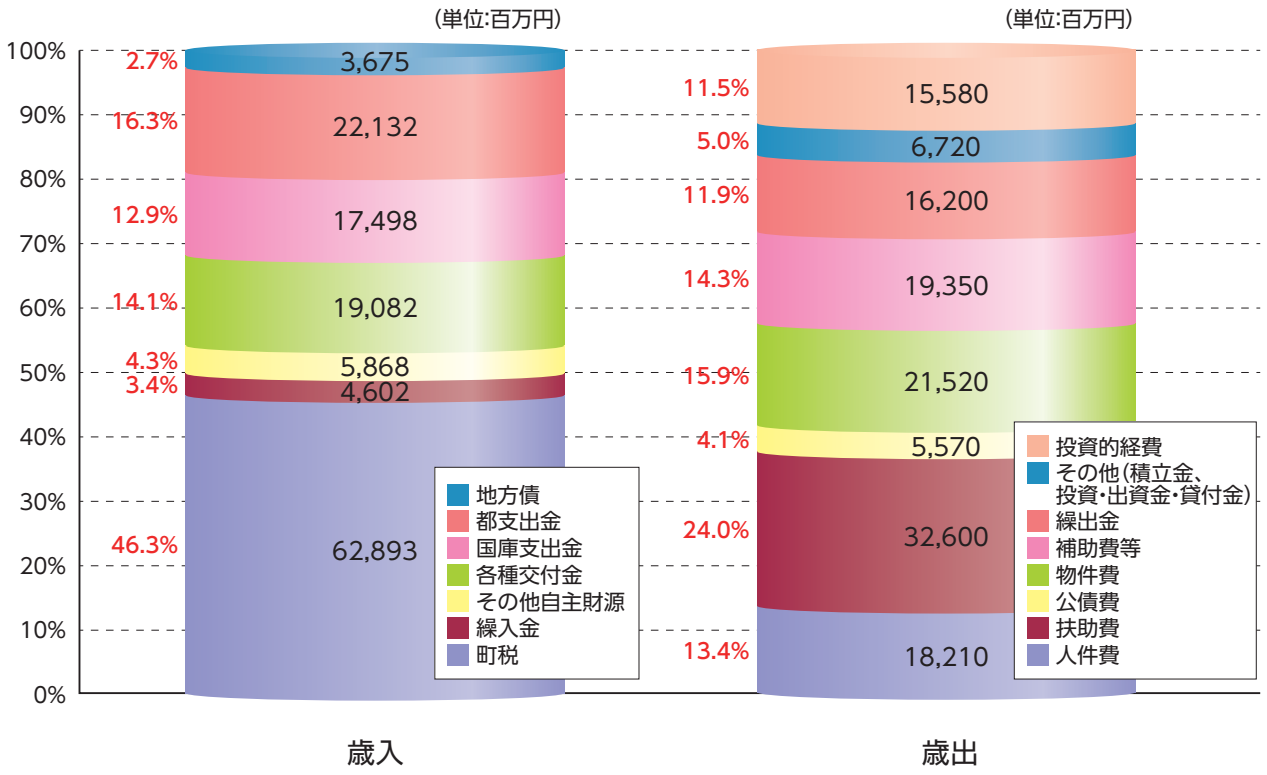

※　瑞穂町における普通会計の対象は、一般会計と箱根ケ崎駅西土地区画整理事業会計

4　重視すべき視点

この重視すべき視点は、将来都市像を実現する上で、基本計画の重点施策や各施策に取り組む際に配慮するとともに分野的に横断する価値観、取組の姿勢として位置づけます。

この視点は、未来志向で、住民や企業・団体とも共有すべき価値観、取組の姿勢とします。

視点1：町の魅力を際立たせる

あらゆる世代が生活を楽しむみずほでの暮らしを思い描くことができ、また、産業や各地区における特性が発揮され、その相乗効果による魅力が浮かび上がるといった、快適に暮らせる基盤が実現するハードおよびソフトの仕組みが形成されている姿をめざします。

視点2：資源を磨き生活の質を豊かにする

今ある公共空間や地域資源をより有効に活用することに知恵を絞り、それぞれの資源の持つ機能を組み合わせたり、つなぎ合わせたりすることなどにより、住民の生活がより豊かになるとともに、相乗効果や新たな価値が生み出されている姿をめざします。

視点3：つながる地域づくり

個人個人の感覚に合った距離感を持ちながら、困ったときにはさりげなくささえ合うことができる関係が構築されています。そして、地域でのゆるやかな人間関係が形成されている姿をめざします。

視点4：危機に備える

首都直下地震や風水害、感染症などのこれまでの経験値では想定しづらい危機に対し、幅広い総合的な視点から危機管理対応がさらに強化され、安全に安心して暮らしている姿をめざします。

まちづくりの根底に流れる姿勢

ここに掲げる姿勢は、第4次長期総合計画で掲げられた「自立と協働」を引き継ぐもので、この精神が新たな地域力を次々と作り出し、住民が行政とともに新たな公共サービスを生み出します。

1　当事者意識を持とう

住民、企業・団体、行政など多様な主体が瑞穂町のまちづくりにかかわる誇りを持ち、当事者として課題解決に向けた思いや意識を共有しましょう。

2　意識を行動に

身近な課題解決に向けて、誰もが活動の機会や出番があり、異なる強みを持つ主体が、共通の目標のために、責任と役割を分担し、成果を共有しましょう。

～瑞穂町協働宣言の実践に向けて～

瑞穂町では平成 26（2014）年 10 月に「瑞穂町協働宣言」を策定し、翌平成 27（2015）年 4 月には住民と行政が互いにまちづくりの主体として、役割を分担し、共に考え、一体となって実践する協働によるまちづくりを推進する「瑞穂町協働のまちづくり推進委員会」が発足するとともに、協働の理念や仕組みをより多くの住民へ広めるため、平成 28（2016）3 月には協働フォーラムを初めて開催し、引き続き現在も協働の考えを住民へ発信しています。

また、平成 28（2016）年度より、住民からの協働事業を募集するとともに、協働事業の仕組みやすすめ方を示した「瑞穂町協働事業ガイドライン」を平成 30（2018）年 12 月に策定しました。しかし、瑞穂町では、協働の考えが浸透するまでには至っておらず、住民と行政の協働によるまちづくりは、まだまだ道半ばです。

協働の基本原則

公共性・公益性
団体の利益だけでなく、住民福祉の向上につながるような具体的な成果を目指しましょう

自主性の尊重
団体と行政はそれぞれ独立しており、互いの特徴を引き出しつつ、住民主導の事業を目指しましょう

対等な関係
相手の立場を考え、十分な協議を行いながら、それぞれの役割分担を明確にしましょう

団体特性と事業の整合性
団体の特性を活かせるような事業計画と立案し、事業が団体の負担増とならないようにしましょう

目的の共有
最終的な目標を明確にし、その目標を達成するために継続的に事業に取り組みましょう

基本計画

1　基本計画の位置づけと構成
2　重点施策
3　施策の展開

SDGsと基本計画との関係

1　基本計画の位置づけと構成

1）計画の位置づけ

この基本計画は、基本構想に示した将来都市像「すみたいまち　つながるまち　あたらしいまち　～“そうぞう”しよう　みらいにずっとほこれるみずほ～」の実現に向けた各種施策の内容を明らかにしたものです。

2）計画期間と構成

(1)計画期間

この計画は、令和3年度を初年度とし令和12年度を目標年度とする10年間を計画期間とします。社会情勢の変化などをふまえて、前期5年間の終了時点で見直しを行います。

(2)計画の構成(計画の見方)

基本目標1　誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

〈施策分野1〉　健康づくり・スポーツ

町の特徴や各施策を取り巻く現状、
現在の課題を整理するものです。

現況と課題

自立した日常生活を送るために、生涯にわたって生活習慣病をはじめとする各種疾病予防や介護予防の取組がもとめられています。高齢期を迎える前から健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸の基礎づくりをするとともに、それぞれ個々の身体状況や生活状況に合った健康づくりの取組を支援する体制整備が必要です。また、栄養・食生活、身体活動・運動、休養等の生活習慣を改善することで、健康寿命を延ばし、介護が必要な状態になる時期を遅らせることも必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年7月に開催予定であった「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が延期となりました。また、その他の多くの競技スポーツの大会も見送られている状況です。スポーツに親しみ体を動かすことは、爽快感・達成感・仲間との連帯感、精神的な充足もはかられ、健康の保持増進に大きな効果を得られます。瑞穂町は、各種スポーツ事業、スポーツフェスティバル、総合体育大会、駅伝競走大会等、瑞穂町体育協会・瑞穂町スポーツ推進委員協議会などとの協働によって、さまざまな事業や大会を展開しています。多くの住民がスポーツを通じ、喜びを分かち合える機会の場を提供していくことが必要です。

町内における体育施設については、屋内・屋外ともに老朽化がすすんでいます。これまで同様、体育施設などの維持管理費用については、改修工事も含め増大していきます。今後、施設利用者のニーズを把握するとともに、運営を民間事業者に委託するなど、今後の施設運営について検討する必要があります。

42

基本構想に掲げた計画の視点をふまえ、めざす姿は行政側から見た住民サービスの提供状況と、「住民がどのような生活をしているか」、「町がどのような生活環境になっているか」、「社会がどのようになっているか」といった瑞穂町の10年後の姿として示しているものです。

10年後のめざす姿

住民が日常的に生活習慣の改善やスポーツ、運動、身体活動に取り組み、年齢・体力に見合った身体機能を維持することで、高齢期になっても自立して健康に暮らしています。

■ 施策数値指標

個別施策の実効性を確保するとともに、10年後のめざす姿をはかるものです。

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和 12 年度目標値
日常生活動作が自立している期間の平均 （要介護２以上：95％信頼区間）	男　77.9 ～ 80.7 年 女　82.1 ～ 84.2 年 （平成 30 年）※	東京都数値以上	東京都数値以上
日頃から身体活動（18 歳以上の者で、１回 30 分程度、週２回以上の運動）を実行している人の割合	17 （令和	[illegible]	[illegible]
成人の週１日以上のスポーツ実施率	60 （平成 29 年度）	[illegible]	[illegible]

※参考　平成30年の東京都平均自立期間（要介護2以上）　男79.8～79.9年、女84.1～84.3年

各施策の主要な取組とその内容を示すとともに、実施する施策の内容を示したものです。

施策

1　健康づくりの推進

重点　創生

重点施策として位置づけられた施策であることを示します。

瑞穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた施策であることを示します。

住民それぞ…、相談や専門家等の助言を…める環境を整え、健康への不安軽減や疾病予防につとめます。また、地域のさまざまな人や組織、活動と連携…

【主要な取組】

○ 健康づくりのための相談機会の提供や生活習慣病予防事業等の継続
○ 健康づくりに向けた地域の通いの場の拡大・活用
○ 介護予防リーダーの育成
○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

基本計画　施策…基本目標１　健康づくり・スポーツ

43

各施策に対する関連計画を明記したものです。

瑞穂町の主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- スポーツ推進計画
- 生涯学習推進計画
- 公共施設等総合管理計画

基本構想で掲げた将来都市像を実現する上で、各施策に取り組む際に配慮するとともに、分野的に横断する価値観、取組の姿勢を位置づけているものです。

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる	
2）資源を磨き生活の質を豊かにする	公共施設や地域資源等において、地域の特性に応じたスポーツの実施を想定した管理を行い、柔軟な発想で運用していきます。
3）つながる地域づくり	多くの住民が健康づくり、スポーツ活動を通じ、地域コミュニティの一翼を担えるよう支援します。
4）危機に備える	日常の施設の維持管理を適切に行い、常に安全に利用できるようつとめます。

3）基本計画の体系

将来都市像

すみたいまち つながるまち あたらしいまち

～〝そうぞう〟しよう みらいにずっとほこれるみずほ～

基本目標	施策分野	施策の数
基本目標１：誰もが健康ですこやかに暮らせるまち	1 健康づくり・スポーツ	3 施策
	2 疾病の予防・地域医療体制	2 施策
	3 社会保険制度	1 施策
	4 地域・生活福祉	2 施策
	5 障がい者福祉	4 施策
	6 高齢者福祉	3 施策
基本目標２：子どもたちがのびのびと育つまち	1 子育てしやすい環境	2 施策
	2 保育・幼児教育の充実	3 施策
	3 支援が必要な子どもと家庭への支援	4 施策
	4 人権尊重と社会貢献の精神の育成	2 施策
	5 確かな学力の育成と個性と創造力の伸長	3 施策
	6 安全な学校と信頼される教育の確立	4 施策
	7 青少年の健全育成	2 施策
基本目標３：豊かなこころを育むまち	1 生涯学習	2 施策
	2 文化・芸術	2 施策
	3 コミュニティ	2 施策
	4 平和・人権	3 施策
	5 国際交流	2 施策
基本目標４：つながりと活力にあふれるまち	1 農業	3 施策
	2 商工業	4 施策
	3 観光・イベント	2 施策
基本目標５：環境にやさしい安全・安心なまち	1 危機管理・防災・災害対策	4 施策
	2 安全・安心な生活の確保	3 施策
	3 基地対策	2 施策
	4 環境にやさしい生活の推進	3 施策
	5 自然環境と共生するまち	2 施策
基本目標６：便利で快適に暮らせるまち	1 計画的なまちづくりの推進	3 施策
	2 公共交通	3 施策
	3 住宅・公園	4 施策
	4 道路・河川	4 施策
	5 下水道	2 施策
基本目標７：総合計画の実現に向けて	1 協働の推進	3 施策
	2 情報発信・情報提供	2 施策
	3 効果的・効率的な行財政運営	5 施策
	4 公共施設マネジメント	3 施策

重視すべき視点（各施策に取り組む際に配慮する４つの視点）

2　重点施策

第5次瑞穂町長期総合計画基本構想では、将来都市像を実現する上で、重視すべき視点（未来志向）を位置付けています。この第5次瑞穂町長期総合計画の計画期間内において、4つの視点を具現化するために、基本計画の各施策に取り組む際にはこの視点を配慮することとしています。4つの視点ごとに、基本計画の施策を分野横断的に重点的かつ優先的に取り組む施策を、重点施策として位置づけます。

視点1：町の魅力を際立たせる

あらゆる世代が生活を楽しむみずほでの暮らしを思い描くことができ、また、産業や各地区における特性が発揮され、その相乗効果による魅力が浮かび上がるといった、快適に暮らせる基盤が実現するハードおよびソフトの仕組みが形成されている姿をめざします。

（基本構想） 重視すべき視点	（基本計画） 重点施策
【視点１】 町の魅力を際立たせる	2-4-1：豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む 2-4-2：社会の持続的な発展をけん引する力とグローバルに活躍する人材を育成 2-5-1：全ての児童・生徒に確かな学力を育む 2-5-2：すこやかな体を育て、健康的に生活する力を育む 6-1-1：多摩都市モノレール延伸と一体となった駅周辺の整備 6-1-2：計画的な土地利用の推進 6-1-3：土地区画整理事業の推進 6-2-1：バス交通の充実 6-2-3：多摩都市モノレールの整備促進

※数字の表記（例示）「1-2-3」⇒「【基本目標1】－（施策分野2）－ 施策3）」

視点2：資源を磨き生活の質を豊かにする

今ある公共空間や地域資源をより有効に活用することに知恵を絞り、それぞれの資源の持つ機能を組み合わせたり、つなぎ合わせたりすることなどにより、住民の生活がより豊かになるとともに、相乗効果や新たな価値が生み出されている姿をめざします。

（基本構想） 重視すべき視点	（基本計画） 重点施策
【視点2】 資源を磨き生活の質を豊かにする	1-1-3：体育施設などの整備・維持管理 3-1-2：図書館活動の充実 4-1-3：ふれあい農業の推進 4-3-1：地域資源の充実・活用 4-3-2：観光情報の発信・イベント情報の充実 5-5-1：自然環境の保全と環境整備 6-3-4：計画的な公園整備および維持管理 6-4-1：幹線道路等の整備 6-4-2：町道等の整備と適切な維持管理 6-5-1：下水道事業の充実 7-4-3：民間活力の積極的な導入・検討

※数字の表記（例示）「1-2-3」⇒「【基本目標1】－（施策分野2）－ 施策3）」

視点3：つながる地域づくり

個人個人の感覚に合った距離感を持ちながら、困ったときにはさりげなくささえ合うことができる関係が構築されています。そして、地域でのゆるやかな人間関係が形成されている姿をめざします。

(基本構想) 重視すべき視点	(基本計画) 重点施策
【視点３】 つながる地域づくり	1-4-1：地域福祉の推進 1-4-2：生活困窮世帯への支援 1-5-1：ふれあい、ささえ合いの地域づくり 1-6-1：高齢者の生きがいづくり 2-1-1：切れ目のない妊産婦・子ども・家庭への支援 2-3-1：子どもの貧困対策の推進 2-3-2：ひとり親等の福祉の充実 3-3-1：コミュニティ活動の活性化 3-3-2：地域コミュニティ活動の基盤づくり 7-1-1：協働型社会の推進

※数字の表記(例示)「1-2-3」⇒「【基本目標1】－(施策分野2)－施策3)」

視点4：危機に備える

首都直下地震や風水害、感染症などのこれまでの経験値では想定しづらい危機に対し、幅広い総合的な視点から危機管理対応がさらに強化され、安全に安心して暮らしている姿をめざします。

(基本構想) 重視すべき視点	(基本計画) 重点施策
【視点４】 危機に備える	2-6-1：安全で質の高い教育をささえる環境の整備と安全に生活する力を育む 5-1-1：災害に強いまちづくりの推進 5-1-2：危機対応・危機管理体制の強化 5-1-3：防災施設・設備の充実 6-5-2：浸水対策の推進 7-2-1：住民にわかりやすい情報提供・情報共有 7-4-2：個別施設計画の整備・運用

※数字の表記(例示)「1-2-3」⇒「【基本目標1】－(施策分野2)－施策3)」

3　施策の展開

基本目標1

誰もが健康で
すこやかに暮らせるまち

＜施策分野＞	＜施策＞
1　健康づくり・スポーツ	1）健康づくりの推進
	2）運動、身体活動で育む健康な生活と地域づくり
	3）体育施設などの整備・維持管理
2　疾病の予防・地域医療体制	1）疾病等の予防
	2）医療提供体制の基盤づくり
3　社会保険制度	1）社会保険制度の適正な運用
4　地域・生活福祉	1）地域福祉の推進
	2）生活困窮世帯への支援
5　障がい者福祉	1）ふれあい、ささえ合いの地域づくり
	2）障がい者福祉をすすめるための体制づくり
	3）安心して暮らせる環境づくり
	4）就労支援と社会参加の促進
6　高齢者福祉	1）高齢者の生きがいづくり
	2）就労支援と社会参加の促進
	3）安心して生活できる高齢社会

基本目標1　誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

〈施策分野1〉　健康づくり・スポーツ

現況と課題

自立した日常生活を送るために、生涯にわたって生活習慣病をはじめとする各種疾病予防や介護予防の取組がもとめられています。高齢期を迎える前から健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸の基礎づくりをするとともに、それぞれ個々の身体状況や生活状況に合った健康づくりの取組を支援する体制整備が必要です。また、栄養・食生活、身体活動・運動、休養等の生活習慣を改善することで、健康寿命を延ばし、介護が必要な状態になる時期を遅らせることも必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年7月に開催予定であった「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が延期となりました。また、その他の多くの競技スポーツの大会も見送られている状況です。スポーツに親しみ体を動かすことは、爽快感・達成感・仲間との連帯感、精神的な充足もはかられ、健康の保持増進に大きな効果を得られます。瑞穂町は、各種スポーツ事業、スポーツフェスティバル、総合体育大会、駅伝競走大会等、瑞穂町体育協会・瑞穂町スポーツ推進委員協議会などとの協働によって、さまざまな事業や大会を展開しています。多くの住民がスポーツを通じ、喜びを分かち合える機会の場を提供していくことが必要です。

町内における体育施設については、屋内・屋外ともに老朽化がすすんでいます。これまで同様、体育施設などの維持管理費用については、改修工事も含め増大していきます。今後、施設利用者のニーズを把握するとともに、運営を民間事業者に委託するなど、今後の施設運営について検討する必要があります。

10年後のめざす姿

住民が日常的に生活習慣の改善やスポーツ、運動、身体活動に取り組み、年齢・体力に見合った身体機能を維持することで、高齢期になっても自立して健康に暮らしています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和 12 年度目標値
日常生活動作が自立している期間の平均（要介護２以上：95%信頼区間）	男　77.9 ～ 80.7 年 女　82.1 ～ 84.2 年 （平成 30 年）※	東京都数値以上	東京都数値以上
日頃から身体活動（18 歳以上の者で、１回 30 分程度、週２回以上の運動）を実行している人の割合	17.7% （令和元年度）	22.4%	27.1%
成人の週１日以上のスポーツ実施率	60.4% （平成 29 年度）	70%	75%

※参考　平成30年の東京都平均自立期間（要介護2以上）　男79.8 ～ 79.9年、女84.1 ～ 84.3年

施策

1　健康づくりの推進

住民それぞれが健康の維持・増進や身体の機能を維持するため、相談や専門家等の助言を受けられる体制づくりと健康づくりに自発的に取り組める環境を整え、健康への不安軽減や疾病予防につとめます。また、地域のさまざまな人や組織、活動と連携した健康づくりを推進します。

【主要な取組】

○ 健康づくりのための相談機会の提供や生活習慣病予防事業等の継続
○ 健康づくりに向けた地域の通いの場の拡大・活用
○ 介護予防リーダーの育成
○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

2　運動、身体活動で育む健康な生活と地域づくり

住民の年齢や身体状況、経験の有無などにかかわらず、誰もが楽しく参加しやすい健康・体力づくり・スポーツの機会の提供や、スポーツ環境の整備・維持管理を推進します。さらに、地域コミュニティの一翼を担う町内団体などによる生涯スポーツへの支援を促進します。

【主要な取組】

○ 子ども、勤労世代、高齢者などの世代ごとや体力、身体状況に応じたスポーツ事業の開催
○ 地域におけるスポーツ指導者などの人材育成
○ 瑞穂町体育協会をはじめ、スポーツクラブや各種団体、地域コミュニティなどによる自主的なスポーツ活動などへの支援
○ 地域で取り組む競技スポーツ活動への支援

3　体育施設などの整備・維持管理

重点　体育施設の維持管理を行うとともに、安全・安心な施設として快適に利用できるよう施設の環境整備につとめます。特に、中央体育館の北側東側斜面は、土砂災害警戒区域であることから、同じ場所での改築は考えにくく、利用者の安全を守るために、新たな機能を備えた体育館の新設を検討します。

【主要な取組】

○ 新たな機能を備えた体育館の新設検討
○ 民間事業者や地域との協働による施設運営方法の検討

瑞穂町の主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- スポーツ推進計画
- 生涯学習推進計画
- 公共施設等総合管理計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

公共施設や地域資源等において、地域の特性に応じたスポーツの実施を想定した管理を行い、柔軟な発想で運用していきます。

3）つながる地域づくり

多くの住民が健康づくり、スポーツ活動を通じ、地域コミュニティの一翼を担えるよう支援します。

4）危機に備える

日常の施設の維持管理を適切に行い、常に安全に利用できるようつとめます。

基本目標1　誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

〈施策分野2〉　疾病の予防・地域医療体制

現況と課題

住民の健康寿命の延伸のため、各種健康診査や検診の受診と保健指導の実施による疾病の予防・早期発見がもとめられています。

国の指針にもとづき、がん対策は早期発見および早期治療が重要で、がんによる死亡率減少のために定期的な受診が必要です。瑞穂町のがん検診の受診率は、国が全国的に定める目標値に達していないため、受診の必要性や重要性などを周知する必要があります。また、新型コロナウイルスの感染拡大は、手洗いやマスクの着用などの基本的な予防策の重要性と感染症対策における予防接種の必要性を認識させられることとなりました。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における医療提供と在宅医療の需要が高まることが想定されます。質の高い医療サービスが提供できる地域医療連携を一層充実させるため、公立福生病院を共同で設置している福生市・羽村市と協調していくことが重要です。また、地区医師会・歯科医師会、薬剤師会の協力を得て、かかりつけ医・歯科医、薬局の定着と休日・夜間診療体制を維持することが必要です。さらに、瑞穂町の属する西多摩医療圏域は、国が示す医師偏在指標が医師少数地域とされている状況にあり、近隣市町村と連携した地域医療体制の確保が必要です。

10年後のめざす姿

休日・夜間診療をはじめ、一次医療と公立福生病院を拠点とした二次医療の病診連携体制が整うとともに、多くの住民が健康診査や検診を受診し、また、感染症予防行動が促され、疾病の予防につながっています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
子どものかかりつけ医師を持つ３歳児の親の割合	72.4% (令和元年度)	77.1%	81.8%
胃がん検診受診率（男女計）	12.1% (平成30年度)	50%以上	50%以上
肺がん検診受診率（男女計）	8.9% (平成30年度)	50%以上	50%以上
大腸がん検診受診率（男女計）	32.6% (平成30年度)	50%以上	50%以上
乳がん検診受診率	18.6% (平成30年度)	50%以上	50%以上
子宮頸がん検診受診率	14.9% (平成30年度)	50%以上	50%以上

施策

1 疾病等の予防

疾病の予防と早期発見につながるよう健康診査や検診を実施します。また、感染症の発症を予防するための対策を推進します。

【主要な取組】

○ 乳幼児期からのライフステージの段階に合わせた各年代の健康診査やがん検診等の実施
○ 健康診査および検診受診率向上のための受診促進策の実施
○ 予防接種をはじめとする感染症予防対策の適正かつ効率的な実施

2　医療提供体制の基盤づくり

人口構造の変化による医療需要の質・量と西多摩医療圏域における地域医療構想の議論をふまえ、医師・歯科医師の診療を受けやすい環境を整えます。

【主要な取組】

○ かかりつけ医・歯科医、薬局の定着のための啓発
○ 地区医師会との連携による、休日および休日準夜医療体制の維持、公立福生病院との病診連携体制の充実
○ 公立福生病院における質の高い医療サービスの提供を維持するため、福生市および羽村市との連携強化

瑞穂町の主な関連計画

● 地域保健福祉計画
● 特定健康診査等実施計画
● 新型インフルエンザ等対策行動計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

3）つながる地域づくり

4）危機に備える

かかりつけ医の定着や病診連携を充実させ、住民が安心して医療サービスを受けられるよう、環境整備につとめます。

感染症および大規模災害の対応に備えて、広域での医療提供体制をつくります。

基本目標1　誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

〈施策分野3〉　社会保険制度

現況と課題

人口構造の高齢化、生活習慣病など慢性疾患の増加、先進医療技術の向上による医療費の増加傾向は続き、国民健康保険の財政運営は厳しい状況にあります。平成30年度から、国民健康保険制度は都道府県と区市町村が共同で運営することになりましたが、医療費の適正化や国民健康保険税の収納率の向上推進など、効果的な事業を引き続きすすめ、安定的で持続可能な医療保険制度を維持することが必要です。

主に75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度についても、高齢者人口の増加に伴い医療費は年々増加の一途をたどっています。これまでと同様、東京都後期高齢者医療広域連合と連携・協力し、事業を安定運用することがもとめられています。

また、高齢者人口が増え続けていることに影響し、要支援・要介護認定者数が増えています。そのため、介護保険制度で提供する介護サービス量、給付費についても年々増加しています。制度を維持するためにも、適切な保険料の設定、給付費の適正化、介護基盤の充実といった制度の安定につとめ、取組を推進する必要があります。

10年後のめざす姿

社会保険制度が安定して運用され、それぞれの制度の加入者が必要になった時に、適切なサービスを受けることができます。

施策

1　社会保険制度の適正な運用

国民健康保険制度は、適正な事務を行い、制度の安定的な運営をはかります。また、加入者の生活習慣病の発見や予防、医療費の適正化につとめます。

後期高齢者医療制度は、東京都後期高齢者医療広域連合や国・東京都などと連携し、安定した医療保険制度の運営につとめます。

介護保険制度は、中長期的な視点を持って制度の運営を行い、サービス提供体制の整備や介護人材の確保に向けた取組を推進します。

国所掌業務である国民年金制度は、制度改正に注視し、正確な情報を収集するとともに、住民にわかりやすく制度の情報を周知していきます。

【主要な取組】

○ 国民健康保険の財政運営、適正な事務の執行
○ 保険税・保険料の収納率向上の取組推進
○ 特定健康診査・特定保健指導および、医療費適正化の推進
○ 東京都後期高齢者医療広域連合と連携した、適正な事務の執行
○ 介護保険サービスの円滑な運営
○ 介護保険給付適正化の推進
○ 介護人材確保の取組の推進

瑞穂町の主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 特定健康診査等実施計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

3）つながる地域づくり

4）危機に備える

さまざまな制度の安定的な運用につとめます。

基本目標1　誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

〈施策分野4〉　地域・生活福祉

現況と課題

地域福祉は行政だけではなく、地域福祉団体の活動への支援の必要性が指摘されています。多くの住民が住み慣れた地域で、その人らしく自立した豊かな生活を送るためには、社会福祉協議会をはじめ地域福祉団体などと行政が連携して施策を展開することが必要です。さらに、地域福祉活動を効果的・効率的に展開するには、地域活動の担い手となる、福祉ボランティアなどの人材発掘と確保が必要です。

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、既存の制度やサービスの利用を推進するほかに、社会的孤立や孤独、貧困、要援護、虐待などの地域におけるさまざまな課題の解決や深刻化を防がなければなりません。自助・互助・共助・公助による地域全体でささえ合っていく「地域共生社会」の仕組みを構築していくことがもとめられています。

10年後のめざす姿

地域でのゆるやかな見守り、ささえ合いがあって、困ったときに相談や必要な支援を受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
近所との付き合いをほとんどしていない人の割合	18.2% (令和元年度)	17.0%	15.1%
町内で福祉ボランティア活動や助け合い活動を活動している人の数	2.1% (令和元年度)	3%	5%

施策

1 地域福祉の推進

重点

民生委員・児童委員、保護司、更生保護女性会、町内会・自治会、社会福祉協議会、福祉関係事業者、ボランティア団体、NPO等、地域の関係者との連携を強化し、地域でさまざまな福祉に関する課題へ対応する体制の充実・強化を推進します。

地域福祉活動や地域での住民同士との交流などを通じて、地域福祉の担い手の発掘と育成につとめ、地域福祉活動を支援します。

認知症や障がいなどにより意思表示能力の低下した高齢者や障がい者が、地域で自立したその人らしい生活を送ることができるよう、相談業務の充実をはかります。

【主要な取組】

- ○ 地域で活動する多様な団体などとの連携体制の強化
- ○ 権利擁護センターみずほを核とした高齢者や障がい者などの自立支援
- ○ 住民が地域福祉活動にかかわるきっかけの場づくり
- ○ 地域における多世代間交流事業の推進

多世代間交流事業　おひさまキッチン

2　生活困窮世帯への支援

重点　民生委員・児童委員、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所などの関係機関との連携を強化し、相談体制や課題解決に向けた支援体制の充実をはかります。

【主要な取組】

○ 生活困窮世帯に対する相談業務の充実

瑞穂町の主な関連計画

● 地域保健福祉計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

3）つながる地域づくり

地域で困っている人に寄り添い、困りごとの解決に向けて取り組む仕組みを形成します。

4）危機に備える

基本目標1　誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

〈施策分野5〉　障がい者福祉

現況と課題

地域共生社会を実現するためには、障がいのある人もない人も、地域に住む全ての人がともにつながり、社会の構成員としてささえ合うことが重要です。また、障がい者福祉を充実させるためには、住民の障がいに対する理解を深めるとともに、障がいのある人やその家族のニーズに対応した自立、社会参加に向けた支援を充実させていく必要があります。そのために、障がいのある人とない人が交流できる機会や場の提供、福祉情報の発信、社会参加の促進などを通じた共生社会の実現がもとめられています。

障がいのある人や障がい者団体、関係機関、行政などの連携・協働を緊密にしていくためには、体制や仕組みの整備、障がい福祉に携わる人材の育成が必要です。

10年後のめざす姿

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送り、障がいのない人と同じ社会の一員として、多種多様な社会参加が行われています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
一般相談支援事業所実利用件数	1,133件 (令和元年度)	1,150件	1,170件
就労支援センター登録者数	135人 (令和元年度末日時点)	150人	165人

施策

1　ふれあい、ささえ合いの地域づくり

重点　障がいのある人やその家族の孤立を防ぐため、地域における交流や付き合いを深める環境づくりにつとめるとともに、障害福祉サービスおよび地域生活支援事業の充実をはかります。

【主要な取組】

○ 障害福祉サービスの利用促進
○ 地域生活支援事業の充実
○ 障がい者支援に関する情報提供の充実

2　障がい者福祉をすすめるための体制づくり

障がいのある人のニーズに対応できる質の高い専門家の育成や、地域での福祉活動の担い手の育成および担い手による活動支援を行います。

関係機関と連携しながら障がいのある人が、自立したその人らしい生活を送るために、身近に相談できる体制のさらなる充実をはかり、権利擁護センターみずほと協働で支援を行います。

【主要な取組】

○ 権利擁護センターみずほを核とした身近な相談体制の充実
○ ボランティアセンターみずほと連携した地域福祉の担い手の育成

3 安心して暮らせる環境づくり

障がいの有無や年齢などにかかわらず、誰もが使いやすい施設の整備など、すべての人を対象にしたユニバーサルデザインのまちづくりを普及、促進します。

判断能力が十分でない障がい者が、地域で安心して生活するための支援の充実や、地域防災計画にもとづいた災害時の避難体制の充実など、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりをすすめます。

【主要な取組】

○ 成年後見制度の周知
○ 公共施設におけるユニバーサルデザインのさらなる推進
○ 避難行動要支援者名簿の作成と災害時における安否確認などの支援

4 就労支援と社会参加の促進

障がいのある人がより多く就労できるよう、障害者就労支援センターをはじめ、ハローワークとの連携や、就労情報や職業訓練の場の提供などにより、自立や生活安定に向けた支援を推進するとともに、福祉と雇用の連携による就労支援の体制強化につとめます。

町内の障がい者福祉関連施設として、精神障害者共同作業所「ころぼっくる」と福祉作業所「さくら」の円滑な運営につとめ、障がいのある人の特性を活かした就労支援につなげていきます。

【主要な取組】

○ 障がい者福祉関連施設や障害者就労支援センター、ハローワーク等との連携による障がい者の就労支援
○ 障がい者福祉団体との協働による各種催し物の開催

瑞穂町の主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- 地域防災計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

3）つながる地域づくり

4）危機に備える

障害福祉サービスの利用や関係機関との連携、地域との協働によって、障がいのある人がその人らしい生活を送れるよう体制づくりにつとめます。

基本目標1　誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

〈施策分野6〉　高齢者福祉

現況と課題

瑞穂町の高齢化率は、令和2年10月現在、29.3%です。国では人生100年時代という長い人生の時間をより充実したものにするため「ニッポン一億総活躍プラン」の実現をめざしています。一人ひとりが、その個性や能力を最大限に伸ばし、自らの希望や意思にもとづいて、人生を選択していけることが重要とされています。

瑞穂町では、高齢者支援センターを2か所設置し生活をより豊かにするため、地域包括ケアシステムのさらなる推進をめざしています。高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活のさらなる支援が必要です。

また、高齢者の居場所づくりとして、地域のボランティア組織で運営する「寄り合いハウスいこい」では高齢者だけではなく、貴重な地域住民の「居場所」となっています。さらに、ほかにも社会福祉協議会が主体となったボランティアによる地区ごとのサロンや、シルバーまちかど(ふらっとまちかど)、高齢者福祉センター「寿楽」での各種教室や高齢者の自主活動が行われています。今後も、高齢者の生きがいとなる活動や地域コミュニティとの交流、就業や社会活動への参加を支援することがもとめられるとともに、地域共生社会の実現に向け高齢者をささえる環境づくりが重要です。

10年後のめざす姿

誰もがその有する能力に応じ、自分らしい生活を送るとともに、住み慣れた地域で生活を継続し、必要に応じた包括的なサービスが行き届いています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和 12 年度目標値
要介護認定率の伸び率 (65 歳以上)	0.81％増 (令和元年度)	2.76％増→ 1.93％増※	4.71％増→ 3.30％増※
通いの場の数	11 か所 (令和元年度)	50 か所	60 か所

※　介護予防施策を実施しない場合の令和7年度(令和12年度)の伸び率推計値は2.76%増(4.71%増)、それを1.93%増(3.30%増)の伸び率に抑え、緩やかにする目標値

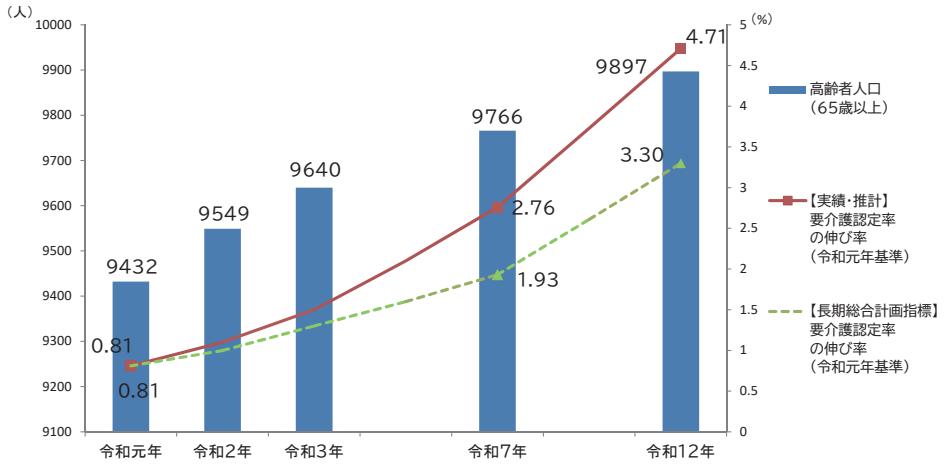

※資料　高齢者人口･･･(令和2年まで)瑞穂町住民基本台帳(10月1日現在)実績値　(令和3年以降)瑞穂町推計値
要介護認定率の伸び率･･･令和元年については実績値　令和7、12年は瑞穂町推計値

高齢者人口と要介護認定率の伸び率

施策

1　高齢者の生きがいづくり

重点　高齢者がいきいきと暮らせるよう、地域貢献活動を支援すると同時に、地域活動の担い手育成を社会福祉協議会との協働ですすめます。

また、高齢者自身が自主的に生きがい活動を行い、交流ができるよう体制の充実につとめ、介護予防の促進につなげます。

【主要な取組】

○ 介護予防リーダー養成(再掲)

○ 通いの場の体制整備

2 就労支援と社会参加の促進

高齢者の知識と経験を活かした地域のリーダーとして活躍できる人材を育成するとともに、ハローワークや町内の事業所、シルバー人材センターなどと連携し、働くことの喜びが感じとれる社会形成につとめます。

【主要な取組】

○ シルバー人材センターの機能強化支援
○ 生活支援ヘルパー養成研修等の開催

3 安心して生活できる高齢社会

地域での高齢者の見守り、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の分野におけるサービスを包括的に提供する地域包括ケアシステムについて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるように充実させます。また、地域防災計画にもとづいた災害時における避難体制の充実など、高齢者が安心して生活できるまちづくりをすすめます。

認知症の早期発見・早期診断を促進し、必要に応じた医療・介護との連携など、認知症高齢者に対する施策を推進するとともに、住民に対して、認知症についての理解を深めていきます。

【主要な取組】

○ 高齢者見守り事業の推進
○ 認知症に関する正しい知識の普及・啓発
○ 高齢者支援センターを核とした、包括的なサービス提供体制の強化
○ 介護サービス提供事業者の誘致
○ 避難行動要支援者名簿の作成と災害時における安否確認などの支援（再掲）

瑞穂町の主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

3）つながる地域づくり

4）危機に備える

通いの場が充実し、高齢者の地域貢献活動を支援するとともに、地域でささえ合えるまちづくりにつとめます。また、地域のリーダーとして元気な高齢者が活躍できるよう、支援につとめます。

基本目標2

子どもたちが のびのびと育つまち

＜施策分野＞	＜施策＞
1　子育てしやすい環境	1）切れ目のない妊産婦・子ども・家庭への支援
	2）子どもと親の居場所づくり
2　保育・幼児教育の充実	1）待機児童の解消
	2）保育・幼稚園の質の向上
	3）学童保育クラブの運営
3　支援が必要な子どもと家庭への支援	1）子どもの貧困対策の推進
	2）ひとり親等の福祉の充実
	3）障がいのある子どもへの支援
	4）児童虐待の防止
4　人権尊重と社会貢献の精神の育成	1）豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む
	2）社会の持続的な発展をけん引する力とグローバルに活躍する人材を育成
5　確かな学力の育成と個性と創造力の伸長	1）全ての児童・生徒に確かな学力を育む
	2）すこやかな体を育て、健康的に生活する力を育む
	3）夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む
6　安全な学校と信頼される教育の確立	1）安全で質の高い教育をささえる環境の整備と安全に生活する力を育む
	2）みずほの教育を担う優れた教員の確保と育成
	3）学校教育に専念できる教員体制と働き方改革の推進
	4）地域と学校が連携・協働する教育活動の推進
7　青少年の健全育成	1）青少年の意欲を高める事業の推進
	2）地域と一体となった地域社会づくりの推進

基本目標2　子どもたちがのびのびと育つまち

〈施策分野1〉　子育てしやすい環境

現況と課題

地域の力を活用し、子育てや子どもの育ちを、家庭、学校、企業、地域社会それぞれがささえ、子どもに目が行き届き、安心して子育てをすることができる社会環境を構築していくことがもとめられています。瑞穂町は、平成30年に新たに子育て応援課と子育て世代包括支援センター(ゆりかごステーション)を設置することで、妊娠期から子育てに関する施策の充実をはかってきました。

子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭に関するあらゆる相談や妊婦からの相談を受け、児童虐待の防止や保護者の育児負担軽減、良好な家庭環境への改善に向けた支援などを行っています。また、児童虐待対応力を強化し、機能の充実をはかりました。

妊娠中・出産後に、子育てに不安を感じる人が多くなる傾向があり、ひとりで悩んでいる方も多い現状です。子ども家庭支援センター、ゆりかごステーションの連携を強化し、相談や各種サービスによるきめ細やかな支援が必要です。

10年後のめざす姿

全ての子育て家庭や妊産婦が、未来にわたって安心して子育てができるまちとなっています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和 12 年度目標値
この地域で、今後も子育てをしていきたいと回答した人の割合の平均値	91.8% (令和元年度)	93.7%	95.6%
移動児童館の利用者数	1,917 人 (令和元年度)	2,619 人	3,724 人

施策

1　切れ目のない妊産婦・子ども・家庭への支援

重点　創生　妊産婦、18歳未満の子どもと家庭を支援するため、交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、講習などの充実をはかります。

【主要な取組】

- ○ 子ども家庭支援センター事業の継続
- ○ 子育て世代包括支援センター事業の継続
- ○ ファミリー・サポート・センター活動の継続
- ○ 相談員の専門性の強化と相談内容に応じた適切な指導・援助
- ○ 子育て関連事業および子育て情報の発信強化

2　子どもと親の居場所づくり

創生　児童館や子ども家庭支援センター等で、子どもと親の居場所としての環境づくりを推進します。また、児童館や保育園・幼稚園の園庭開放などによる「子育てひろば」活動を充実し、親子交流事業等の充実をはかります。

【主要な取組】

- ○ 児童館事業の充実
- ○ 移動児童館事業の拡充
- ○ 「子育てひろば」活動の充実
- ○ 親子交流事業の充実

移動児童館　料理教室

瑞穂町の主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 子ども・子育て支援事業計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

3）つながる地域づくり

4）危機に備える

子育て施策を充実させ、子育て家庭が孤立することなく、安心して子育てができるよう、地域全体でささえられる環境を整え、支援充実につとめます。

基本目標2　子どもたちがのびのびと育つまち

〈施策分野2〉　保育・幼児教育の充実

現況と課題

瑞穂町では、公立・私立保育園8園、認定こども園2園、小規模保育事業所1園、幼稚園2園があります。町では多様化する保育サービスに対応するため、民間活力を活用するとともに、町全体の保育サービスの拡充につとめてきました。母親の潜在的な就労意欲は高く、共働き世帯増加の傾向は続くと予想され、引き続き待機児童の解消に取り組むことがもとめられています。

また、近年、保育と幼児教育（幼稚園）の境目がなくなりつつあり、両者をふまえて質の高い幼児教育をもとめるニーズが強まっています。さらに、子育て家庭の保育サービスのニーズに対応する柔軟なサービス提供が必要です。

10年後のめざす姿

子育てに関する相談しやすい環境が整備され、「幼児期」の保育・教育サービスが充実している結果、安心して子育てができ、笑顔で過ごせています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
保育園待機児童数	０人 （令和２年４月現在）	０人	０人
学童保育待機児童数	１人 （令和２年４月現在）	０人	０人

施策

1　待機児童の解消

創生　幼稚園から認定こども園への移行など、引き続き待機児童0を継続するあらゆる施策を展開し、良質な保育サービスをめざします。また、保護者のニーズに対応した、町内全幼稚園で実施している預かり保育事業の継続と拡充のための支援を推進します。

【主要な取組】

○ 民間保育所における定員拡充の支援
○ 幼稚園の預かり保育の拡充による待機児童の解消

2　保育・幼稚園の質の向上

創生　延長保育や病児・病後児保育等、多様化する保育サービスに柔軟に対応するとともに、子どもの発達に合わせたカリキュラムを充実させ、保育士の知識・技術の向上を支援します。さらに、保育事業等の環境整備の充実をはかります。

【主要な取組】

○ 保育についての知識や技術の向上のため、保育士などの各種研修の実施
○ 延長保育の充実および病児・病後児保育の充実
○ 施設の増改築などによる保育事業等の環境整備

3　学童保育クラブの運営

創生　多様化する利用者ニーズに対応するため、さまざまな児童の受入体制を整備するとともに、指導員などの知識や技術の向上をはかり、施設運営の拡充につとめます。

【主要な取組】

○ 学童保育クラブ事業の充実
○ 指導員などの知識や技術の向上
○ 延長保育、期間限定保育の充実

瑞穂町の主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 子ども・子育て支援事業計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

3）つながる地域づくり

保育の質を高めるとともに、充実した保育・幼児教育事業を推進します。

4）危機に備える

感染症などの発生・拡大時に備え、環境整備の充実、対応につとめます。

基本目標2　子どもたちがのびのびと育つまち

〈施策分野3〉　支援が必要な子どもと家庭への支援

現況と課題

ひとり親家庭、障がい児、児童虐待など、支援が必要な子どもや家庭が年々増加している現状であり、その対応にはきめ細やかな取組が必要となっています。

ひとり親については、就労したくても子どもがまだ小さく、ほかに養育してくれる人がいない場合、経済的にも精神的にもその生活は厳しいものとなっています。

障がいのある子どもが病気になったときなどの支援については、地域における療育の場は増えつつありますが、専門的な療育を行えるように、保健・医療に加え、児童福祉や学校保健が連携して支援することが必要です。

児童虐待の早期発見や適切な支援をはかるためには、関係機関が児童などに関する情報や支援方針を共有し、適切な連携のもとで対応していく体制の強化がもとめられています。令和2年度には、児童虐待防止法および児童福祉法が改正され、児童への体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化が盛り込まれました。子ども家庭支援センターや保健センター等での相談、乳幼児健康診査時における身体の様子の観察、関係機関の情報提供により児童虐待の早期発見と早急な対応をはかることが必要です。

10年後のめざす姿

支援が必要な子どもと家庭が、きめ細やかな支援を受けられる環境が整っています。

施策

1 子どもの貧困対策の推進

重点 瑞穂町の実情をふまえ、貧困の世代間連鎖を断ち切るべく、福祉や教育などの施策取組の過程で得られる子どもたちの状況に関する情報を活用し、すべての子どもたちがすこやかに成長できるよう、関係機関と連携して事業の充実をはかります。

【主要な取組】

○ 関係機関との連携による、教育、生活、就労、経済的な支援

2 ひとり親等の福祉の充実

重点 地域におけるひとり親家庭等の現状の把握につとめるとともに、その自立が一層促進されるよう子育てや生活支援、就労支援、経済的支援など、関係機関との連携を強化し、総合的な支援を推進します。さらに、西多摩福祉事務所や社会福祉協議会など、関係機関と連携し支援の充実につとめます。

【主要な取組】

○ ひとり親家庭への支援充実

3 障がいのある子どもへの支援

病気や発達の遅れ、障がいのある子どもに対し必要な支援を行います。健診時などにおける発達障害の疑いのある子どもを早期に発見し、関係機関との連携により必要な支援を行います。

【主要な取組】

○ 障がいのある子どもに対する支援充実

○ 特別支援教育の推進

4　児童虐待の防止

地域からの情報が重要であり、虐待による重篤な事件を発生させないため、早期発見につとめるとともに、要保護児童対策地域協議会と連携し未然防止をはかります。

【主要な取組】

○ 関係機関との連携強化による児童虐待の早期発見と早急な対応
○ 保護者交流事業等の充実
○ 要保護児童対策地域協議会と関係機関の連携による、さまざまな困難事例に対する適切な支援

瑞穂町の主な関連計画

● 地域保健福祉計画
● 子ども・子育て支援事業計画
● 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
● 教育基本計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

3）つながる地域づくり

子育て中の家庭に対し、手当の支給や医療費助成など経済的負担軽減に配慮します。

4）危機に備える

基本目標2　子どもたちがのびのびと育つまち

〈施策分野4〉　人権尊重と社会貢献の精神の育成

現況と課題

自らを尊重し他人をも尊重する人権教育の取組は、差別、虐待、いじめなどの解消に向けて一層重要となっています。学校教育では、人間尊重の理念を正しく理解するとともに、学校・家庭・地域社会との緊密な連携のもとに、社会に貢献する精神と郷土を愛する心、国際感覚を備えた人間性豊かに成長することをめざす教育を推進する必要があります。そのために、人権教育および心の教育を充実させるとともに権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進することが重要です。

10年後のめざす姿

互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識の醸成が育っています。

施策

1　豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む

重点　創生

人権尊重の理念を広く深く定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすための人権教育を推進するとともに、いのちを大切にする心や自他ともに思いやる心、規範意識を育む道徳教育を行います。また、インターネットなどの利用により、いじめなどのトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、児童・生徒と保護者がともに情報モラルについて学ぶ機会を設定するなど、児童・生徒の発達段階に応じ指導を行います。いじめは人権侵害であり、どの学校でも、どの児童・生徒にも起こる可能性があるとの認識のもと、学校の教育活動全体を通じて指導の徹底をはかります。

【主要な取組】

- ○ 人権教育の推進
- ○ 「考え議論する道徳科の授業」の実現と道徳教育の推進
- ○ 情報モラルの教育の推進
- ○ 「いじめ」に対する指導の徹底と丁寧な対応
- ○ SOSの出し方（自殺防止）に関する教育の推進
- ○ 適切な性教育
- ○ 人権教育を基盤にした生活指導の推進

ポスター　いじめ防止・みんな大切な人

2　社会の持続的な発展をけん引する力とグローバルに活躍する人材を育成

重点

瑞穂町の自然、文化、伝統、歴史、地域産業を知り、町を愛し、町のよさを誇りにもち、理想とする町の未来を切り開いていける力を養うとともに、日本や国際社会に貢献できる児童・生徒を育成します。また、人間の意図したことを的確に処理できるよう体験的に理解するプログラミング教育に取り組みます。

さらに、児童・生徒がグローバル社会でたくましく生き抜けるよう、英語力を身に付け、積極的にコミュニケーションをはかる姿勢や自らの考えを論理的に説明することができる能力などを育成します。

【主要な取組】

- ○ ふるさと学習「みずほ学」の推進
- ○ SDGsの視点に立った主権者教育
- ○ 小学校からのプログラミング教育
- ○ 英語教育、国際交流の推進
- ○ 日本の伝統・文化理解教育の推進

みずほカルタ

瑞穂町の主な関連計画

● 教育基本計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

3）つながる地域づくり

4）危機に備える

子どもたちが夢や希望をもって自立的に未来を切り開いていくために、町の自然や文化・伝統、歴史、現在を知り、瑞穂を愛するとともに、理想とする町の未来を切り開いていける力を養う中で、日本や国際社会に貢献できる児童・生徒を育成していきます。

ふるさと学習「みずほ学」による地域産業の特徴を伝えるため、町内企業との連携、充実につとめます。

基本目標2　子どもたちがのびのびと育つまち

〈施策分野5〉　確かな学力の育成と個性と創造力の伸長

現況と課題

全国学力・学習状況調査は全ての学力をはかっているものではなく、あくまでも一側面に過ぎません。全国学力・学習状況調査の問題を作成するにあたって、国立教育政策研究所の解説によると「実生活において不可欠であり、常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能であったり、さまざまな課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力であったりする」としています。基礎学力の差は、自己を肯定して生きる力が弱いことに反映している一面も想定されます。そのため、学習習慣の形成や学習意欲を高めることも含めて、授業内容が難しくなる小学校4年生から6年生までをターゲットに、学校内外の生活や学習の基盤をつくる教育の推進が重要です。

また、障がいのあるなしにかかわらず児童・生徒が夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育むために、「人間関係形成・社会形成能力」や「課題対応能力」とあわせて、「自己理解・自己管理能力」や「キャリアプランニング能力」を高めるといった、いわゆるキャリア教育を推進していく必要があります。

今後も児童・生徒の学力を高め、将来に向かって自立・協働・創造できるよう全力をあげて取り組んでいく必要があります。

10年後のめざす姿

確かな学力の向上と、社会の変化に対応できる思考力、判断力、表現力が育成され、子どもたちの個性と創造力が豊かになっています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
小学校６年生における平日の授業以外の勉強時間（家庭学習等の時間）が１時間以上である児童の割合	60.8% (令和元年度)	65.0%	67.0%
中学校３年生における平日の授業以外の勉強時間（家庭学習等の時間）が１時間以上である生徒の割合	49.9% (令和元年度)	68.0%	70.0%

施策

1　全ての児童・生徒に確かな学力を育む

重点　創生

学級や学年、学校の集団づくりは大切であり、より良い集団づくりに参画させることで、児童・生徒の一人ひとりの良さや可能性を活かすと同時に寛容で共感的な集団の雰囲気を醸成します。学習習慣の形成や学習意欲を高めることも含め、英語検定や漢字検定、地域学校協働本部の運営による放課後学習等を実施し、学力を向上する取組を行います。

【主要な取組】

- ○ 学校内外の生活や学習の基盤をつくる教育の推進
- ○ 生きてはたらく基礎的な知識・技能の習得をはかる教育の推進
- ○ 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力などの育成をはかる教育の推進
- ○ 読書活動の推進
- ○ 地域学校協働本部の運営による放課後学習等

2　すこやかな体を育て、健康的に生活する力を育む

重点　児童・生徒が運動を通して、フェアプレーやチームワークの精神、相手を思いやる心を育むとともに、体力向上や健康づくりに自ら意欲的に取り組む態度を養います。児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食を通して地産地消や地域の産業、文化への理解を深めるために、学校給食などを活用した食育を推進します。

【主要な取組】

- ○ 体力向上と健康教育の推進
- ○ 部活動指導への支援
- ○ 食育と食物アレルギー対策の推進

3　夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む

障がいのある児童・生徒に対して、切れ目なく、継続性のあるきめ細やかな指導・支援を行い、児童・生徒一人ひとりが、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を醸成します。また、長期化する不登校児童・生徒に対して、在籍教室外でも学習の支援が受けられるなどのシステム作りとその実践を行います。

【主要な取組】

- ○ キャリア教育の推進
- ○ 特別支援教育の推進（再掲）
- ○ 通常の学級で必要な特別支援教育の支援や合理的配慮を行う支援員などの配置
- ○ 不登校対策の推進
- ○ 個に応じた指導・支援の充実
- ○ 「みずほあったか先生」の推進

瑞穂町の主な関連計画

● 教育基本計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

3）つながる地域づくり

4）危機に備える

放課後学習「学びのテーマパーク」等を通じて思考力・判断力・表現力などの育成をはかるとともに、心身の調和のとれた発育、発達を促し、主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養います。

地域学校協働本部で運営される放課後学習「学びのテーマパーク」は、地域コーディネーターや学習支援者など地域住民が主体となって学校を支援しています。

基本目標2　子どもたちがのびのびと育つまち

〈施策分野6〉　安全な学校と信頼される教育の確立

現況と課題

瑞穂町の学校教育施設は老朽化がすすみ、小・中学校の冷暖房施設・空調施設、給水管などの改修、施設の耐震化などを実施してきました。特に、災害時には体育館が避難所としての役割を果たすことから、学校施設の長寿命化計画にもとづき、総合的な視点からの中長期的な大規模改修などの整備を推進することが必要です。

近年さまざまな場面でグローバル化、デジタル化がはかられています。教育現場も例外ではなく、多くの教育機関でインターネットの活用やPC・タブレットといった携帯情報端末を取り入れた教育システムが主流となりつつあります。児童・生徒の支援ツールとして引き続きICT化を推進し、関係機器・施設の充実が必要です。

学校での安全教育は、日常生活の中に潜むさまざまな危険を予測し、自己や身近な他者の安全に配慮した行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善・回避することができるようにするなど、基礎的な資質・能力をすべての児童・生徒に育成することが不可欠です。

東京都における教員の長時間労働の実態は深刻であり、瑞穂町でも同様な状態であるととらえ、常態化した長時間労働は、教員の健康被害や教育の質の低下が懸念されることから、教員の勤務状況を早急に改善することが重要です。

学校と地域との連携状況は、これまでPTA活動や学校運営連絡協議会などを通じて連携強化がはかられています。一方、学校と地域が協働して、子ども達のために学習や登下校の安全などについての取組は一層強化することがもとめられています。

10年後のめざす姿

教育現場のICT環境が整備されるとともに、新しい時代の教育の実現に向けた学校と地域の連携・協働が行われています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
タブレット型パソコンの児童・生徒への配備率	14% (令和２年10月現在)	100%	100%
教員の出退勤システムの導入校数	０校 (令和２年10月現在)	７校（全校）	７校（全校）
小学校スクールガードリーダーの委嘱校数	０校 (令和２年10月現在)	３校	５校（全小学校）

施策

1　安全で質の高い教育をささえる環境の整備と安全に生活する力を育む

重点　学校の施設・設備を定期的に点検し安全をはかるとともに、計画的、中長期的な大規模改修などにつとめます。また、教育現場におけるICT機器の整備・更新を順次すすめていきます。さらに、学校での安全教育の充実をはかるとともに、通学路の安全対策の強化につとめます。

【主要な取組】

- ○ 安全・安心な学校施設の維持・整備の推進
- ○ 快適なトイレや空調設備の整備の推進
- ○ ICT環境の計画的な整備の推進
- ○ GIGAスクール構想の実現
- ○ 安全教育の推進と通学路などの安全の確保
- ○ 就学・進学に関する援助の推進

2 みずほの教育を担う優れた教員の確保と育成

西多摩地区公立学校教員公募制度を最大限活用し、瑞穂町の教育に関心が強く、教育指導力の高い教諭、主任教諭および主幹教諭を採用していきます。

【主要な取組】

- ○ 瑞穂町の教育に尽力したい教員の確保
- ○ 職層に応じた教員研修や次の職層を意識した教員研修の推進
- ○ 教育課題や町の施策を推進する委員会・連絡会の設置
- ○ 校内研究・指定校研究の推進
- ○ 教職員の服務事故を防止する研修の推進

3 学校教育に専念できる教員体制と働き方改革の推進

町立学校における働き方改革推進プランに基づき、教員の働き方改革を推進します。

【主要な取組】

- ○ 教員の職務を支援する施策の展開
- ○ 教員の在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- ○ 部活動指導への支援

4 地域と学校が連携・協働する教育活動の推進

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者などの参画により地域全体で子どもたちの成長をささえ、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進します。

【主要な取組】

- ○ 地域学校協働本部の運営による放課後学習や登下校の安全対策など、学校支援の推進
- ○ 社会に開かれた教育課程と学校運営連絡協議会や第三者評価による学校経営の推進

瑞穂町の主な関連計画

- 教育基本計画
- ICT教育施設整備計画
- 公共施設等総合管理計画
- 町立学校における働き方改革推進プラン

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

地域学校協働活動（地域学校協働本部の活動）により、地域住民が、学校と協働し、児童・生徒の教育や見守り活動にかかわることで、地域社会へ貢献し、自己の充実がはかられます。

3）つながる地域づくり

地域学校協働活動により、地域住民が、学校と協働し、児童・生徒の教育や見守り活動にかかわっていきます。

4）危機に備える

大規模災害時に備え、避難所機能を発揮できるよう、施設の維持管理・改修につとめます。

基本目標2　子どもたちがのびのびと育つまち

〈施策分野7〉　青少年の健全育成

現況と課題

青少年の中には、家庭環境における複雑な課題を抱える人や、対人関係に課題を抱えている人など、さまざまな人がいます。その背景には、低年齢化している青少年の凶悪犯罪の発生などといった、社会環境の悪化と社会全体のモラルの低下とともに、家庭を含めた人間関係の希薄化と社会の基本的なルールへの認識低下などがあり、さまざまな課題が指摘されています。

青少年の育成は、乳幼児期からの育ちの積み重ねの先にあるものであり、青少年の育成を考える上で、乳幼児期、青少年期、成人期を視野に入れることが非常に重要です。小学校入学後は、生きる力を育むとともに、知識、さまざまな文化、考え方、自然に触れ、心身の調和がとれた発達をはかる重要な時期です。

瑞穂町では、青少年が活躍できる多くの機会を提供するため、青少年問題協議会、地区青少年協議会、青少年委員会、子ども会など多くの団体と協働による育成活動を推進しています。また、青少年育成団体や青少年自身が地域活動の企画・運営に参画する経験は、青少年の健全育成活動への関心、意欲を高めることにつながります。そのために青少年団体や指導者・リーダー育成への支援や効果的な事業プログラムを構築・実践することが必要です。

近年、スマートフォンの急速な普及により、SNSなどを通じ、犯罪、誘拐、いじめなどに青少年が巻き込まれている現状もふまえ、青少年を有害情報から守るための取組、規範意識の醸成、意識啓発活動も必要です。また、ニート、失業、非正規雇用など、就労意識や意欲、就労実態などに課題を持つ青少年への支援も必要です。今まで以上に青少年や若者の特性を理解し、健全育成という最大の目的を地域が一体となり、関係機関などと連携して対応していく必要があります。

10年後のめざす姿

行政、学校、家庭、地域社会が協働して、青少年健全育成活動や体験活動が充実し、青少年が心身ともにすこやかに育っています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
青少年委員会活動参加者数	510人 (令和元年度)	560人	610人

施策

1　青少年の意欲を高める事業の推進

青少年が主体性を持って地域や社会にかかわり参加する場を提供し、これからの社会を創造する青少年の豊かな人間性、社会性を育みます。

【主要な取組】

- ○ こどもフェスティバル等の事業機会の提供
- ○ ジュニアリーダー養成講座等の体験活動機会の提供
- ○ 子ども会をはじめとする青少年健全育成団体などへの活動支援
- ○ 生涯学習センター等における活動環境の充実および居場所づくり

子どもリーダー宿泊研修会

2 地域と一体となった地域社会づくりの推進

学校、幼稚園、保育園などにおける安全対策はもとより、住民の積極的な地域活動への参加、関係機関の協力により、非行や事件・事故の防止につとめます。

【主要な取組】

○ 学校等の安全対策
○ 非行と事故防止活動
○ 犯罪からの保護
○ 関係機関と協力し、青少年の相談・支援事業の充実

瑞穂町の主な関連計画

● 教育基本計画
● 子ども・子育て支援事業計画
● 生涯学習推進計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

地区青少年協議会等とさまざまな交流ができる事業を創出します。

3）つながる地域づくり

家庭・地域・学校など人や各団体との交流をすすめ、個人個人の地域でのつながりをつくっていきます。

4）危機に備える

非行や事件・事故に巻き込まれないよう、関係機関などと連携し見守り活動、浄化活動などにつとめます。

瑞穂第一小学校の児童たちと校庭の芝生

こどもフェスティバル

基本目標3

豊かなこころを育むまち

＜施策分野＞	＜施策＞
1　生涯学習	1）生涯学習の推進
	2）図書館活動の充実
2　文化・芸術	1）文化・芸術の振興
	2）文化財保護・郷土資料の保管整理
3　コミュニティ	1）コミュニティ活動の活性化
	2）地域コミュニティ活動の基盤づくり
4　平和・人権	1）平和行政の推進
	2）人権の尊重
	3）男女共同参画社会の推進
5　国際交流	1）国際交流の推進
	2）多文化共生のまちづくり

基本目標3　豊かなこころを育むまち

〈施策分野1〉　生涯学習

現況と課題

これまで生涯学習に取り組むさまざまなグループ、団体の形成があり、主体的かつ継続的な学習活動が展開され、生涯学習推進団体の登録の増加や各種団体との共催による住民提案型協働事業が実施されています。令和2年度には、第2次瑞穂町生涯学習推進計画を策定し、住民が誰でも生涯自由に学習する機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に活かすことのできる社会づくりをめざします。

図書館サービスの充実では、西多摩地域の広域利用や武蔵村山市との相互利用の推進、インターネットによる資料検索予約システムの運用、さらに読書講演会等の開催に加え、郷土資料館と連携した地域資料のデジタル化等、利便性の向上や事業の充実をはかっています。地域図書室でも、ボランティアと連携したおはなしの会や読書会などを開催し、地域の実情に即した運営につとめています。また、図書館の改修に向けては、図書館運営の現状や課題、今後のあり方などの検討をすすめ、「本や人とゆるやかにつながり、自分の居場所と感じられる図書館」をメインコンセプトとした図書館改修工事基本計画を住民などとの協働で策定し、改修工事に着手しました。

図書館活動を充実させるために、多様化する利用者ニーズに対応した資料の収集や、貸出体制の充実、本に親しむきっかけづくりなど、住民にとって居心地がよく、自分の居場所と感じられる場所にしていくことが重要です。

10年後のめざす姿

誰もが、いつでも、どこでも、気軽に学習できる環境が身近にあり、住民との協働で作りあげた多様な学習機会を通じ、世代・地域を超えたさまざまな交流が生まれています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
図書館（図書室）利用者数	31,746人 （令和元年度）	33,000人	35,000人
生涯学習団体数	181団体 （令和元年度末日時点）	190団体	200団体

施策

1 生涯学習の推進

生涯学習推進計画の施策を推進するとともに、すべての住民やグループが生涯にわたって学べるよう多様な講座や教室を協働によって実施します。また、出前講座制度の活用や総合人材リストの拡充につとめます。

【主要な取組】

○ 自主的活動、学習活動を行うグループなどへの支援
○ スカイホール、生涯学習センターの運営・管理の見直し
○ こどもフェスティバル、総合文化祭、成人式、住民などとの協働による事業の実施

2　図書館活動の充実

重点　創生

図書館改修に向けて確実に事業を実施するとともに、人と人を繋ぐ交流の場となるよう、幅広い分野の図書資料を収集し、調査相談・情報提供のさらなる充実につとめます。また、住民との協働でおはなしの会等の読書活動を推進し、自分の居場所と感じられる交流の場を創出するとともに、住民に親しまれる図書館をめざします。

【主要な取組】

- ○ 図書館資料の充実
- ○ 学校図書室との連携
- ○ 西多摩地域広域利用をはじめとした貸出体制の充実
- ○ 町内の公共施設等と連携した、住民に身近な図書館のあり方の検討
- ○ 住民やボランティアなどの団体との協働による読書活動の実施
- ○ 図書館改修事業の推進
- ○ 図書館施設の運営・充実

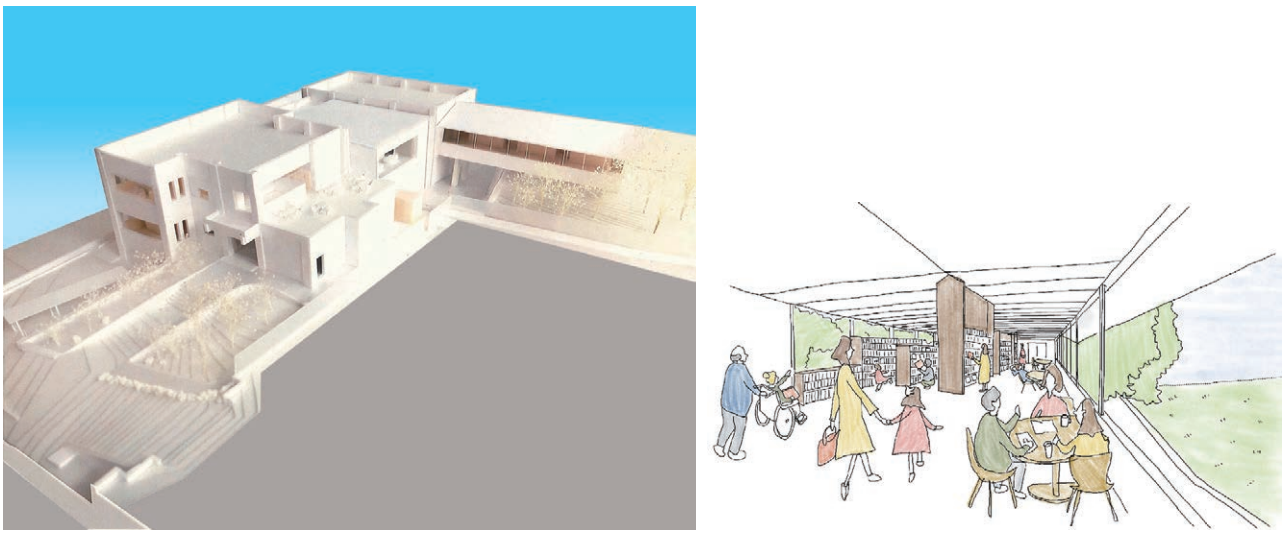

図書館改修事業（完成イメージ）

瑞穂町の主な関連計画

- 生涯学習推進計画
- 図書館改修工事基本計画
- 子ども読書活動推進計画
- コミュニティ振興計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる	地域資料を充実させ、町の魅力を発信します。
2）資源を磨き生活の質を豊かにする	学校プログラム、地域の自主団体などとの連携による多様な学習機会を通じ、住民の生活を豊かにしていきます。
3）つながる地域づくり	図書館を「本」や「人」を通してさまざまなつながりを育む場として、また、誰もが「自分の居場所」と感じられる場所として活用します。 主体的に構成されたグループや団体について、互いに連携し活動することによってつながりを広く強固なものにしていきます。
4）危機に備える	自主活動および学習活動の場を広げるとともに、住民同士のつながりを深め、危機に対応します。

基本目標3　豊かなこころを育むまち

〈施策分野2〉　文化・芸術

現況と課題

瑞穂町の主要な文化活動の場であるスカイホールは、住民の文化活動や学習成果の発表の場として、総合文化祭をはじめとする多くの文化事業に活用されています。文化・芸術の空間を提供する耕心館は、ジュニアピアノコンテスト等の発表会やサロンコンサート等が行われているとともに、耕心館の代表的な事業となった瑞穂のつるし飾りは、町外からも多くの方が訪れています。

また、町の歴史を次世代に伝えていくほか、自然や文化の拠点となる施設として整備された郷土資料館「けやき館」では、町の貴重な文化財などの保存・展示を行うとともにさまざまな事業を実施しています。

文化・芸術の振興のためには、優れた文化・芸術に触れる機会の提供や、町外からの町内施設への利用者および来館者を増やすと同時に、文化団体などの自主的な運営による自発的な活動が必要です。また、スカイホールについては、施設の老朽化がすすんでいる現状をふまえ、適切な維持管理につとめるとともに、利活用も含め今後のあり方について検討が必要です。

文化財などの保存・継承や、歴史・自然・文化などのふるさとの良さを伝えることで、小・中学生のふるさとに対する愛着、関心を向上させ、後世に引き継ぐことが重要です。

10年後のめざす姿

スカイホール、耕心館、郷土資料館「けやき館」をはじめ、多様なプログラムの展開と各施設の適正な維持管理により、誰もが身近に自分の興味に合った質の高い文化・芸術・歴史に親しむ環境が整っています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
スカイホール利用者数	43,768人 (令和元年度)	48,000人	52,000人
郷土資料館来館者数 (　)は新規来館者数	39,325人 (10,477人) (令和元年度)	43,000人 (12,900人)	46,000人 (13,800人)

施策

1 文化・芸術の振興

創生 優れた文化・芸術に親しむ機会の提供や、文化団体などが自立するための支援を行います。また、スカイホールを拠点とした事業の展開、耕心館と郷土資料館が一体となった、音楽や演劇、文化活動などの成果を発表する場の創出および事業の充実をはかります。

【主要な取組】

- ○ 町内を拠点とする文化団体などへの活動支援
- ○ スカイホールを拠点とした事業の展開および今後の施設運営の検討
- ○ 耕心館と郷土資料館が一体となった事業の充実

2　文化財保護・郷土資料の保管整理

郷土資料館「けやき館」では、文化財などの保存・継承や、歴史・自然・文化などのふるさとの良さを伝えるため、ふるさと学習「みずほ学」との連携を強化します。また、小・中学生の歴史・文化などへの関心、知識を向上させるとともに、貴重な郷土資料などを収集し保管、収蔵および活用につとめます。

【主要な取組】

- ○ 瑞穂町の歴史や文化に関する有形・無形資源等の保存と活用
- ○ 文化財保護活動の普及・啓発
- ○ 伝統芸能の後継者の育成
- ○ ふるさと学習「みずほ学」との連携の強化
- ○ 自然保護活動の普及啓発
- ○ ふるさとづくり推進事業の継続

郷土資料館「けやき館」

瑞穂町の主な関連計画

● 生涯学習推進計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

スカイホール、耕心館、郷土資料館等、それぞれの施設の持つ魅力を活かした多様なプログラムの展開により、施設とプログラムが一体となった芸術・文化空間を町外に向けても発信することにつとめます。

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

耕心館、郷土資料館が一体となって、地域住民のボランティアなどとの協働による事業展開につとめます。

3）つながる地域づくり

文化芸術を通して、住民のつながりを広げるとともに、周辺施設などと連携した事業展開につとめます。

4）危機に備える

歴史や伝統の継承により、危機の対応を学びます。

基本目標3　豊かなこころを育むまち

〈施策分野3〉　コミュニティ

現況と課題

少子高齢化、生産年齢人口の減少など、社会構造が大きく変化する中、まちづくりの基礎となる地域コミュニティの活動機能が停滞してきていると同時に、地縁のない住民が増加し地域コミュニティが希薄化してきています。

瑞穂町には現在40の町内会・自治会がありますが、加入率は42.6%（平成31年4月現在）で、この10年間で17.5ポイント下がっています。町内会・自治会加入世帯の高齢化は顕著な状況ですが、その高齢世帯の脱退、若い世代をはじめとした未加入世帯の増加、会員減少による役員への負担増に伴う役員のなり手不足など、町内会・自治会を取り巻く環境は一段と厳しくなってきています。

瑞穂町では、これまで町内会・自治会への加入促進に取り組むほか、地域コミュニティ活性化のため、町内会・自治会などが実施する事業に対し、地域づくり補助金による支援などを行ってきました。町内会・自治会への未加入世帯には、どんな活動をしているのか知ってもらい、地域の情報を共有するなど、興味を持ってもらうことで、町内会・自治会の必要性を認知してもらうことが必要です。

また、少子高齢化が進行する中で、孤独の解消、社会的つながりの強化のためには、「ゆるやかなつながり」が重要性を増していくと考え、一定の分野に特化した活動を行う「テーマ型活動」と従来からの町内会・自治会などの「地縁型活動」の連携など、包括的な地域活動組織の育成がもとめられています。また、コミュニティの活動拠点からの事業を活用し、人と人とのつながりからコミュニティを活性化し、新たなささえ合いの形を創出することも必要です。

10年後のめざす姿

さまざまな団体が地域づくりや地域コミュニティの活性化に取り組み、町内会・自治会の必要性を認識し、住民自らの自治による結束力の強い地域の姿が芽生え始めています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和 12 年度目標値
これからの社会において、地域社会の活動（町内会・自治会など）に積極的に参加したいと答えた人の割合	18.4% (令和元年度)	20%	22%
コミュニティ施設利用者数 (町民会館、地区会館、コミュニティセンター利用者数)	193,258 人 (令和元年度)	210,000 人	230,000 人

施策

1 コミュニティ活動の活性化

重点　コミュニティ活動の活性化のため、町内会・自治会をはじめとしたさまざまな団体の支援を行います。また、地域のさまざまな分野で活動する団体を把握し、新たな地域コミュニティのあり方の研究・検討をすすめるとともに、協働事業の推進につとめます。

【主要な取組】

○ 町内会・自治会および自主防災組織の支援・強化
○ 協働事業の推進
○ 各コミュニティ施設(町民会館、地区会館、コミュニティセンター、スポーツ広場等)における自主グループ・サークルによる主体的な学習活動の支援

2　地域コミュニティ活動の基盤づくり

重点　コミュニティ施設の管理運営方法等を検討するとともに、誰もが利用しやすい活動環境を提供します。

【主要な取組】

○ 地域との協働による各コミュニティ施設の維持管理・運営

○ コミュニティセンター等における主催事業をはじめ、住民の交流の場としてさまざまな取組を支援

瑞穂町の主な関連計画

● コミュニティ振興計画

● 生涯学習推進計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

コミュニティ施設の柔軟な利用方法を構築し、さまざまな人々にとっての憩いの場を形成することにつとめます。

3）つながる地域づくり

地域の多様な人々が互いに認識・交流し合う従来型の居場所のほか、これまでにない出会いや交流のきっかけを生む、新たなコミュニティの構築をめざします。

4）危機に備える

災害時における地域での対応方法がわかる、共助の体制づくりにつとめます。

基本目標3　豊かなこころを育むまち

〈施策分野4〉　平和・人権

現況と課題

瑞穂町ではこれまで、住民一人ひとりに対し平和の大切さを訴えるため、平和祈念碑の建立、平和を象徴するアンネのバラをはじめとした平和関連樹木の植樹、平和のパネル展の実施、平和のメッセージおよび平和の語り部事業を展開してきました。終戦から75年が経過し、戦争を体験した先人・世代も少なくなり、戦争の記憶が風化しつつあります。平和に関して学ぶ機会を積極的に設け、平和意識の高揚をはかることが重要です。

人権を取り巻く環境は近年多種化し、児童虐待、さまざまなハラスメント、インターネットを利用した誹謗中傷など、人権を無視した許されない行為が増加しています。また、新型コロナウイルス感染症に関連して、ごく身近なところでの差別・偏見などが社会問題となっています。多様化する人権問題の解決に向け、問題を抱える住民が必要な時に相談できる体制整備が必要です。配偶者などからの暴力や、児童、高齢者への虐待など、あらゆる暴力に関する相談についても、相談窓口の連携による早期発見と対応が必要です。

また、性別にとらわれることなく、あらゆる世代が、自らの希望に応じた生き方を選択できることが理想です。男女共同参画を推進するためには、男女の役割における固定観念を払拭し、性別などに関わらず多様な人材が活躍する社会をめざし意識変革をはかる必要があります。

10年後のめざす姿

平和・人権に対する意識が住民の間に浸透し、人権を尊重し合う人のつながりが形成されています。また、性別にかかわりなくその個性と能力を発揮して、仕事や家庭、地域で活躍できる多様性が尊重された環境が整っています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
審議会等委員における女性比率	25.1％ （令和２年４月現在）	30％	33％

施策

1 平和行政の推進

平和展の実施、平和のメッセージおよび平和の語り部事業の継続、平和の象徴であるアンネのバラ等、平和関連樹木の維持・管理などを通し、平和の大切さを改めて考える機会を提供するなど、積極的な啓発活動を行います。

【主要な取組】

○ 平和展の実施
○ 平和のメッセージおよび平和の語り部事業の実施
○ アンネのバラおよび平和関連樹木等の維持・管理

アンネのバラ

2 人権の尊重

いのちや人権を無視した行為に対して迅速で適切な対応をするとともに、人権擁護委員と協働し、人権意識の啓発や相談事業の体制整備および充実をはかります。また、DVや児童虐待の早期発見、適切な対応に向けた関係機関との連携を強化します。

【主要な取組】

- ○ 人権擁護委員と連携した人権啓発活動、相談事業の充実
- ○ DVや児童虐待などの早期発見、適切な対応に向けた関係機関との連携

3 男女共同参画社会の推進

創生

瑞穂町男女共同参画社会推進行動計画の基本理念「一人ひとりが共につくる地域社会をめざして」の実現に向け、あらゆる場での男女共同参画社会形成および多様性を尊重する意識醸成に向けた個別施策をすすめます。

【主要な取組】

- ○ 男女共同参画社会推進事業の充実
- ○ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ○ 多様な性のあり方への理解促進

男女共同参画社会推進事業講演会

瑞穂町の主な関連計画

● 男女共同参画社会推進行動計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる	アンネのバラや平和祈念樹木を適正に管理し、平和意識を醸成します。
2）資源を磨き生活の質を豊かにする	平和事業を通じ、平和について考えることで、その大切さを再認識できるようつとめます。
3）つながる地域づくり	困りごとが生じた際に、寄り添いささえ合いができる関係の構築および多様な人材が活躍する社会形成をめざします。
4）危機に備える	感染症発生時における罹患者および医療従事者に対する人権に配慮します。

基本目標3　豊かなこころを育むまち

〈施策分野5〉　国際交流

現況と課題

瑞穂町は、米国カリフォルニア州モーガンヒル市と姉妹都市を締結し、平成20年度から継続して両市町による中学生のホームステイ体験などの交流事業を行っています。また、平成28年6月にはタイ王国コーンケーン市と友好交流に関する覚書を交わし、翌年度にはコーンケーン市長を含む訪問団が来町するなど、新たな交流をすすめています。

令和2年3月現在、瑞穂町には857人の外国人の住民登録者が暮らし、その数は平成27年3月の559人から5年間で約1.5倍に増えています。また国籍も多様化しています。町や地域のイベントにも外国人住民の参加が多く見受けられるほか、となり近所の住人が外国人であることも珍しくなくなりました。すべての住民が国籍、言語、文化などの違いを超えて共生し、友好関係を構築できるよう、国際的視野を持った人材の発掘・育成がもとめられています。

瑞穂町はこれまで、外国人住民の生活支援に向けて、看板などの外国語表記や出版物の多言語化に取り組んできました。また、瑞穂・横田交流協会が中心となり、横田基地関係者との住民レベルでの交流がすすめられています。

多様な都市交流を推進するためには、住民と行政の協働により姉妹都市交流等の充実をはかることが必要です。外国人住民ニーズを的確にとらえ、社会・地域参画の環境を整え、多文化共生のまちづくりをすすめることが課題となっています。

海外留学奨学資金等支給制度を通した青少年の海外留学への支援など、国際的視野に立った人材の発掘・育成を行う必要があります。

10年後のめざす姿

姉妹都市交流事業や外国人住民などとの交流を通し、国際的な視野を持った住民が活躍しています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
海外留学奨学生数（累計）	14人 （令和２年10月現在）	19人	24人

施策

1 国際交流の推進

姉妹都市であるモーガンヒル市や友好交流に関する覚書を締結したコーンケーン市との交流を推進します。

【主要な取組】

○ 姉妹都市モーガンヒル市との交流事業の実施
○ タイ王国コーンケーン市との交流の推進

2 多文化共生のまちづくり

外国人住民向け事業を実施するとともに、外国人住民の社会・地域参画を促進し、外国人住民が暮らしやすい生活環境をつくりあげます。また、国際交流の中心となる人材の育成、横田基地関係者との交流を推進します。

【主要な取組】

○ 海外留学奨学資金等支給制度の利用促進
○ 瑞穂・横田交流協会との連携による横田基地関係者との交流
○ 外国人住民の社会・地域参画の場の形成
○ 外国人住民へのコミュニケーション支援

瑞穂町の主な関連計画

● 国際化推進計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

さまざまな国籍の住民との交流を通し、多様性や国際的な視点を育みます。

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

モーガンヒル市への派遣者やホームステイ受入家庭、町内在住外国人、海外留学奨学生などと連携し、町内の国際化や姉妹都市等との交流などを効果的にすすめます。

3）つながる地域づくり

国籍、言語、文化などの違いを超え、すべての住民が互いに認識・交流し合うことのできるコミュニティの構築をめざし、誰かの困りごとに対し発見・対応しあえる仕組みの形成につとめます。

4）危機に備える

いざという時に、やさしい日本語などを活用し、外国人住民をサポートできる体制整備につとめます。

モーガンヒル市から中学生が訪問

町の中学生がモーガンヒル市へ訪問

タイ王国コーンケーン市から町への町制80周年ビデオメッセージ

外国人のための防災セミナー

基本目標4

つながりと活力に あふれるまち

＜施策分野＞	＜施策＞
1　農業	1）農業経営基盤の強化
	2）農地の保全と担い手の確保
	3）ふれあい農業の推進
2　商工業	1）商業の振興
	2）工業の振興
	3）企業誘致の推進
	4）新しい産業の創出・イノベーション
3　観光・イベント	1）地域資源の充実・活用
	2）観光情報の発信・イベント情報の充実

基本目標4　つながりと活力にあふれるまち

〈施策分野1〉　農業

現況と課題

瑞穂町は、農業者の高齢化や担い手不足などによる耕作放棄地や遊休農地が増える一方、意欲ある新規就農者を積極的に受け入れてきました。農業の持続的な発展のためには、農業者が持つ栽培方法などの技術の次世代への継承や、安定した農畜産物の生産に向けたさまざまな生産基盤の整備や維持、多様な流通網の整備と販路の拡大が不可欠です。

また、地域の農業を担う農業者に対し、農業経営基盤強化促進法にもとづく、利用権設定や農地中間管理事業による貸借等をすすめ、生産基盤の拡充と遊休農地等の解消につとめる必要があります。

水・緑と観光を繋ぐ回廊計画(「みずほ☆きらめき回廊」)の拠点整備のひとつとして位置付けられていた狭山池上流部については、さらなるソフト事業の拡充をはかりながら、農業振興のための拠点としての整備を検討し、推進する必要があります。

10年後のめざす姿

瑞穂町の農業が主要な産業のひとつとなり、農業の特産品がブランド力をもっています。また、農地が良好な田園風景を形成しています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
農地中間管理事業等にもとづく農地の貸借等を行った面積	235,655m^2 (令和元年度末日時点)	285,655m^2	335,655m^2
新規就農者受入件数（累計）	16人 (令和元年度末日時点)	19人	21人

施策

1 農業経営基盤の強化

創生 農業者の経営基盤の強化に向けた支援を推進します。また、町内で生産された農畜産物については、加工や新商品の開発、付加価値を高めるような取り組み、販路開拓・拡大、みずほブランドを含む農畜産物のPRなどの取組を推進します。

【主要な取組】

- ○ 認定農業者や認定新規就農者など意欲のある農業者の支援
- ○ 商工業や観光などとの連携による、農畜産物のブランド化、6次産業化の推進

2 農地の保全と担い手の確保

地域の農業を担う農業者に対し、農地中間管理事業等を利用した農地の貸借をすすめるほか、新規就農者の定着に向けた支援の充実をはかります。また、遊休農地の解消をはかり、優良農地の保全につとめます。

【主要な取組】

- ○ 新規就農者への支援
- ○ 農地中間管理事業の活用

3 ふれあい農業の推進

重点 農地については、農地の貸借のほか、農業者自らが運営する体験農園や観光農園を支援するなど、農地の多面性を活かした施策を推進するとともに、地産地消の推進に取り組んでいきます。

また、狭山池上流部の農地については、地権者や関係機関と調整をはかり、農業体験ができる場の創出や農業振興のための拠点整備をすすめます。

【主要な取組】

- ○ 体験農園や観光農園の推進
- ○ 農業振興のための拠点整備の推進

瑞穂町の主な関連計画

- 農業振興計画
- 産業振興ビジョン
- 都市計画マスタープラン

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる	地域ブランドとなる農畜産物が、町内外に浸透するようつとめます。
2）資源を磨き生活の質を豊かにする	優良農地を保全することで、町の資源である農地の原風景を残していきます。
3）つながる地域づくり	町民農園や体験農園をきっかけとした地域の交流の場づくりをめざします。
4）危機に備える	一時避難場所など、多面的機能を有する農地の保全につとめます。

基本目標4　つながりと活力にあふれるまち

〈施策分野2〉　商工業

現況と課題

瑞穂町の中小商業事業者を取り巻く環境は、大型商業施設、コンビニエンスストアの進出やインターネットを利用した通信販売などにより、非常に厳しい状況であり、これらとの共存が課題となります。また、多くの事業主にとって後継者育成、事業承継も課題となっています。瑞穂町商工会と協働で、地域に密着した商店の活性化に向けた取組を行うとともに、農畜産物や観光資源と組み合わせ、新たな価値を生み出すことで商業の振興と地域経済の活性化をはかることが重要です。

瑞穂町における工業は、従業員100人未満の事業所が9割以上と小規模な事業所が多い状況です。1事業所あたりの製造品出荷額等や従業員1人あたりの製造品出荷額等は多摩地域や東京都の平均と比較し高い水準となっていますが、後継者育成、事業承継が課題となっています。そのため、町内の事業所の大半を占める中小事業者の蓄積された技術の承継が課題となっています。

東京都は、多摩地域にある大学、研究機関、専門人材、大手ハイテク企業、高い技術力を有する中小企業などの集積と、国内外の先端産業やスタートアップ創業者との活発な融合により、世界有数のイノベーション先進エリアとして、多摩イノベーションパーク（仮称）構想をすすめています。また、国においては、令和2年7月に経済財政運営と改革の基本方針2020が閣議決定され、新型コロナウイルス感染症の影響で新たな日常が必要となり、企業・事業者などにおいてもデジタル化の遅れが課題となっているといわれています。

瑞穂町の経済をささえる多様な業態の中小企業は、製造業をはじめ高い技術力を有しています。今後、先端技術を活用し、業種・分野の枠を超えたこれまでにないイノベーションを創出していくことが必要です。

10年後のめざす姿

地域の商店と大型商業施設等が共存し、活気にあふれています。町内の工業事業者が活気にあふれ、技術力の高い工業集積地が形成されています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
企業誘致奨励制度による企業立地数	３社 (令和元年度)	６社	９社

施策

1 商業の振興

地域に密着した商店の活性化のために、地域の商店などが実施するさまざまな取組と後継者育成などを支援します。また、みずほブランド事業のさらなる充実をはかります。

【主要な取組】

○ 商店などが実施するイベントに対する支援
○ みずほブランドの推進とPR
○ 商店などに対するICTの取組への支援

2 工業の振興

創生 経営基盤が不安定な中小企業に対し、融資制度の促進や商工会や専門家などと連携し、企業経営の安定に向けた支援と今後のデジタル化推進に向けた支援につとめます。また、企業訪問で得た課題に対し支援策を検討します。さらに、青梅線沿線地域産業クラスター協議会などと連携し、企業支援につとめます。

【主要な取組】

- ○ 商工会と連携した中小企業の支援
- ○ 企業訪問の実施

3 企業誘致の推進

創生 雇用の確保、経済波及効果およびイノベーション創出のため、優良企業の立地を促進します。

【主要な取組】

- ○ 町外の企業に対する、瑞穂町のPR
- ○ 立地希望事業者に対する情報提供

4 新しい産業の創出・イノベーション

創生 最先端技術の活用や新しいサービスを生み出すため、異業種・他分野の組織の枠を越えた活発な人材交流を促進することで、新たな産業、イノベーションの創出につとめます。さらに、新たなイノベーションを創出するためにも事業承継について支援します。

【主要な取組】

- ○ 異業種間の人材交流の推進
- ○ 事業承継への支援
- ○ イノベーションの創出に向けたまちづくりの研究・検討

瑞穂町の主な関連計画

- 産業振興ビジョン
- 工業振興計画
- 都市計画マスタープラン

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

みずほブランドを有効に活用し、町の魅力を町内外に発信します。

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

町の産業力を高めるために、最先端技術の活用や新しいサービスを生み出し、あらゆる産業の価値を高めます。

3）つながる地域づくり

4）危機に備える

製造業が盛んな瑞穂町

基本目標4　つながりと活力にあふれるまち

〈施策分野3〉　観光・イベント

現況と課題

瑞穂町の観光資源である自然豊かな狭山丘陵、水・緑と観光を繋ぐ回廊計画(「みずほ☆きらめき回廊」)の拠点である、さやま花多来里の郷、郷土資料館「けやき館」には、多くの観光客が訪れます。また、産業まつりをはじめ各種イベントでは、住民や団体同士の交流がはかられています。交流人口のさらなる増加による地域経済の活性化のため、人を惹きつける観光資源やイベントを充実させることが重要です。さらに、さまざまな情報発信ツールを使用し、より多くの人に町の魅力を伝え、来町したいと思う観光事業を展開していくことが重要です。

10年後のめざす姿

町内の自然や文化資源、観光資源、特産品などがそれぞれ魅力的で際立ち、住民や来町者が充実した時間を過ごすことができています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
観光情報サイト　アクセス数	24,269件 (令和元年度)	37,760件	42,760件
さやま花多来里の郷入園客数（カタクリ開花時期）	10,267人 (令和元年)	11,000人	12,000人

施策

1　地域資源の充実・活用

重点　狭山丘陵について周辺自治体と連携し観光施策をすすめるとともに、「みずほ☆きらめき回廊」の推進をはかります。また、瑞穂町の風景や産業、歴史や文化なども含めた新しい地域資源の可能性について探求していきます。

【主要な取組】

- ○ 自然豊かな観光資源を活かした観光事業の実施
- ○ イベントの内容および運営方法の見直し
- ○ 特産品や地域資源の新しい活用方法の検討

2　観光情報の発信・イベント情報の充実

重点　より多くの人々に観光・イベントの情報が行き渡るよう、観光ガイドブックやインターネット、SNS、マスコミなどの多様なメディアを活用した観光情報の発信につとめます。また、商工会や観光協会と連携し、住民との協働によるイベント開催を推進します。

【主要な取組】

- ○ 観光・イベント情報のタイムリーな情報発信
- ○ さまざまな情報発信ツールの活用
- ○ 公式キャラクターの活用による発信力の強化

瑞穂町の主な関連計画

● 産業振興ビジョン

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる	さまざまな情報ツールを使用し、観光資源を際立たせます。
2）資源を磨き生活の質を豊かにする	町の観光資源を活かし、豊かな住民生活や新たな価値の創出につとめます。
3）つながる地域づくり	住民とのつながりによる事業を創出します。
4）危機に備える	

みずほ育ちのシクラメン（箱根ケ崎駅での展示）

さくらまつり

狭山丘陵観光連携事業　SAYAMA HILLS RIDE

公式キャラクターワークショップ

基本目標5

環境にやさしい
安全・安心なまち

＜施策分野＞	＜施策＞
1　危機管理・防災・災害対策	1）災害に強いまちづくりの推進
	2）危機対応・危機管理体制の強化
	3）防災施設・設備の充実
	4）消防力の強化
2　安全・安心な生活の確保	1）防犯環境の推進
	2）消費生活の向上
	3）交通安全の充実
3　基地対策	1）生活環境の保全
	2）補助事業の拡充要請
4　環境にやさしい生活の推進	1）地球温暖化対策および環境保全活動の推進
	2）循環型社会の推進
	3）公害などへの対応
5　自然環境と共生するまち	1）自然環境の保全と環境整備
	2）緑地の保全

基本目標5　環境にやさしい安全・安心なまち

〈施策分野1〉　危機管理・防災・災害対策

現況と課題

東日本大震災や近年の大型台風の災害などの経験・情報をもとに、地域防災計画および業務継続計画(BCP)【地震編】の改定のほか、令和2年度には危機管理の拠点として、防災機能、防災本部機能を充実させた新たな庁舎が完成しました。

近年、豪雨災害、河川氾濫、土砂災害の頻発などによる被害の拡大といった、誰もが経験したことのない脅威が高まっています。令和元年10月に発生した台風19号は、記録的な大雨と暴風により、東日本を中心に広く被害を受けるとともに、西多摩地域でも大きな被害が発生しました。激甚化する風水害や想定されている首都直下地震にも万全の備えをする必要があります。

住民の生命や財産を守る危機管理対策は、差し迫った課題であり、総合的な危機管理対応がもとめられます。災害協定の締結、備蓄品などの整備、災害対応能力の向上など、各種災害を想定した官民協働で一体的に取り組むために、危機管理に対応した総合的な体制づくりが必要です。

瑞穂町では、総合防災力を高めるため、平成30年度に「危機管理官」を配置し、自主防災組織等との連携強化に取り組んでいます。地域における防災力を高めるためには、災害時に緊密な連携が可能となる体制づくりや、要配慮者への対応、応急体制の充実などが重要です。防災施設・設備の面では、防災情報ネットワークの強化、安全な避難所の確保・運営など、きめ細やかな対応が必要です。また、消防団などの機能を一層高めるため、火災予防の徹底と住民の防火意識の向上のほか、消防装備の充実をはかるとともに、地域で活躍する消防団員を確保することも重要です。

10年後のめざす姿

官民協働で対応する総合的な危機管理により、住民の生命や財産が守られ、災害対応が確立された災害に強いまちとなっています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
総合防災訓練参加者数	1,736人 (令和元年度)	2,000人	2,300人

施策

1 災害に強いまちづくりの推進

重点 創生

災害に強い都市の形成をはかるため、建築物の耐震性強化を推進します。火災の発生、危険物の存在などの危険要因への対処など、災害に強いまちづくりの推進につとめます。

【主要な取組】

- ○ 地震に強い都市づくりの推進
- ○ 安全な市街地の整備、再開発
- ○ 道路、橋りょうの整備
- ○ 治水対策の推進

2 危機対応・危機管理体制の強化

重点 創生 各種計画・マニュアルなどについて、社会情勢に応じて不断の見直しを行うとともに、自主防災組織等との連携強化、備蓄品、資器材などの整備を促進します。また、新庁舎を防災拠点とした関係機関・団体とのネットワークの強化、災害予防・災害応急対策･災害復旧の訓練などを実施し、危機管理の強化につとめます。

【主要な取組】

- ○ 防災訓練・教育の充実
- ○ 防災拠点である庁舎等の機能充実
- ○ 生活必需品、災害用資材、医薬品、衛生用品などの備蓄整備
- ○ 災害協定締結の拡充
- ○ 要配慮者への適切な対応

3 防災施設・設備の充実

重点 防災行政無線のデジタル化更新等による防災情報ネットワークの強化、安全な避難所などの防災施設・設備の充実をはかります。

【主要な取組】

- ○ 防災行政無線のデジタル化更新
- ○ 新たな情報提供ツールの整備・研究
- ○ 避難所などの充実
- ○ マンホールトイレの整備・拡充
- ○ 防災広場等の整備・拡充

4 消防力の強化

福生消防署との連携強化をはかるとともに、消防団員の確保および活動環境の改善促進、防火施設の整備による機能強化など、火災予防・消火活動のさらなる強化につとめます。

【主要な取組】

- ○ 福生消防署との連携強化
- ○ 女性消防団員を含む団員確保に向けた広報活動
- ○ 消防団員の活動環境の改善促進
- ○ 消防団詰所の適切な維持管理
- ○ 防火水槽・消火栓などの適正配置を推進

女性消防団員

瑞穂町の主な関連計画

- 地域防災計画
- 耐震改修促進計画
- 業務継続計画(BCP)【地震編】

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる	防災対策を推進し、安全・安心なまちづくりを推進します。
2）資源を磨き生活の質を豊かにする	自主防災組織連絡協議会、消防団等の地域の防災組織や福祉関連施設・団体等、学校等既存組織との連携を強化します。また、既存の公共施設等を防災拠点としても活用できるよう、備品などの整備を推進します。
3）つながる地域づくり	自分の命は自分で守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の意識を醸成し、地域が持つ知恵と力をつなげ、危機対応力を強化します。
4）危機に備える	住民、企業、団体、行政それぞれが互いに役割を理解しつつ、連携して危機に対処できる体制を構築します。

基本目標5　環境にやさしい安全・安心なまち

〈施策分野2〉　安全・安心な生活の確保

現況と課題

安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、瑞穂町では、青色回転灯装備車両による防犯パトロールや、平成26年度から計画的に防犯カメラの設置をすすめています。近年多発している特殊詐欺発生抑止のため、自動通話録音機を貸与する制度も実施しています。また、特殊詐欺などの犯罪が巧妙化し、住民が不安に感じる犯罪が増えています。安全で安心して暮らせるまちづくりをすすめるためには、地域住民に対して特殊詐欺に関する知識向上と被害防止にかかる取組について普及啓発するとともに、犯罪が起きにくい環境の整備が必要です。

消費生活の向上としては、消費生活相談窓口を開設し、被害の防止をはかっています。また、消費者講座等を通じ、消費者が正しい判断ができるよう自立への支援を行っています。消費者被害の防止や消費者意識の高揚、特殊詐欺などの新たな犯罪への対策、社会情勢に即した適切な消費行動の実践などが必要です。

交通安全については、交通環境の整備による安全の確保や、特に子どもや高齢者の交通事故防止、住民の交通安全に対する対策と意識啓発が重要です。

10年後のめざす姿

犯罪・事故の少ない安全で安心して暮らせるまちのなかで、自立した消費者による適切な消費生活が送れています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
犯罪発生件数	228件 (令和元年)	200件	175件
交通事故発生件数	134件 (令和元年)	115件	100件

施策

1 防犯環境の推進

創生 福生警察署との連携を強化し、犯罪抑止をはかるとともに、犯罪をさせない環境整備を推進します。また、防犯パトロールの充実、防犯協会などの防犯ボランティアと協働により防犯環境を充実します。

【主要な取組】

- ○ 福生警察署との連携強化
- ○ 防犯パトロールの充実
- ○ 防犯協会などの防犯ボランティアへの支援
- ○ 防犯灯LED化の推進
- ○ 防犯カメラの適正管理・運用
- ○ 青色回転灯装備車両の効果的な運用

2 消費生活の向上

特殊詐欺などの新たな犯罪に関する情報提供や対策、消費者被害の防止や消費者意識の高揚、関係機関との連携強化を行い、消費生活の安定・向上を確保するための消費者施策を推進します。

【主要な取組】

- ○ 特殊詐欺など、新たな犯罪に関する情報提供、対策周知
- ○ 消費者を守るための多様な情報提供、意識啓発
- ○ 東京都消費生活総合センター、警察、福祉行政関係機関などとの連携強化

3 交通安全の充実

子どもや高齢者の交通安全・事故防止のために、道路環境の改善、放置自転車対策、交通安全への意識啓発など、交通安全の充実・強化につとめます。

【主要な取組】

- ○ 福生警察署との連携強化(再掲)
- ○ 交通安全推進協議会への支援
- ○ 道路における交通安全施設の整備要望および推進
- ○ 放置自転車対策の推進
- ○ 交通安全教室等の交通事故防止に向けた事業展開

交通安全教室

瑞穂町の主な関連計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

3）つながる地域づくり

住民一人ひとりの防犯意識などの向上のため、きめ細やかな情報提供につとめます。

4）危機に備える

犯罪や事故が起きにくい、安全・安心なまちをめざします。

基本目標5　環境にやさしい安全・安心なまち

〈施策分野3〉　基地対策

現況と課題

米軍横田基地に起因する諸問題の解決に向けては、国および米軍に対し、周辺自治体との連携のもと、迅速かつ適時的確な対応・要請を行っています。また、米軍横田基地北側の新たなゲートの運用について、関係機関と協議を行い、瑞穂町の防災対策に向けた取組もすすめています。平成30年10月には、5機のCV−22オスプレイが正式配備され、令和6年度頃までにさらに5機の配備が予定されています。

基地問題の根本的な解決は、基地の整理・縮小・返還です。しかしながら、基地は国防上極めて重要であることも認識し、瑞穂町が受けている生活環境の障害解消に向け、基地に起因する諸問題の解決、住民の生活に与える不安の軽減や生活への支障を生じさせないこととともに、航空機騒音による被害実態を正確に把握し、すべての航空機騒音の軽減をもとめる必要があります。

防衛省補助事業の拡充要請については、基地が存在する以上、運用の変化はいつでも起こりえるため、瑞穂町の現状を強く訴え、補助金や交付金をもとめる必要があります。

さらに、住民が抱える騒音や各種事項などへの不安の解消をはかるため、町議会・周辺自治体と連携して、安全・安心対策について、機会をとらえ、強く要請活動をすすめていくことが重要です。

10年後のめざす姿

住民の生活環境が保全されるとともに、基地に起因する諸問題による不安感が軽減され、住民が大きな不安を抱くことなく、安心して生活できるまちとなっています。

施策

1　生活環境の保全

基地に起因する数ある諸問題を解決するため、航空機飛行における安全対策・航空機騒音などに対する環境配慮等、住民の生活に与える不安の軽減や、生活への支障を生じさせないよう、国や米軍横田基地に対策をもとめながら、相互に信頼できる関係を構築します。また、基地に関する情報を収集し、住民に情報提供を行うとともに、国や関係機関に対し、軍民共用化に対する反対を強く訴えていきます。

【主要な取組】

- ○ 航空機騒音の実態把握のため、騒音測定を実施
- ○ 航空機騒音の軽減、基地の安全対策・環境配慮など、基地の整理・縮小・返還を含めた必要な措置の国や関係機関に対する要請
- ○ 町議会、基地周辺自治体やその他関係機関との連携強化
- ○ 基地に関する正確な情報収集と的確な情報提供
- ○ 国や関係機関に対する、軍民共用化への反対

2　補助事業の拡充要請

基地の存在により瑞穂町が受けている被害実態を把握し、生活環境の保全と必要となる補助金・交付金を国に対し要請していきます。また、住宅防音工事については、告示後住宅の救済など、対象区域、対象施設の拡大を要請していきます。

【主要な取組】

- ○ 生活環境の保全と、必要となる補助金・交付金の拡充要請
- ○ 補助対象施設や要件など、補助採択基準の見直しの要請
- ○ 住宅防音工事にかかる告示後住宅の救済や、対象区域、対象施設の拡大要請

瑞穂町の主な関連計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

3）つながる地域づくり

4）危機に備える

基地に起因する諸問題の解決をめざし、住民が快適に暮らせるよう粘り強く要請していきます。

基本目標5　環境にやさしい安全・安心なまち

〈施策分野4〉　環境にやさしい生活の推進

現況と課題

大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴い、地球の平均気温は上昇し続けています。地球温暖化に伴う気候変動は、近年、記録的な集中豪雨や大型で強い台風をもたらし、国内でも甚大な被害が発生しています。

瑞穂町では地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を平成24年に策定し、平成28年度には国の地球温暖化対策計画に基づいた第2次の計画を策定して町行政の事務事業から発生する温室効果ガスの削減に取り組んでいます。一方、住民や事業者に対しては、省エネルギーを意識した行動を啓発し、町全体で温室効果ガスの削減をはかる必要があります。

瑞穂町の住民1人あたりの1日のごみの排出量は、令和元年度実績で937グラムと多摩地域で3番目に多いことから、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））によるごみの減量に取り組み、「循環型社会」の実現をめざすことが重要です。

騒音、振動、悪臭などの発生源は、工場・事業所、建設作業、飲食店・小売業、住宅や個人など多様であるため、速やかな発生源の把握とその対策につとめていくことが必要です。

10年後のめざす姿

住民や事業者と協働による環境保全活動が実践され、再生可能エネルギーが有効活用されるとともにごみの排出量が減少し、環境負荷の少ない暮らしが営まれています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
町行政の事務事業から発生する温室効果ガス排出量・削減率※	2,970,582kg-CO_2 △ 17.2% (令和元年度)	2,620,038kg-CO_2 △ 27.0%	2,332,911kg-CO_2 △ 35.0%
１人１日あたりのごみ排出量	937g (令和元年度)	822g	821g

※ 温室効果ガス排出量、削減率は第2次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(平成29年2月)で基準年とした平成27年度の排出量3,589,094kg-CO_2を基準

施策

1 地球温暖化対策および環境保全活動の推進

温室効果ガス排出量の抑制や、住民の健康および生活環境の確保をはかるため、環境配慮行動の実践を促進し、環境保全活動の基盤づくりにつとめます。

【主要な取組】

- ○ 公共施設での再生可能エネルギー利用の推進
- ○ 住民・事業者などと連携し、温室効果ガスの排出量を抑制
- ○ 地球温暖化対策や気候変動にかかる情報発信
- ○ 環境への配慮行動の啓発と誘導

2　循環型社会の推進

3Rを推進するため、リサイクルプラザの適正な管理運営につとめ、ごみの減量と再資源化についての啓発を行うなど、循環型社会の実現に向けた取り組みを推進します。

【主要な取組】

- ○ 分別収集体系の堅持および適正な廃棄物処理と再資源化の促進
- ○ リサイクルプラザの効率的・効果的運営
- ○ 災害廃棄物処理対策

3　公害などへの対応

公害などの発生を防止し生活環境を保全するため、関係機関などと連携し、工場・事業所、住民に対し適切な事業活動や生活行動についての啓発を行います。

【主要な取組】

- ○ 公害などの発生源の速やかな把握
- ○ 関係機関と連携した相談体制の整備
- ○ 環境パトロールや地域の関係者と連携した不法投棄の監視体制の強化
- ○ 全町一斉清掃の実施や地域コミュニティによる環境美化活動の推進

電気自動車を使用した環境パトロール

瑞穂町の主な関連計画

- 環境基本計画
- 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
- 一般廃棄物処理基本計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる	環境配慮に対する正確な情報を提供し、環境配慮行動を実践します。
2）資源を磨き生活の質を豊かにする	
3）つながる地域づくり	住民や事業者などと協働した生活環境の保全を推進します。
4）危機に備える	地球温暖化対策や気候変動の影響について啓発します。

基本目標5　環境にやさしい安全・安心なまち

〈施策分野5〉　自然環境と共生するまち

現況と課題

瑞穂町は都市的な利便性がある一方、狭山丘陵に代表される魅力のある自然環境が豊かなまちです。狭山丘陵は、都立狭山自然公園や狭山近郊緑地保全区域に指定され、さやま花多来里の郷のカタクリの群生や、残堀川にはカワセミなどが生息し、こうした町の貴重な自然環境を後世に継承する取組が必要です。

「環境に関する意識調査」（平成30年8月実施）では、「豊かな緑の保全と親しめる場の確保」が最上位に挙げられていることから、自然環境を保全するために、住民や事業者に対して生物多様性の重要性などについての啓発活動を継続し、より多くの理解と協力をもとめていくことが必要です。

平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、地球温暖化のみならず災害防止などもはかるため、市町村は森林環境譲与税を森林整備およびその促進に関する費用に充てることとされました。樹木や屋敷林、平地林については、瑞穂町の自然環境、景観を守るために、所有者および関係機関との連携・協力のもとに緑の保全につとめることが必要です。

10年後のめざす姿

狭山丘陵をはじめとする豊かな緑とさまざまな生き物を守り、人と自然が共生するまちとなっています。

施策

1 自然環境の保全と環境整備

重点　貴重な動植物が生息する瑞穂町の豊かな自然環境を保全します。さらに、その魅力について啓発する機会を増やすことによって、人と自然との共生について理解を深めていきます。

【主要な取組】

- ○ さやま花多来里の郷の環境保全
- ○ みずほエコパークの充実
- ○ 生き物が生息しやすい水辺環境の維持
- ○ 外来生物、外来植物の拡大防止
- ○ 生物多様性の保全についての情報発信と関係者との協働

2 緑地の保全

豊富な緑と自然的景観の保全をはかるため、屋敷林・平地林・狭山丘陵など、まとまった緑を所有者との連携や公有地化などにより保全します。

【主要な取組】

- ○ 保存樹木・樹林・屋敷林の保全事業の推進

瑞穂町の豊富な緑

瑞穂町の主な関連計画

- 環境基本計画
- 緑の基本計画
- 景観基本計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる	瑞穂町の豊かな自然環境の魅力を発信します。
2）資源を磨き生活の質を豊かにする	多くの住民が町の豊かな自然環境に誇りが持てるよう保全活動を推進します。
3）つながる地域づくり	狭山丘陵周辺自治体との連携を推進します。
4）危機に備える	

基本目標6

便利で快適に暮らせるまち

＜施策分野＞	＜施策＞
1　計画的なまちづくりの推進	1）多摩都市モノレール延伸と一体となった駅周辺の整備
	2）計画的な土地利用の推進
	3）土地区画整理事業の推進
2　公共交通	1）バス交通の充実
	2）鉄道の充実
	3）多摩都市モノレールの整備促進
3　住宅・公園	1）居住環境の整備
	2）住宅セーフティネットの形成
	3）空き家等の適正な管理、活用方法の検討
	4）計画的な公園整備および維持管理
4　道路・河川	1）幹線道路等の整備
	2）町道等の整備と適切な維持管理
	3）歩行者などが利用しやすい道路の整備
	4）河川環境の整備
5　下水道	1）下水道事業の充実
	2）浸水対策の推進

基本目標6　便利で快適に暮らせるまち

〈施策分野1〉　計画的なまちづくりの推進

現況と課題

瑞穂町の土地利用の状況は、JR八高線箱根ケ崎駅を中心に市街地が広がっています。人口減少・超少子高齢化がすすみ、今後、人口規模をとらえ地域の特性を活かしたまちづくりが必要です。特に箱根ケ崎駅周辺は、人の流れの中心となる場所であり、鉄道、バス、タクシーなどの結節点です。今後、多摩都市モノレールの延伸に合わせた周辺施設の整備が必要です。

都市計画の区域区分については、無秩序な市街化を抑制するとともに、商業、工業、農地、住宅といった適正な用途地域の指定および誘導が必要です。

土地区画整理事業は、道路、公園、下水道などの公共施設を整備し、土地の区画を整え、一体的に市街地形成と土地の有効利用をはかるための都市計画事業です。瑞穂町では、箱根ケ崎駅西地区と殿ケ谷地区の2か所で行われ、栗原地区については、事業化に向け支援を行っています。区画整理事業の推進にあたっては、地域住民の理解と協力が不可欠であると同時に、関係機関との協議、調整などを行うことも必要です。また、計画的なまちづくりの推進とともに、地域の特色に応じた、町の個性を引き出す景観を形成していくことも必要です。

多摩都市モノレール延伸の早期事業化に向け、基金の創設（平成29年度）や関係機関への働きかけを行った結果、令和2年度、東京都は、多摩都市モノレール箱根ケ崎方面への延伸に向けた基本設計に取り組むなど、多摩都市モノレール導入に向けた大きな一歩が踏み出されています。多摩都市モノレール延伸を見据え、人々が町内外から集まり、交流し、新たなモノが生み出される空間（場）として、新青梅街道から箱根ケ崎間のほか、多摩都市モノレール沿線周辺の導入空間と都市構造のあり方について、検討する必要があります。

10年後のめざす姿

既存市街地や市街化調整区域においても、時代の変化をふまえつつ地域の実情に合わせた、快適で生活の質が高いと感じられる空間が形成されています。

施策

1　多摩都市モノレール延伸と一体となった駅周辺の整備

重点　創生

箱根ケ崎駅やモノレール新駅において、新たなにぎわいの創出や多様な人々の交流の拠点として、新しい町の顔づくり、交通結節点となる地域の拠点のあり方を検討します。また、低炭素型まちづくりの視点から快適な歩行空間と自転車が利用しやすい環境を備えた交通拠点などの、整備について関係者などと調査研究し、整備の方向を明確にしていきます。

事業中や今後の新たな土地区画整理事業においては、駅周辺の整備の方向性と連携させ、住宅・商業・工業などの多様な用途を適正に配置・誘導し、調和した魅力ある都市空間の創出をはかります。

【主要な取組】

- ○ 箱根ケ崎駅およびモノレール新駅周辺のまちづくりの調査研究、整備計画の策定
- ○ 箱根ケ崎駅西土地区画整理事業の推進
- ○ 殿ヶ谷土地区画整理事業の推進
- ○ 事業中や新たな土地区画整理事業と連携した都市空間の創出

2 計画的な土地利用の推進

重点　都市計画マスタープランの全体構想および地区別構想をふまえ、圏央道や国道16号等の広域交通利便性を活かした産業立地を促進するとともに、町の特性を活かした持続可能な都市の集約化・効率化につとめます。

また、新青梅街道沿道や既成市街地を含め多摩都市モノレール延伸と一体となった整備の方向性を明確にし、利便性の高い快適に住み続けられるまちづくりをすすめます。

【主要な取組】

- ○ 都市計画の適正化
- ○ 市街地整備の促進および区域区分の適正化
- ○ 多摩都市モノレール沿線のまちづくりの推進

3 土地区画整理事業の推進

重点　箱根ケ崎駅西土地区画整理事業は、多摩都市モノレールの延伸予定を見据え、事業を促進します。

殿ヶ谷土地区画整理事業は、多摩都市モノレール延伸に伴う事業系用途に適した整備を行うとともに、快適に過ごせる空間づくりを促進します。

組合設立準備中である栗原地区土地区画整理事業は、権利者の合意形成や基盤整備のあり方などについて支援や研究を行います。また、現在施行中の土地区画整理事業の進ちょく状況と社会情勢をふまえ、今後の新たな土地区画整理事業の事業化に向けた調査をすすめます。さらに、瑞穂町の産業力を高めるため、町の経済をささえる多様な主体が有機的に連携できるよう、イノベーション創出に向けたまちづくりの研究につとめます。

【主要な取組】

- ○ 箱根ケ崎駅西土地区画整理事業の推進（再掲）
- ○ 殿ヶ谷土地区画整理事業の推進（再掲）
- ○ 栗原土地区画整理事業の推進に向けた支援・研究
- ○ 新たな土地区画整理事業の事業化に向けた調査
- ○ イノベーション創出に向けたまちづくりの研究・検討（再掲）

瑞穂町の主な関連計画

- 都市計画マスタープラン
- 景観基本計画
- モノレール沿線まちづくり構想

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

駅周辺における町の顔となる空間形成や、にぎわい、交流を生み出すまちづくりをすすめます。

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

地域の特性に応じたまちづくりを推進し、安全で快適な都市空間の形成につとめます。

3）つながる地域づくり

4）危機に備える

基本目標6　便利で快適に暮らせるまち

〈施策分野2〉　公共交通

現況と課題

住民生活の基礎となる地域の公共交通を確保・維持・改善するため、平成30年度に「瑞穂町公共交通に関する意向調査」を実施しました。最も多い移動手段は53.1%で「自家用車利用」となり、自動車に依存していることがうかがえます。

瑞穂町の公共交通は、JR八高線、民間バス、都営バス、そして福祉施策として福祉バスが運行されています。令和元年度に実施した「住民意識調査」では、『問2-2引っ越ししたい理由』として「交通の便が悪いから」と答えた割合が8割（複数回答）でした。また、『問4瑞穂町がどのようなまちになってほしいか』では、「道路や鉄道などの交通網の発達したまち」と答えた割合が6割で、住民の公共交通への不満に対する対応が大きな課題です。

東京都は、令和2年度に多摩都市モノレール箱根ケ崎方面への延伸に向けた基本設計に取り組むなど、延伸事業化への大きな一歩を踏み出しています。一方、瑞穂町では、住民で組織された「モノレールを呼ぼう　瑞穂の会」が設立され、多摩都市モノレール延伸に対する機運が一層高まっている状況です。多摩都市モノレール箱根ケ崎方面延伸にかかる事業着手に向けて、財源の確保などの準備をすすめるとともに、引き続き関係機関に対し強く要請していくことが重要です。

10年後のめざす姿

町内における地域間の移動や、町内各地域から町外への玄関口であるJR箱根ケ崎駅を結ぶ公共交通が充実し、住民誰もが円滑に移動することができています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
できれば引っ越したい理由のうちの「交通の便が悪い」の割合（の減少）	89.6% （令和元年度）	85%	80%

施策

1 バス交通の充実

重点 創生

関係機関に対し、JR箱根ケ崎駅や町内の主要な施設へアクセスできる利便性の高いバス交通の運行を推進、路線の維持につとめます。さらに、新たな公共交通の検討、研究を行います。

【主要な取組】

- ○ 地域公共交通会議における今後の公共交通のあり方の検討
- ○ 新たな公共交通「コミュニティバス」の実証実験の実施
- ○ 民間バス事業者への運行路線拡充や運行本数などの改善に向けた要請

2 鉄道の充実

町外への交通手段として重要であるJR八高線利用者の利便性の向上を促進します。

【主要な取組】

- ○ JR八高線の運行本数増加等の要請
- ○ JR八高線新駅設置の要請
- ○ JR八高線の複線化と車両基地の整備促進

3　多摩都市モノレールの整備促進

重点　多摩都市モノレールの延伸の実現に向けて、町議会・沿線関係自治体および住民などと連携し、関係各機関へ強く要請するなど、事業着手に向けて準備をすすめます。

【主要な取組】

○ 町議会、沿線関係自治体および住民などとの要請活動
○ 多摩都市モノレール基金の積立

多摩都市モノレール

瑞穂町の主な関連計画

- 都市計画マスタープラン
- モノレール沿線まちづくり構想

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

3）つながる地域づくり

4）危機に備える

公共交通が発達し、機動性が優れ、利便性が向上するとともに、住民の生活がより豊かになるようつとめます。

基本目標6　便利で快適に暮らせるまち

〈施策分野3〉　住宅・公園

現況と課題

住宅は、生活の基盤であると同時に、まちを形づくる基本的な要素であり、住民生活の質はもとより、まちの活力や景観、地域社会の維持形成と密接に関係しています。令和元年度に実施した「住民意識調査」では、『問5これからの社会は何を重視すべきか』の問いに対し「安心して暮らせること」が最も多く約7割の回答となりました。既存住宅においては、居住環境における安全性、利便性、快適性を備えた、道路・公園等の都市基盤の維持が重要であることに加え、新たな住宅地については、計画的な市街地整備を誘導、促進することが必要です。

高齢者住宅を取り巻く環境は、高齢者単身世帯が増加しています。自立して生活ができるよう、バリアフリーに配慮した住宅改修を含めた居住環境づくりも重要です。また、町営住宅については、長寿命化に向けて、改修・修繕を行い、安全な住環境の整備が必要です。

近年、人口減少・超少子高齢社会、核家族化がすすみ、空き家の増加が問題となっています。適切な管理が行われていない空き家などは、防災、衛生、景観といった住民の生活環境に深刻な影響をおよぼす可能性があります。町内における空き家などの管理者に対し、適切に管理するよう働きかけを行う必要があります。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大で、多くの企業、事業所などがテレワーク勤務に移行しつつあります。勤務先まで出勤するのではなく、自宅近くでのオフィススペースで勤務するなど、今後、新しい働き方を実践するさまざまな作業空間がもとめられることが予測されます。

公園については、特色ある公園づくりにつとめ、安全かつ工夫をこらした公園整備を行っています。遊具および設備の維持管理につとめるとともに、子どもから高齢者までだれもが楽しめる公園整備をすすめる必要があります。

10年後のめざす姿

安全性・利便性・快適性を備えた住宅や、魅力ある公園が存在し、緑があふれる暮らしやすい住宅地が形成されています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
住民の定住意向指数	48.6% (令和元年度)	52%	55%
住民１人あたりの都市公園面積	36.96m^2 (令和２年10月現在)	37.65m^2	37.79m^2

施策

1 居住環境の整備

魅力ある居住環境のもとで、誰もが安心して生活できるように、災害に強い安全な住まいづくりや、地区計画や開発指導により、ゆとりのある優良住宅地の創出をはかるとともに、豊かな自然と市街地の緑が融合する質と量のバランスのとれた住環境の形成を推進します。

【主要な取組】

○ 既存住宅の耐震化やバリアフリー化の推奨
○ 地区計画の活用による住環境保全・誘導

2 住宅セーフティネットの形成

住宅の確保に配慮を要する高齢者・障がい者・子育て世帯などが、可能な限り住み慣れた地域で住宅を確保できるよう、それぞれの実情に応じた住まい確保への支援を推進します。また、町営住宅については、長寿命化計画に沿った維持管理につとめます。

【主要な取組】

- ○ バリアフリーに配慮した住宅改修の促進
- ○ 住宅設備改修における給付および日常生活用具給付事業の推進

3 空き家等の適正な管理、活用方法の検討

町内に存在する空き家などの適正な管理を働きかけるとともに、今後の空き家などの利活用について研究します。

【主要な取組】

- ○ 空き家などの適正な管理の周知
- ○ 空き家などの利活用の研究・検討

4 計画的な公園整備および維持管理

重点 居住空間の魅力を高める要素のひとつである公園の計画的な整備を推進します。また、従来の緑化や遊具などの整備だけでなく、地域の特性をふまえ、住民が集まる地域のシンボル的な空間をめざし、特色ある公園づくりをすすめます。

【主要な取組】

- ○ 都市計画公園の整備促進および既存公園の維持管理
- ○ 地域との協働による公園等の維持管理
- ○ 地域との協働や民間事業者の活用なども含めた新しい公園整備・運営のあり方の検討

瑞穂町の主な関連計画

- 都市計画マスタープラン
- 住宅マスタープラン
- 緑の基本計画
- 景観基本計画
- 町営住宅長寿命化計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる	各地区に特色ある公園を整備します。
2）資源を磨き生活の質を豊かにする	公園や緑地がつながり、地域の特性を活かした快適な生活空間を提供します。
3）つながる地域づくり	多くの公園ボランティアが存在し、公園の維持管理につとめます。
4）危機に備える	

松原中央公園

むさしの公園

さやま花多来里の郷

基本目標6　便利で快適に暮らせるまち

〈施策分野4〉　道路・河川

現況と課題

東京都が整備をする新青梅街道（都道5号新宿青梅線）の拡幅については、早期完成に向け整備を要望しています。新青梅街道は、町内主要道路ネットワークの核となる都市施設であるとともに、箱根ケ崎方面への多摩都市モノレール延伸に向けて、道路の拡幅工事は不可欠です。引き続き、東京都に対し事業促進を要望していく必要があります。

幹線道路以外の道路については、主要生活道路や生活道路等の道路の役割に応じて、道路幅員の拡幅や通行者の安全確保などの改善をはかっていく必要があります。

町道においては、道路照明灯を環境に配慮したLED灯に交換したり、安全確保を目的に必要な場所にカラー舗装やガードパイプ、ポストコーンの設置による歩行者および自転車の安全確保につとめるとともに、良好な道路機能を維持することが重要です。また、大規模災害時を見据え、震災対策につとめるとともに、安全で円滑な道路交通を確保する必要があります。

水・緑と観光を繋ぐ回廊計画（「みずほ☆きらめき回廊」）で回廊ルートを整備しました。引き続き、必要に応じて道路のルート整備を推進していく必要があります。

瑞穂町には、多摩川の支流の残堀川と荒川の支流の不老川の2水系があります。不老川については、引き続き、関係市と連携して河川改修に向けた要請活動が必要です。

10年後のめざす姿

主要幹線道路等について安全で安心な移動が確保されているとともに、適切に整備、維持管理されています。

施策

1 幹線道路等の整備

重点　東京都施行の都市計画道路については、今後も東京都に対し継続的に早期整備を要請します。また、幹線道路以外の道路のそれぞれの位置づけをふまえ、道路改良等整備につとめます。

【主要な取組】

- ○ 都市計画道路の整備促進に向けた国や都との連携
- ○ 道路改良等整備の推進

2 町道等の整備と適切な維持管理

重点　既存の道路および橋りょうについて、計画的な維持管理につとめ、良好な道路環境を維持します。また、地権者の理解と協力を得る中で、狭あい道路の解消につとめるとともに、道路冠水被害を防ぐため、良好な道路設置および機能維持につとめます。さらに、道路の震災対策として、緊急輸送道路における無電柱化に取り組みます。

【主要な取組】

- ○ 道路ストック総点検をふまえた町道の維持管理および橋りょうの維持補修
- ○ 道路照明灯をはじめとする交通安全施設の整備
- ○ 狭あい道路の解消
- ○ 法定外公共物（里道）の適切な維持管理や財産処分等
- ○ 緊急輸送道路における無電柱化の推進

3 歩行者などが利用しやすい道路の整備

歩行者や自転車が利用しやすい、安全で快適な道路環境の形成を推進します。また、「みずほ☆きらめき回廊」で推進したルート整備については、必要に応じて整備を行います。

【主要な取組】

- ○ 主要幹線道路の整備に合わせたゆとりある歩道幅員の確保
- ○ 歩行者等における道路交通の円滑化
- ○ 「みずほ☆きらめき回廊」を継承したルート整備

4 河川環境の整備

必要に応じて、河川・水路の整備を行い、自然環境に配慮した河川環境を創出します。

【主要な取組】

- ○ 水路の維持管理
- ○ 不老川水系における要請活動

瑞穂町の主な関連計画

- 都市計画マスタープラン
- 橋りょう長寿命化修繕計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

水辺や自然・観光資源を繋いだ「みずほ☆きらめき回廊」ルートを活用し、町内外に町の魅力を発信します。

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

安全で快適な道路整備を促進し、良好な道路機能を維持していきます。

3）つながる地域づくり

4）危機に備える

基本目標6　便利で快適に暮らせるまち

〈施策分野5〉　下水道

現況と課題

瑞穂町の公共下水道は、汚水と雨水をそれぞれ別系統で排水する分流方式を採用しています。令和元年度末の汚水の整備率は88.0%、水洗化率は98.4%、雨水の整備率は46.0%となっています。上水道は、東京都が広域的に実施する水道事業を利用しています。

瑞穂町は、昭和49年度に下水道事業に着手してから45年が経過します。一般的な下水道管きょの標準耐用年数は50年と言われています。一方、駒形汚水中継ポンプ場は、稼働から36年が経過し、設備の更新が今後必要となってきます。老朽化に伴う管きょにおける事故を起こさないよう、維持管理から更新・改築費用も含め、計画的に下水道管きょ等の更新を実施することが重要です。さらに、大規模災害を見据えて、災害を受けた場合においても、公共下水道業務継続計画(BCP)に基づき、速やかに復旧対応がはかられるように応急復旧体制の強化をはかる必要があります。

下水道事業費は、下水道使用料、受益者負担金、国・都の補助金、瑞穂町の一般財源から成り立っています。今後の整備、維持管理などに多くの費用がかかります。下水道事業の長期的な運営を持続させるために、令和2年度から地方公営企業法の一部を適用した、地方公営企業会計に移行しました。財政マネジメントの強化をはかるとともに、安定した下水道経営がもとめられます。

10年後のめざす姿

下水道施設の整備・維持管理が計画的に実施され、快適な生活環境が確保されています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和 12 年度目標値
下水道整備率（汚水事業）	88.0% (令和元年度)	88.7%	88.8%
下水道整備率（雨水事業）	46.0% (令和元年度)	54.3%	58.9%

施策

1 下水道事業の充実

重点　下水道施設の計画的・効率的な整備を促進します。また、下水道施設の維持管理と健全な下水道経営を推進します。

【主要な取組】

○ 下水道計画区域内の未整備区域における下水道（汚水）施設の整備
○ 下水道施設の維持管理
○ 下水道施設の耐震化、長寿命化等の促進
○ 地方公営企業会計にもとづく健全な下水道経営の推進

マンホールカード

2 浸水対策の推進

重点　都市化の進展に伴う雨水流出の増大や大型台風、局地的集中豪雨などによる道路や住宅地の冠水・浸水被害に対応するため、浸水対策を推進します。

【主要な取組】

○ 雨水管きょの整備・維持管理
○ 雨水貯留施設等の設置・維持管理
○ 環境に配慮した雨水利用の促進・啓発
○ 公共施設（建築物）の新設・改修の際の雨水流出抑制

瑞穂町の主な関連計画

● 下水道プラン
● 公共下水道ストックマネジメント計画
● 公共下水道業務継続計画（BCP）
● 下水道総合地震対策計画
● 都市計画マスタープラン

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

下水道事業をより一層推進し、快適で安全に暮らせる都市基盤の形成につとめます。

3）つながる地域づくり

4）危機に備える

大規模な水害などを見据え、対応できる雨水対策施設の整備と、災害時には公共下水道業務継続計画（BCP）に基づいた迅速な対応につとめます。

基本目標7

総合計画の実現に向けて

＜施策分野＞	＜施策＞
1　協働の推進	1）協働型社会の推進
	2）ボランティアセンターみずほの活動支援
	3）住民の声を反映する行政運営
2　情報発信・情報提供	1）住民にわかりやすい情報提供・情報共有
	2）行政情報の発信力強化
3　効果的・効率的な行財政運営	1）戦略的な行政運営
	2）デジタル化・ＡＩ化への対応
	3）健全な財政運営と中期財政計画の適切な運用
	4）機能的な組織
	5）広域行政
4　公共施設マネジメント	1）既存施設の適切な維持管理
	2）個別施設計画の整備・運用
	3）民間活力の積極的な導入・検討

基本目標7　総合計画の実現に向けて

〈施策分野1〉　協働の推進

現況と課題

瑞穂町では、平成26年度に「瑞穂町協働宣言」を策定するとともに、平成30年度には、協働のさらなる推進のための瑞穂町協働事業ガイドラインを策定するなど、協働によるまちづくりを推進しています。協働の理念を広く住民に周知するため、瑞穂町協働のまちづくり推進委員会と瑞穂町協働フォーラムを開催し、さまざまな協働事例を紹介し、協働の理念や仕組みを発信しています。さらに、住民提案型協働事業をはじめ、平和の語り部、みずほマルシェや、ボランティアが主体となっている瑞穂のつるし飾りなどが展開されています。今後も、住民、企業、各種団体、NPO、ボランティア、行政など、お互いの立場を理解すると同時に、それぞれが持つ強みを活かし、あらゆる団体・組織などがつながることが必要です。協働のまちづくりを実現するためには、まちづくりにかかわりながら、住民一人ひとりが、課題解決に向けた思いや意識を持つこと、共通の目標のために責任と役割を分担すること、そして成果を共有することが重要です。

10年後のめざす姿

協働が推進され、住民、企業、各種団体、NPO、ボランティアなどと行政が協力し、地域の課題の解決に取り組まれています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
住民提案型協働事業実施団体数	５団体 （令和２年度10月現在）	７団体	10団体

施策

1 協働型社会の推進

重点 創生 住民や地域などが抱える問題や課題を解決するため、瑞穂町協働宣言や瑞穂町協働事業ガイドラインに沿った協働の実現を推進します。

【主要な取組】

- ○ 地域に関する問題や課題に関しての、地域と行政間の情報共有
- ○ 協働事業の拡充と住民提案型協働事業の推進
- ○ 住民や活動団体、企業などと行政をつなぐコーディネートの促進

2 ボランティアセンターみずほの活動支援

誰もが気軽に相談し、地域活動に参加できるコミュニティを実現するため、住民同士で助け合うボランティア活動の推進を支援します。さらに、地域の問題を自ら解決するため、地域の担い手を創出するための支援をするとともに、ボランティア団体やNPO団体などが育成され、地域で活躍できるよう支援します。

【主要な取組】

- ○ 個人ボランティアやボランティア団体、NPO団体などの育成への支援
- ○ ボランティアセンターみずほによる活動への支援

3 住民の声を反映する行政運営

住民の声をより多く反映するために、誰もが行政運営に参加・参画することができるよう、機会の提供や、手法の拡充を促進します。さらに、有権者の政治・選挙に対する意識向上のための効果的な啓発につとめます。

【主要な取組】

- ○ 町長への手紙等の広聴機能の充実
- ○ 住民が行政に参加しやすい場の提供や積極的な情報提供
- ○ 選挙啓発活動の推進

瑞穂町の主な関連計画

- 協働事業ガイドライン
- コミュニティ振興計画
- 瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針
- 地域保健福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 生涯学習推進計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

3）つながる地域づくり

ボランティア活動や協働事業をきっかけとして、地域で新たな交流が生まれ、困っている人に寄り添い、対応し合える関係を構築します。

4）危機に備える

基本目標7　総合計画の実現に向けて

〈施策分野2〉　情報発信・情報提供

現況と課題

瑞穂町では、広報みずほの発行やホームページ、メール配信サービス、瑞穂ケーブルテレビでの広報番組「みずほニュース」など、さまざまな手法により町政に関する情報発信を行っています。

行政サービス情報を提供するために、住民などへ広く情報冊子を配布するなど、行政情報を多様な手法で発信しています。誰もが必要な情報をわかりやすく、知りたい時に入手できるよう工夫をすることが重要です。さらに、総務省「通信利用動向調査」によると、スマートフォンは、世帯におけるパソコン保有率を上回っている状況です。双方向の通信が可能なSNSの急速な普及で、瑞穂町としても新たな情報発信媒体を活用・検討する必要があります。

10年後のめざす姿

行政に関するあらゆる情報を住民と適切に共有できています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
ホームページ年間アクセス数	1,539,836件 (令和元年度)	1,600,000件	1,800,000件

施策

1 住民にわかりやすい情報提供・情報共有

重点　住民が行政サービスを必要な時に適切に利用するために、包括的・総合的な行政情報など、さまざまな情報を適切な手段により提供します。

【主要な取組】

- ○ 広報みずほの発行
- ○ ホームページの運営・管理
- ○ 暮らしの便利帳などの情報冊子の提供
- ○ メール配信システム、SNSの活用・検討
- ○ ケーブルテレビによる情報番組の作成・放送

2 行政情報の発信力強化

瑞穂町の対外的なイメージの形成や認知度の向上、地元経済の活性化、住民が町に愛着が持てるよう、戦略的な宣伝活動（シティプロモーション）を推進します。

【主要な取組】

- ○ 多様なメディア、情報ツールを活用した観光資源・特産品などの情報提供
- ○ 住民・民間企業・団体などとの連携による情報発信、イベントの開催
- ○ 公式キャラクターの活用による発信力の強化（再掲）

瑞穂町の主な関連計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

戦略的な宣伝活動により、町外からの来訪者が増加するとともに、知りたいときに的確に情報が得られるようつとめます。

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

3）つながる地域づくり

4）危機に備える

災害発生時など、さまざまなツールで情報収集し、情報を提供します。

基本目標7　総合計画の実現に向けて

〈施策分野3〉　効果的・効率的な行財政運営

現況と課題

新型コロナウイルス感染症により、国内経済においても、感染拡大に伴う経済情勢、雇用情勢にも大きな影響を受けています。今後の先行きについても、感染リスクがゼロにならない以上、直ちに経済や社会が元の姿に戻るとは考えにくく、行政として住民の命を守る感染拡大防止と経済の下支えを行いながら、社会経済活動の両立をはかっていくことが必要です。国内外の感染状況、経済の動向を注意深く見極め、住民ニーズを把握するとともに、臨機応変に、かつ、機会を逃すことなく対応することがもとめられます。

この新型コロナウイルス感染症が流行している状況下で、多様な働き方が社会に浸透し始めています。それに伴い、デジタル化の動きがこの状況によって加速し、行政運営においてもスマート公共サービスの実現に向けて、行政手続きのオンライン化、ワンストップサービスの取組を促進していくことがもとめられます。あわせて、組織横断的な業務の推進をはかり、時代のニーズにあった職員研修を充実させるとともに、職員の資質向上とIoT・AIなどの新たな技術の導入による効果的・効率的な行政サービスの研究・提供がもとめられます。

瑞穂町の財政運営においては、平成20年に起きたリーマンショック時以上の減収が見込まれます。歳出については、社会保障経費の増大、公共施設の老朽化に伴う大規模改修などに対応する必要があります。中長期的な財政運営を見据えた上で、緊急性が高い施策から優先的に、迅速かつ事業効果が最大限発揮できることが必要です。コスト抑制もふまえ、事業間の連携をはかるとともに、財政基盤を堅持し持続可能な財政運営を行うことが必要です。

10年後のめざす姿

効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和７年度目標値	令和12年度目標値
町民の住みよさ指数	36.5% (令和元年度)	40.0%	45.0%
町政全体の満足度	32.0% (令和元年度)	35.0%	40.0%
町税収納率	97.6% (令和元年度)	98.1%	98.6%
経常収支比率	90.2% (平成30年度)	80%台	80%台

施策

1 戦略的な行政運営

人口減少、社会経済状況等の変化などに対応した戦略的な行政運営を行うとともに、質の高い行政サービスを提供できるよう、時代に即した行政改革を推進します。また、常に最適な施策・事業を実施できるよう、施策や事業の定期的な見直しを行い、各種施策にはSDGsの視点を取り入れます。

【主要な取組】

- ○ 行政目標に即応する組織への改編
- ○ 事務改善および事務事業のあり方の見直し
- ○ 類似業務や同種業務の統廃合の検討
- ○ 実施計画および行政評価手法の改善・効果的運用
- ○ SDGsの視点を取り入れた施策の推進

2　デジタル化・AI化への対応

業務の効率化にかかわるAIやRPAなどの新しい技術の導入を推進し、住民の行政手続きの利便性向上に加え、事務作業の簡素化による、職員の作業環境の向上をはかります。

【主要な取組】

○ 行政事務へのIoT技術の導入や、AI・RPAなどの新技術の研究・検討
○ 新しい技術に対応した情報セキュリティ対策の対応
○ マイナンバーカードの利活用および対応促進
○ 情報・文書の適切な管理

3　健全な財政運営と中期財政計画の適切な運用

創生　歳入の多角化、安定化に向けた取組や、民間活力の導入、費用対効果意識の徹底や長期的な視点による財政支出を検討し、安定した財源の確保と歳出の抑制による健全な財政運営を推進します。

【主要な取組】

○ 町税の適正な課税、収納率の向上
○ ふるさと納税、クラウドファンディングなどによる新たな財源確保策の検討
○ 事務事業にかかるコスト削減
○ 民間活力の導入によるコスト削減の検討

4 機能的な組織

住民ニーズの多様化や社会潮流の変化、複雑化、高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、業務を効果的・効率的にすすめることができる機能的な組織づくりや人材の育成を推進します。

【主要な取組】

- ○ 柔軟で機能的な組織づくりの推進
- ○ 自己啓発しやすい環境の整備
- ○ 時代のニーズに合った職員研修の実施
- ○ 働き方改革の実践、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の形成

5 広域行政

複数の自治体で共同運営することでサービスの向上と経費の削減が可能となる事項について、瑞穂町の独自性を活かしつつ広域行政を堅持します。

【主要な取組】

- ○ 瑞穂斎場組合、西多摩衛生組合、東京たま広域資源循環組合、福生病院企業団および羽村・瑞穂地区学校給食組合との連携
- ○ 西多摩地域広域行政圏協議会との広域行政の推進

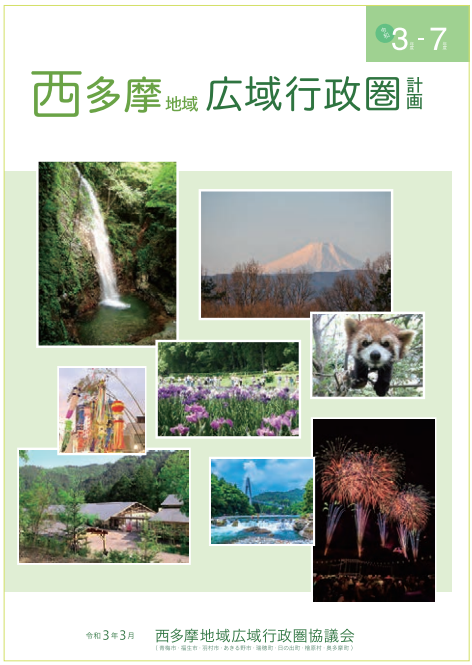

令和3年度−7年度　西多摩地域広域行政圏計画

瑞穂町の主な関連計画

- 行政改革大綱
- 行政改革大綱実施細目
- 定員適正化計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

AI や RPA といった新たな技術を導入することで、行政運営と住民ニーズに対応した柔軟な行政サービスを提供します。

3）つながる地域づくり

4）危機に備える

情報を適切に管理できるセキュリティ対策を講じながらすすめます。

基本目標7　総合計画の実現に向けて

〈施策分野4〉　公共施設マネジメント

現況と課題

瑞穂町では、平成28年度、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、「瑞穂町公共施設等総合管理計画」を策定しました。町の施設は、建築後30年を超える建物等が約7割以上となり、今後、大規模改修や建替えなどの更新を検討する必要があります。人口減少、超少子高齢化の進行に伴い、限られた財源の中で、現在保有する施設を全て今後も維持・更新していくことは困難です。

今後、社会情勢や人口構造の変化をふまえ、町内で必要とされる公共施設の更新などの際には、適正な配置と効率的な管理運営をめざし、必要な住民サービスを確保した上で、整理統合や除却なども含め検討する事が必要です。一方、維持管理については、近隣自治体との共同利用、民間活力におけるPPP/PFIの活用も検討することが必要です。

道路、橋りょう、下水道等のインフラ施設においても、耐用年数を超過する施設の更新時期を見据え、更新時の事業量の平準化が重要です。

10年後のめざす姿

公共施設等が、適切に維持管理され、限られた経費の中で今後の更新・除却などを含め、最適化に向けた見直しがはかられ、住民の誰もが安全で快適に施設を利用できています。

施策

1 既存施設の適切な維持管理

人口動向や社会情勢などの変化をふまえ、町内で必要とされる公共施設等を長期的な視点で最適に配置するとともに、耐用年数を超過する施設の更新時期を見据え、事業量の平準化やライフサイクルコストの最小化につとめます。

【主要な取組】

○ 町が管理するすべての公共施設およびインフラ施設の適正な維持管理
○ 公共施設等の統廃合・除却の検討

2 個別施設計画の整備・運用

重点 住民が安全で快適に公共施設等を利用できるよう、すべての施設について、適切に運営や維持管理をするため、個別の施設維持管理計画を整備します。

【主要な取組】

○ 町が管理するすべての公共施設およびインフラ施設の維持管理計画、実施方針の策定

3 民間活力の積極的な導入・検討

重点 指定管理者制度の積極的な活用により効果的な運用を行うとともに、PPP/PFI活用の検討を推進し、創意工夫と財政資金の効率的使用をふまえた公共サービスを研究します。

【主要な取組】

○ PPP/PFI活用、導入するための調査および研究

瑞穂町の主な関連計画

- 公共施設等総合管理計画
- 町営住宅長寿命化計画
- 橋りょう長寿命化修繕計画
- 公共下水道ストックマネジメント計画

「重視すべき視点」からの配慮事項

1）町の魅力を際立たせる

2）資源を磨き生活の質を豊かにする

公共施設の管理運営について、人々が集まり利用される方法に改善すると同時に、適切な公共施設の配置につとめます。

3）つながる地域づくり

住民が集える魅力的な施設の維持管理や整備につとめます。

4）危機に備える

適切な管理を行い、危機に対応できる状態を維持できるようつとめます。

瑞穂町庁舎（令和2年10月建設事業完了）

SDGsと基本計画との関係

1) SDGsの位置づけ

2015年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、わが国では経済、社会および環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。そのため、SDGsの理念による、政策全体の最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できます。第5次瑞穂町長期総合計画で掲げた将来都市像の達成に向けて、SDGsの視点と第5次瑞穂町長期総合計画の施策を一体的に取り組むこととします。

2) SDGsの取組と目標

国は、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追及が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献することとしていますが、目標やターゲットはグローバルで国全体として取り組むべきものなどが多く含まれていることから、これらの中から取捨選択し、各地域の実情にあわせて、取り組んでいく事が必要です。

そのため、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities & Local Governments）が示した視点を基本にして、第5次瑞穂町長期総合計画とSDGsを次のように整理しました。

■ 持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

	目標 1［貧困］ あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標 2［飢餓］ 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標 3［保健］ あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標 4［教育］ すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標 5［ジェンダー］ ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
	目標 6［水・衛生］ すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標 7［エネルギー］ すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
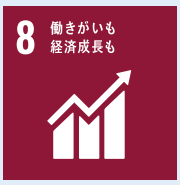	**目標 8［経済成長と雇用］** 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	目標 9［インフラ、産業化、イノベーション］ 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	目標10［不平等］ 国内及び各国家間の不平等を是正する
	目標11［持続可能な都市］ 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標12［持続可能な消費と生産］ 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標13［気候変動］ 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標14［海洋資源］ 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標15［陸上資源］ 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標16［平和］ 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17［実施手段］ 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

（出典）　外務省国際協力局「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」

■ SDGsの目標（ゴール）と対応施策分野一覧

基本目標	誰もが健康ですこやかに暮らせるまち						子どもたちがのびのびと育つまち							豊かなこころを育むまち				
施策分野	1 健康づくり・スポーツ	2 疾病の予防・地域医療体制	3 社会保険制度	4 地域・生活福祉	5 障がい者福祉	6 高齢者福祉	1 子育てしやすい環境	2 保育・幼児教育の充実	3 支援が必要な子どもと家庭への支援	4 人権尊重と社会貢献の精神の育成	5 確かな学力の育成と個性と創造力の伸長	6 安全な学校と信頼される教育の確立	7 青少年の健全育成	1 生涯学習	2 文化・芸術	3 コミュニティ	4 平和・人権	5 国際交流
1				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
2						○	○		○									
3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
4					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5							○	○		○	○	○	○	○			○	
6																		
7																		
8					○	○			○								○	
9																		
10				○	○	○			○	○	○	○					○	
11	○	○		○	○	○									○		○	
12															○			
13																		
14																		
15															○			
16			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
17	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		

つながりと活力にあふれるまち			環境にやさしい安全・安心なまち					便利で快適に暮らせるまち					総合計画の実現に向けて			
1 農業	2 商工業	3 観光・イベント	1 危機管理・防災・災害対策	2 安全・安心な生活の確保	3 基地対策	4 環境にやさしい生活の推進	5 自然環境と共生するまち	1 計画的なまちづくりの推進	2 公共交通	3 住宅・公園	4 道路・河川	5 下水道	1 協働の推進	2 情報発信・情報提供	3 効果的・効率的な行財政運営	4 公共施設マネジメント
										○						
○																
			○	○						○		○				
						○										
			○	○									○			
○	○					○	○				○	○				
						○										○
○	○	○													○	
○	○	○						○	○		○	○				○
○			○	○		○	○	○	○	○	○	○				
○	○	○		○		○	○									
			○			○	○	○			○	○				
○	○					○	○				○	○				
○		○					○	○								
				○	○								○			○
			○	○		○	○		○	○			○	○	○	

【参考】SDGsの17のゴールと自治体行政の関係

目標（Goal）	自治体行政の果たし得る役割
	1．貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	2．飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	3．すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	4．質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	5．ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	6．安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活をささえる基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	7．エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
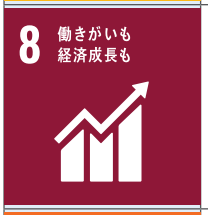	8．働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
	9．産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

目標（Goal）	自治体行政の果たし得る役割
	10. 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	12. つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	14. 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の８割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	15. 陸の豊かさも守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	16. 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	17. パートナーシップで目標を達成しよう 自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

（出典）　一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）―導入のためのガイドライン―　2018年3月版（第2版）」

資料編

1　瑞穂町の概況
2　瑞穂町長期総合計画の展開
3　第5次長期総合計画の策定経過
4　用語解説一覧表

1　瑞穂町の概況

1）位置、地勢

瑞穂町は、東京都の北西に位置し、東西約5.8km、南北約6.1kmの逆三角形状の町域を有し、面積は約16.85km^{2}あります。地質は古多摩川の扇状地で、東部から中心部に向かって存在する自然豊かな狭山丘陵が北側の荒川流域と南側の多摩川流域の分水嶺になっています。

近隣に接している自治体として、東には武蔵村山市と埼玉県所沢市、西には青梅市と羽村市、南には福生市、北には埼玉県入間市があります。また、南には、在日米軍および航空自衛隊が移駐する横田基地が広がっています。

2）歴史

この地に人が住み始めたのは今から約2万年前の旧石器時代といわれています。

やがて狭山丘陵の山麓にいくつかの集落が誕生し、平安時代には殿ケ谷の阿豆佐味天神社が延喜式内社に選ばれています。その地は、鎌倉時代に入ると、武蔵七党の1つである村山党の根拠地となったという伝えがあり、やがて丘陵の南側は小田原北条氏の配下となりました。

江戸時代に入ると、八王子千人同心が日光警備のために通行した日光街道と成木の石灰を江戸に運んだ青梅街道の交差点を中心に継立（つぎたて）が義務付けられ、宿駅として繁栄しました。さらに吉宗の時代（享保年間）になると新田開発が奨励され、富士山栗原、長谷部、下師岡等の新田が開かれました。

幕末から明治にかけて養蚕・だるま製造・（手揉み）製茶が農家の副業として盛んになり、村内にも貨幣経済が浸透してきました。明治22（1889）年に青梅街道沿いの箱根ケ崎、石畑、殿ケ谷、長岡の4村が組合組織を作り、丘陵の北側では元狭山村（埼玉県）が誕生しました。明治33（1900）年頃に、日光街道沿いに狭山商業銀行が設立され、大正から昭和にかけて乳牛を中心とした酪農や村山大島紬の生産が盛んになり、農村の暮らしにも商業感覚が加味されてきました。

昭和15（1940）年11月10日には、4村が町制を施行し、瑞穂町が誕生しました。昭和33（1958）年10月15日には、元狭山村が分村し、瑞穂町と合併して、現在の瑞穂町が形成されました。

3）人口

瑞穂町の令和元年10月1日現在の人口（住民基本台帳）は、総人口が32,908人（男性16,758人、女性16,150人）であり、年少人口（0歳～ 14歳）が3,724人（11.3%）、生産年齢人口（15歳～ 64歳）が19,752人（60.0%）、老年人口（65歳以上）が9,432人（28.7%）となっています。また、一般世帯数は14,917世帯となっています。

就業人口※1は、第1次産業就業者が300人、第2次産業就業者が4,669人、第3次産業就業者が9,577人となっています。

4）産業

農家数は399戸※2を数え、農業産出額は5億8,000万円※3となっています。主な農産物は東京狭山茶（栽培面積東京都第1位）およびシクラメン（長岡地区の岩蔵街道は、沿道にシクラメン農家が立ち並び、「シクラメン街道」とも呼ばれています）などです。

町内の事業所（4人以上）は製造業を営む事業所が207事業所※4、製造品出荷額等は5,918億5,253万円※4（東京都合計額の7.8%）に上り、多摩地区でも極めて高い水準に位置しています。卸売業事業所は89事業所※5、小売業事業所が217事業所※5、計306事業所※5あり、卸売業年間商品販売額602億5,600万円※5、小売業年間商品販売額599億4,000万円※5、計1,201億9,500万円※5となっています。

特に、町内にはショッピングモール、スーパーマーケット、大型ホームセンター、ディスカウントストアなどの大型商業施設があり、周辺の自治体からも多くの集客をみせています。

5）交通・道路

鉄道はJR八高線が南北に走り、乗降駅として箱根ケ崎駅（東口・西口）があります。路線バスは都営バスのほか、民間2社が運行しています。

国道は、一般国道として国道16号が南北を通過しています。主要地方道としては、都道5号新宿青梅線（青梅街道、新青梅街道）、都道44号瑞穂富岡線（岩蔵街道）の2路線が、一般都道としては、都道166号瑞穂あきる野八王子線（東京環状：旧国道16号）、都道163号羽

※1　就業人口は、総務省「平成 27 年国勢調査」
※2　農家数は、農林水産省「2015 年農林業センサス」
※3　農業産出額は、農林水産省「平成 30 年生産農業所得統計」
※4　製造業を営む事業所数、製造品出荷額等は、東京都総務局統計局統計部「2019 東京の工業（2019 年工業統計調査報告）」
※5　卸売業、小売業事業所の事業所数、年間商品販売額は、経済産業省「平成 28 年経済センサス‐活動調査結果（第 2 表 / 町村別、産業分類 / 卸売業、小売業）」

村瑞穂線(羽村街道)、都道179号所沢青梅線、都道218号二本木飯能線、都道219号狭山下宮寺線の5路線が縦横に走っています。また、首都圏中央連絡自動車道青梅インターチェンジに近いことから、首都圏の広域交通ネットワークの一部を形成しています。

6)公共施設

健康・福祉施設としては、保健センター、ふれあいセンター、高齢者福祉センター「寿楽」、心身障害者(児)福祉センター「あゆみ」、あすなろ児童館、子ども家庭支援センター「ひばり」、福祉作業所「さくら」などが設置されています。

学校教育施設は、小学校が瑞穂町立瑞穂第一小学校から第五小学校までの5校、中学校が瑞穂町立瑞穂中学校、第二中学校の2校があります。また、東京都立瑞穂農芸高等学校があります。

防災施設は、第1分団から第5分団までの5つの消防団分団詰所のほか、武蔵野防災会館、石畑防災広場、元狭山広域防災広場などがあります。

社会教育施設は、スカイホール、生涯学習センター、図書館、耕心館、郷土資料館けやき館、元狭山ふるさと思い出館があります。

地域コミュニティの拠点としては、武蔵野コミュニティセンター、元狭山コミュニティセンター、長岡コミュニティセンター、町民会館などがあります。

体育施設などとしては、中央体育館、ビューパーク競技場、町営プール、武道館、町営グランド、町営第2グランド、町営第2庭球場、町営少年サッカー場、シクラメンスポーツ公園があります。

その他、さやま花多来里の郷、みずほリサイクルプラザ、みずほエコパークおよび一部事務組合※6により運営されている瑞穂斎場が設置されています。

※6　複数の地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同処理するために設置する組織のこと。

2　瑞穂町長期総合計画の展開

1）第1次長期総合計画

■　計画期間：昭和53年（1978年）～平成2年（1990年）

■　計画の主な内容

将　来　像：「心のふれあう町」		
人口目標：　35,000 人		
▼基本路線 ①人を大切にするまちづくり ②新しい生活と文化をつくるまちづくり ③住民ぐるみですすめるまちづくり	▼まちづくり 3大プロジェクト ①「走れ！瑞穂」 －全住民のスポーツ振興－ ②「クリーンみずほ」 －ごみからのまちづくり－ ③「六道山を文化の森に」 －自然の中に憩い、豊かな文化を創造するために－	▼大規模整備事業 ①西部土地区画整理事業 ②下水道整備事業 ③道路網整備事業

■　計画期間中のまちづくりの流れ

昭和53（1978）年3月に、昭和65（1990：平成2）年を目標年度とした「瑞穂町まちづくり総合計画（第1次長期総合計画）」を策定しました。

第1次長期総合計画は、都市化が進展する中で生活の利便性を保ちつつ、恵まれた自然環境を活用しながら、まちづくりをすすめることを方針とし、「心のふれあう町」を将来像として掲げました。

その基本として、①人を大切にするまちづくり、②新しい生活と文化をつくるまちづくり、③住民ぐるみですすめるまちづくりを設定しました。また、将来人口は35,000人と想定しました。

「①人を大切にするまちづくり」では、町民一人ひとりが自分たちのまちを、自分たちの力で動かしていると感じられることをめざし、緑に代表される身のまわりの自然を自分たちの生活の中に取り入れ、利用するとしました。

「②新しい生活と文化をつくるまちづくり」では、画一的に近代化を推しすすめることを反省

し、瑞穂町の歴史と個性を大切にしつつ、新しい生活のあり方や文化を発見していくことを、瑞穂町の長期的な姿勢として定着させることにつとめるとしました。

「③住民ぐるみですすめるまちづくり」では、歴史的にも自然的にも特性が異なる町内の地区を区分し、それぞれの地区に対応した施策を展開するという、コミュニティ行政、コミュニティ計画の推進をめざすとしました。

また、これらの方針を実現するために、まちづくり3大プロジェクト、大規模整備事業を設定しました。まちづくり3大プロジェクトは「走れ!瑞穂ー全住民のスポーツ振興ー」、「クリーンみずほーごみからのまちづくりー」、「六道山を文化の森にー自然の中に憩い、豊かな文化を創造するためにー」の3つであり、大規模整備事業は「西部土地区画整理事業」、「下水道整備事業」、「道路網整備事業」の3事業です。

その結果、昭和58(1983)年の六道山遊歩道および六道山公園、昭和61(1986)年の狭山池公園、平成2(1990)年の瑞穂ビューパーク・スカイホールの整備に加え、西部土地区画整理事業なども推進しました。そして、「走れ!瑞穂」に代表される町民のスポーツ振興策もすすめられました。

また、昭和61(1986)年には都市計画道路(現「役場通り」)が新青梅街道まで開通し、平成元(1989)年には国道16号瑞穂バイパスが一部開通するなど交通ネットワークの充実もすすみ、人口も30,000人を超えました。

2）第2次長期総合計画

■　計画期間：平成3年（1991年）～平成12年（2000年）

■　計画の主な内容

将　来　像：　「ヒューマンタウンみずほ」 “人間尊重のゆとりあるまち”	
人口目標：　45,000 人	
▼3本の柱 ①人と自然の調和したまちづくり ②豊かさと活力のあるまちづくり ③生きがいと思いやりのあるまちづくり	▼シンボルプロジェクト ①みずほクロス整備構想 ②みずほの森整備構想 ③みずほリサーチパーク整備構想 ④みずほの里整備構想 ⑤みずほいきいきセンター整備構想

■　計画期間中のまちづくりの流れ

平成3（1991）年3月に、平成12（2000）年を目標年度とした「瑞穂町長期総合計画（第2次長期総合計画）」を策定しました。

第2次長期総合計画は、社会経済情勢が高度経済成長時代から安定成長時代へと大きく転換し、国民の価値観が量から質へと変化する時代に策定されました。当時は「地方の時代の到来」とされたことから、東京中心の都市構造の見直しが検討され、都心への一極集中型から多心型※7の都市構造へと展開がはかられていました。

このような中、第2次長期総合計画では、「ヒューマンタウンみずほ−人間尊重のゆとりあるまち−」を将来像とし、人間性を尊重し、経済、精神両面からゆとりあるまちづくりをめざしました。

①人と自然の調和したまちづくり、②豊かさと活力のあるまちづくり、③生きがいと思いやりのあるまちづくりを将来像をささえる3本の柱として設定しました。また、西部土地区画整理事業での人口増加や新たな基盤整備による人口流入を想定し、将来人口を45,000人と設定しました。

「①人と自然の調和したまちづくり」では、都市基盤を整備し、快適で暮らしやすい生活環境を整えるとともに、都市活動と自然環境との調和をはかり、やすらぎを感じることができる

※7　1つの都市の中に複数の拠点がある都市構造のこと。

まちづくりをめざしました。

「②豊かさと活力のあるまちづくり」では、21世紀をめざした活力ある産業を振興し、町民のさまざまな活動がいきいきと展開できる環境を整え、生活に豊かさを感じられるまちづくりをめざしました。

「③生きがいと思いやりのあるまちづくり」では、人と人との連帯感、協調性、思いやりを大切にし、だれもが生きがいと希望をもって暮らしていけるまちづくりをめざしました。

これらの構想を積極的に推進し、第2次長期総合計画期間中には、平成6(1994)年の国道16号瑞穂バイパス全線開通、平成8(1996)年のJR八高線八王子・高麗川間電化開業によって、交通の利便性が向上しました。また、平成4(1992)年に西部土地区画整理事業が完了し、平成8(1996)年には箱根ケ崎駅西、殿ケ谷両地区の土地区画整理事業が始まるなど、都市基盤の整備が推進されました。

平成5(1993)年の高齢者福祉センター「寿楽」、平成7(1995)年の心身障害者(児)福祉センター「あゆみ」、平成8(1996)年の保健センター、平成9(1997)年のあすなろ児童館および石畑保育園など、福祉・保健施設が相次いで完成しました。

さらに、都市計画道路の整備、武蔵野防災会館の建設、農畜産物直売所「ふれっしゅはうす」や町民農園※8の開設、町営少年サッカー場の整備などがすすめられました。

※8　小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

3)第3次長期総合計画

■　計画期間：平成13年(2001年) ～平成22年(2010年)

■　計画の主な内容

将来都市像：	「人と自然が織りなすまち　みずほ」 “快適な生活環境をめざして”
人口目標：	39,000人

▼基本目標	▼施策の大綱
①環境と共生するまちづくり （アメニティ）	①良好な居住空間づくり
②活力ある生活を支えるまちづくり （バイタリティ）	②快適で便利な都市基盤づくり ③安全でいきいきとした生活環境づくり ④特色のある産業づくり
③自ら高め互いを認め合うまちづくり （ヒューマニティ）	⑤安心感のある保健・医療・福祉づくり ⑥個性とやさしさを育む教育・文化づくり

■　計画期間中のまちづくりの流れ

平成13(2001)年3月に、平成22(2010)年を目標年度とした「瑞穂町長期総合計画(第3次長期総合計画)」を策定しました。

第3次長期総合計画の策定時は、地方自治体を取り巻く状況が、バブル経済の崩壊とそれによる社会経済情勢の急激な悪化の荒波を受ける形となりました。そのため、町民のだれもがいきいきと安心して生涯を過ごせる快適なまちと、「人」やその「生活」に力点を置き、心の豊かさを実感することのできるまちの実現をめざし、「人と自然が織りなすまちみずほ－快適な生活環境をめざして－」を将来都市像としました。

そして、その将来都市像を実現するために、①環境と共生するまちづくり(アメニティ)、②活力ある生活をささえるまちづくり(バイタリティ)、③自らを高め互いを認め合うまちづくり(ヒューマニティ)という3つの基本目標を設定しました。また、将来人口は39,000人と想定しました。

「①環境と共生するまちづくり」では、人口増加に対応したまちづくりよりも町民の暮らしを豊かにするまちづくりを重視し、個性的で快適な居住環境の創出と、環境に配慮した循環型の地域社会システムの構築という、環境との共生をめざしました。

その結果、平成14(2002)年にみずほリサイクルプラザが、平成17(2005)年には隣接地にみずほエコパークがオープンし、リサイクルと環境学習の推進拠点が整備されたほか、家

庭ごみ一部有料化・戸別収集の実施、環境基本条例の制定、環境基本計画の策定など、循環型社会の形成に大きな進展がありました。また、平成17（2005）年に箱根ケ崎橋上駅舎および東西自由通路が町の新しい玄関口として完成したほか、東京駅との直通電車の新設や運行本数の増便など、八高線の利便性の向上がはかられています。そして、平成20（2008）年に残堀川の全面改修が完了し、治水環境の向上と町民生活のいこいの場としての充実がはかられました。

「②活力ある生活を支えるまちづくり」では、国道16号や新青梅街道などの幹線道路が整備された上、首都圏中央連絡自動車道青梅インターチェンジと八王子ジャンクションの区間開通による大きな経済動脈の始動により、比較的地価が低いことと開発余地が残された瑞穂町の独自性を活かした産業集積と民間活力の導入をめざしました。

武蔵野コミュニティセンターが平成14（2002）年に、元狭山コミュニティセンターが平成18（2006）年に開設され、町民のコミュニティ活動を支援する拠点が形成されるとともに、町民会館の全面改修も平成15（2003）年に完了しました。さらに、安全・安心まちづくり条例の制定、コミュニティ振興計画の策定、残堀川イベントなど、活力ある生活空間を提供する施策に加え、住宅リフォーム助成事業の実施、中小企業信用保証料補助制度の創設、公共工事の前倒し実施と前払い基準の緩和、プレミアム商品券の発行など、緊急経済対策も実施されました。

また、「③自らを高め互いを認め合うまちづくり」では、町民の社会参加や社会貢献意識の高まりを受け、自らの生活の基盤である地域社会をよりよくしたいという自発性を尊重した人づくりをめざしました。

平成13（2001）年には、町民に文化・芸術へのふれあいとくつろぎの空間を提供する耕心館が、生涯学習活動の拠点として生涯学習センターが開設されました。また、子どもの健やかな成長を支援するため、子ども家庭支援センター「ひばり」が平成17（2005）年に、高齢者の就業を促進し、能力を活かす拠点としてシルバーワークプラザが平成18（2006）年に開設されました。さらに、平成22（2010）年には福祉会館が「ふれあいセンター」としてリニューアルオープンするとともに、福祉バスの運行が開始されました。一方、認可外保育所利用者補助制度の創設、妊婦健康診査助成回数の拡大、教育基本計画の策定、米国モーガンヒル市との姉妹都市提携、海外留学奨学資金等支給制度の創設など、新規事業や拡大事業が展開されました。

4）第4次長期総合計画

■　計画期間：平成23年（2011年）～令和2年（2020年）

■　計画の主な内容

将来都市像：　「みらいに　ずっと　ほこれるまち」 “潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして”	
人口目標：　36,000人	
▼基本目標 ①健康で元気なみずほ ②一人ひとりが輝くみずほ ③魅力ある温かいみずほ ④安全安心やさしいみずほ ⑤快適で美しいみずほ	▼まちづくりの方針 ①皆でささえ健やかに暮らせるまち ②生きがいとふれあいのあるまち ③豊かなこころを育むまち ④一人ひとりが生涯輝けるまち ⑤活力とにぎわいのあるまち ⑥人がつながる温かいまち ⑦安全に安心して暮らせるまち ⑧地球を守る環境にやさしいまち ⑨美しい街並みの住みよいまち ⑩便利で快適に暮らせるまち
総合計画を推進するために	⑪連携と協働がささえるまち ⑫健全な行財政運営の自立したまち

■　計画期間中のまちづくりの流れ

平成23（2011）年3月に、令和2（2020：平成32）年を目標年度とした「第4次瑞穂町長期総合計画」を策定しました。長期総合計画の策定時は高齢化社会、人口減少時代が到来すると想定されるとともに、長引く景気の低迷など、これまで以上に地域の実情に応じた対応がもとめられ、どのように自治体運営を行っていくのか問われていました。また、平成23（2011）年3月11日、東北地方太平洋沖（三陸沖）で東日本大震災が起きた年でもありました。

このような中、第4次長期総合計画は、「みらいに　ずっと　ほこれるまち　潤いあふれ、活力みなぎる地域社会をめざして」を将来都市像と定め、町民一人ひとりが豊かな心と生きがいをもって、潤いのある快適な空間で、活力に満ちた生活を送ることができる地域社会を創造できるよう、自立したまちづくりをめざしました。計画の推進にあたっては、基本理念を「自立と協働」とし、協働型社会を形成するため、町民、事業者、町が自立し、手を取り合いな

がら協働することにより、潤いと活力を実感できる町となることをめざしてきました。

そして、その将来都市像を実現するためにまちづくりの5つの基本目標を設定し、将来人口は36,000人と想定しました。

基本目標①：健康で元気なみずほ　では、

安心して子どもを産み育てることのできる環境整備をすすめ、超高齢社会の到来をひかえ、だれもが自立した豊かな生活をおくり、ふれいあいのある地域社会の実現をめざしました。その結果、子育て環境の支援として、平成30（2018）年には、保健センター内への子育て世代包括支援センター（ゆりかごステーション）の設置を行いました。さらに、専門部署となる「子育て応援課」を創設し、乳児から子育て家庭への支援の充実がはかられました。また、高齢者を中心とした多世代間交流の拠点として整備をすすめてきた「寄り合いハウスいこい」が完成し、平成26（2014）年から地域の方々との協働運営を開始しました。平成27（2015）年に地域包括支援センターの機能を拡充するとともに、平成28（2016）年には新たに地域包括支援センターを増設し、介護と医療の連携がはかられ、地域で生活できる体制づくりにつとめました。

基本目標②：一人ひとりが輝くみずほ　では、

地域の宝である子どもたちがこころ豊かに育つために、学校、家庭、地域が一体となって、青少年を育てる環境づくりにつとめました。その結果、第三小学校から始まった校庭の芝生化は、平成29（2019）年に第二中学校の工事が終了し、町内全小中学校の校庭芝生化が完了しました。学力向上策として、中学生を対象とした土曜日や長期休業中の補習授業となるフューチャースクールの実施が平成27（2015）年から始まり、対象学年を広げるとともに、地域の協力も得ながらステップアップ教室およびフューチャースクールの改善をすすめました。また、平成26（2014）年には、瑞穂町の歴史を次世代や後世に伝える機能をさらに強化するため、郷土資料館けやき館を整備しました。

基本目標③：魅力ある温かいみずほ　では、

平成23（2011）年には、町内で3ヵ所目となる長岡コミュニティセンターが開設されました。また、雇用の確保と経済波及を目的とした企業誘致を促進する条例を施行し、瑞穂町の特徴を活かした産業集積に向けた取組を推進しました。さらに、農業の担い手の確保、農業生産性の維持を目的として、平成28（2016）年から農地の有効活用と意欲ある農業者の育成支援施策がすすめられ、新規就農者・農業者への支援に取り組みました。

基本目標④：安全安心やさしいみずほ　では、

安全で安心した生活環境をめざすため、災害対策として、平成24（2012）年、耐震改修促進計画にもとづく耐震診断と耐震工事の助成制度を開始するとともに、災害救助用資機材の配備拡充、大規模地震発生時の行政機能を維持するための「業務継続計画（BCP）」の策定を行いました。さらに、平成26（2014）年には、新たな被害想定にもとづき、災害時の備蓄品の備蓄量拡充、道路の安全性の点検、安全・安心マップの作成を行うなど、安全・安心なまちづくりをすすめてきました。平成30（2018）年には防災総合力を高めるための「危機管理官」を配置し、地域防災組織との連携、強化がはかられました。

基本目標⑤：快適で美しいみずほ　では、

時代の変化に対応した未来への投資となる都市基盤や生活基盤を整備するため、瑞穂町の玄関口であるJR箱根ケ崎駅において、西口の都市計画道路整備、東口の駅前広場整備を行いました。また、土地区画整理、新青梅街道拡幅整備事業への着手などから、多摩都市モノレール延伸の早期実現に向けた関係機関への働きかけを行うとともに、事業着手に向けて、平成29（2017）年に財源となる基金を創設しました。

この第4次長期総合計画を推進、基本目標を実現させるために、平成26（2014）年、瑞穂町にかかわる多くの方が、世代や立場の壁を越えて協力し合う、「自立と協働」のまちづくりを実現していくための道しるべとして、「協働宣言」を制定しました。また、近年、気候変動による自然災害が多く発生している中で、令和2（2020）年、防災機能、防災本部機能を充実させた新庁舎が完成しました。

3　第5次長期総合計画の策定経過

1）住民等からの意見聴取の実施

①　住民意識調査

実施時期	令和元年８月28日～９月９日
内　　容	対象　町内在住者3,000人（無作為抽出） 方法　郵送配布／郵送・WEB回収
回答数	1,346（回答率：44.9%）

②　各種委員・法人アンケート

実施時期	令和元年10月31日～11月13日
内　　容	対象　町内で活動する委員会・団体等のうちの139団体 方法　郵送配布／郵送回収
回答数	94（回答率：67.6%）

③　町内事業所アンケート

実施時期	令和元年10月31日～11月13日
内　　容	対象　町内に事業所を構える164社 方法　郵送配布／郵送回収
回答数	34（回答率：20.7%）

④　職員アンケート

実施時期	令和元年10月31日～11月13日
内　　容	対象　瑞穂町役場全職員 方法　庁内配布／庁内回収（郵送・メール含む）
回答数	214（回答率：98.1%）

⑤　「瑞穂町の未来を話そう!」懇談会（住民提案）

実施時期	令和元年 11 月 27 日（武蔵野コミュニティセンター） 令和元年 12 月 1 日（瑞穂町ふれあいセンター／元狭山コミュニティセンター） 令和元年 12 月 5 日（長岡コミュニティセンター）
内　　容	対象　町内在住者・在勤者等、瑞穂町に関わりのある方 方法　グループワーク
参加者数	計 60 名

⑥　「まちづくりへの提案」（住民提案）

実施時期	平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 7 月 16 日
内　　容	対象　町内在住者・在勤者等、瑞穂町に関わりのある方 方法　メール、ファクス、郵送、直接持参
提 案 数	39 件（7名）

⑦　みずほ小中学生議会（小中学生提案）

実施時期	議会当日	令和 2 年 1 月 26 日
	グループワーク	令和元年 8 月 29 日（瑞穂第一小学校） 令和元年 9 月 29 日（瑞穂第二小学校） 令和元年 9 月 5 日（瑞穂第三小学校） 令和元年 9 月 26 日（瑞穂第四小学校） 令和元年 9 月 17 日（瑞穂第五小学校） 令和元年 10 月 25 日（瑞穂中学校） 令和元年 10 月 8 日（瑞穂第二中学校）

2）瑞穂町長期総合計画審議会

(1)審議経過

回　数	日　付	内　容
第１回	令和元年9月30日	○委嘱状交付 ○正副会長の互選 ○瑞穂町長期総合計画について（諮問） ○第５次瑞穂町長期総合計画策定スケジュール等について ○町を取り巻く現状について
第２回	令和元年11月20日	○住民意識調査結果について ○瑞穂町の現況と特性について
第３回	令和2年1月29日	○基本構想の構成について ○瑞穂町の将来の考え方について
第４回	令和2年2月27日	○住民意識調査での第４次計画の施策評価及び専門部会での意見について ○基本構想の構成について ○人口推計結果について（人口減少で直面する影響･問題について）
第５回	令和2年6月9日	○基本構想案について ○住民意識調査報告書及び基礎調査報告書について
第６回	令和2年6月30日	○スケジュール等の確認について ○施策評価、住民意識調査報告書・基礎調査報告書について（報告事項） ○基本構想案について（将来都市像の検討）
第７回	令和2年7月9日	○基本構想案について（将来都市像の検討、決定）
第８回	令和2年8月12日	○序論・基本構想案について（将来都市像について／まちづくりの基本目標について）
第９回	令和2年9月16日	○長期総合計画答申案について
	令和2年9月30日	○答申書の提出
原案報告会	令和2年12月8日	○長期総合計画原案について

答申書の提出

(2)委員名簿

職　名	氏　名	選出区分	備考等
会　長	清　水　浩　昭	識見を有する者	
副会長	関　谷　　忠	町行政委員会の委員	
委　員	上　野　　勝	町行政委員会の委員	
委　員	石　山　正　志	公共的団体等の役員	
委　員	岡　本　日　吉	公共的団体等の役員	
委　員	小　野　芳　久	公共的団体等の役員	
委　員	髙　水　英　夫	公共的団体等の役員	
委　員	田　中　康　久	公共的団体等の役員	
委　員	戸　田　祐　佳	公共的団体等の役員	
委　員	古　川　さよみ	公共的団体等の役員	
委　員	山　口　　斉	公共的団体等の役員	
委　員	吉　岡　一　夫	公共的団体等の役員	
委　員	石　田　広　子	識見を有する者	
委　員	江　藤　　梢	識見を有する者	
委　員	佐　藤　正　一	識見を有する者	令和2年3月31日退任
委　員	原　田　淳　一	識見を有する者	令和2年4月1日委嘱
委　員	池　谷　　功	公募による住民	
委　員	石　川　　淳	公募による住民	
委　員	吉　積　喜代子	公募による住民	

3）庁内における検討経過

(1)検討体制

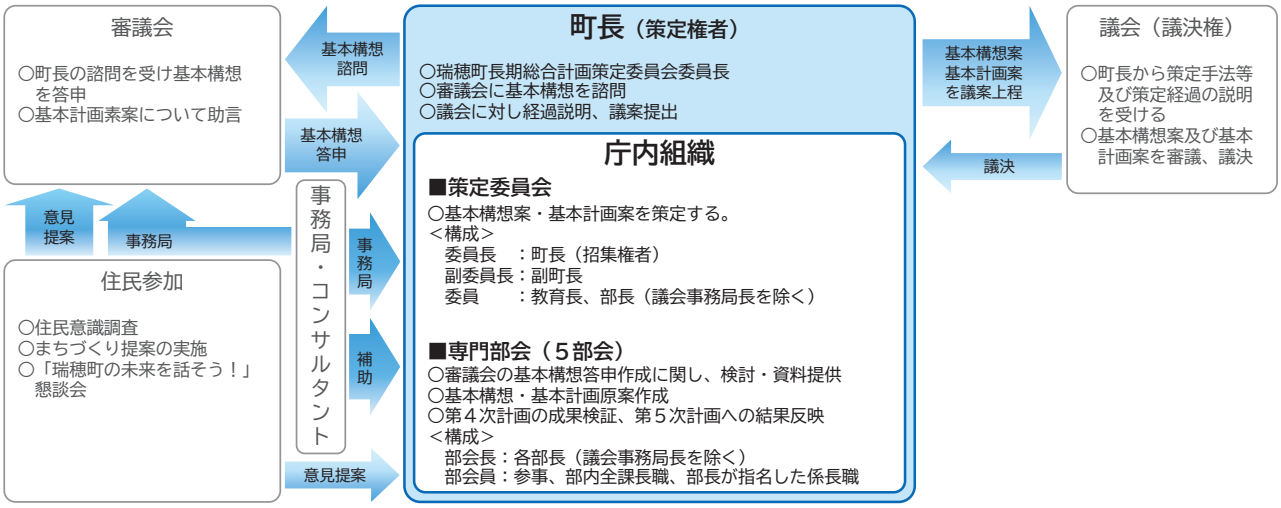

(2)会議等スケジュール

①　策定委員会

回　数	日　付	内　容
第１回	平成31年4月26日	○辞令交付 ○第５次計画の策定とスケジュール及び策定体制等について ○策定委員会下部組織設置に伴う職員の推薦について
第２回	令和元年8月1日	○住民意識調査について ○意見聴取方法について
第３回	令和2年2月3日	○基本構想の構成について ○町の課題及び第４次計画施策進捗状況の評価（重点課題）について
第４回	令和2年3月23日	○基本構想の骨格について ○人口推計について
第５回	令和2年7月7日	○住民意識調査報告書、基礎調査報告書について（報告） ○策定スケジュール、審議会の状況等について ○基本構想案について
第６回	令和2年9月18日	○基本構想原案について ○今後の予定について
第７回	令和2年11月19日	○意見公募回答案について

②　専門部会等

会議名等	日　付	内　容
全体会（第１回）	令和元年7月3日	○辞令交付 ○第５次計画の策定手法及びスケジュールについて ○専門部会の役割と作業内容について ○住民意識調査について
住民部会（第１回）	令和元年7月11日	○住民意識調査案について
全体会（第２回）	令和元年10月7日	○講演「時代の変化と将来都市像への考察」 ○ワークショップ「瑞穂町の USP を考える」
第４次長期総合計画 後期基本計画 評価シート作成	令和元年10月10日	○全 122 施策
行財政部会（第１回） 住民部会（第２回） 都市整備部会（第１回）	令和2年1月27日	○基本構想の構成について ○町の課題及び第４次計画施策進捗状況の評価（重点解題）について
福祉部会（第１回） 教育部会（第１回）	令和2年1月30日	○基本構想の構成について ○町の課題及び第４次計画施策進捗状況の評価（重点解題）について
全体会（第３回）	令和2年2月12日	○瑞穂町の課題について（第４次計画施策進捗状況の評価）（前回専門部会の意見整理） ○基本構想「将来都市像のイメージ」「重視すべき視点」について
全体会（第４回）	令和2年3月17日	○基本構想の骨格について ○人口推計について
基本計画 各課ヒアリング	令和2年7月13日 ～7月20日	○基本計画に係る意見聴取
福祉部会（第２回）	令和2年9月28日	○住民意識調査報告書・基礎調査報告書について ○基本構想案について ○基本計画案について ○今後のスケジュールについて
住民部会（第３回）	令和2年9月29日	
都市整備部会（第２回）		
行財政部会（第２回）	令和2年9月30日	
教育部会（第２回）		
基本計画 各課ヒアリング	令和2年10月1日 ～10月15日	○基本計画素案の修正（基本計画原案の作成について）

4　用語解説一覧表

あ

IoT(アイオーティー)

Internet of Things（インターネット・オブ・シングス)の略称で“モノのインターネット”のこと。従来のパソコンやスマートフォンなどの通信機器だけではなく、世の中に存在するさまざまなモノにインターネットを通して通信する仕組み

ICT(アイシーティー)

Information & Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略称。情報や通信に関する技術の総称

医師偏在指標

現在・将来人口を踏まえた医療ニーズにもとづき、地域ごと、診療科ごと、入院外来ごとの医師の多寡を統一的・客観的に把握できる、医師偏在の度合いを示す指標のこと。

一次医療

入院治療の必要がなく外来で対処できる帰宅可能な患者を対象とする医療のこと。主に内科、外科を診療科目としている。

一般相談支援事業所

障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題について、障がいのある人やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援などを行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う機関のこと。

イノベーション

技術革新のこと。具体的には、新技術や新製品開発、新マーケット開拓、新資源開拓、組織改革の5つを指し、新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらすことを指す。

インキュベーション

事業の創出や創業を支援するサービスや活動のこと。

雨水貯留施設

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、下水道･河川への雨水流出量を抑制する施設。浸透ます、浸透トレンチ、透水性の舗装などの種類がある。

AI・RPA(エーアイ・アールピーエー)

AIはArtificial Intelligencece（アーティフィシャル・インテリジェンス)の略称で、人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステムのこと、RPAはRobotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション)の略称で、一般的に業務を自

動化するシステムそのもののこと。

SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略称。同じWebサイトに登録した利用者同士が交流できるWeb上の会員制サービス

SDGs（エスディージーズ）

Sustainable Development Goals（サスティナブル・デベロップメント・ゴールズ）の略称で、持続可能な開発目標のこと。国際連合の加盟国193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた国際目標。貧困対策など、取り組むべき17のゴール（目標）・169のターゲット（方向性）から構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

青梅線沿線地域産業クラスター協議会

東京都多摩地域などにおける産業用機械、電子機器、通信機器などの産業集積のポテンシャルを活かすため、JR青梅線・五日市線・八高線沿線の自治体（青梅市・昭島市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町）、商工会議所、商工会並びに一般社団法人首都圏産業活性化協会によって組織された、産業支援のネットワークのこと。

か

海外留学奨学資金等支給制度

国際的な視野に立ち、瑞穂町および社会に貢献する人材を育成することを目的として、寄附金を原資とした「瑞穂町教育振興基金」を活用し、海外の学校に留学する方に奨学資金等を支給する制度

介護予防リーダー

地域での住民主体の介護予防活動において、リーダー的役割を担う人のこと。町が養成講座を実施し、人材の育成・活用を図っている。

学校運営連絡協議会

教育委員会が個別に指定する学校（指定学校）ごとに、当該学校の運営に関して協議するためにおかれる機関。学校の管理運営に保護者、地域住民などの意見を反映し、開かれた学校づくりを推進することを目的とする。

通いの場

地域住民を主体とした、体操や趣味などを通じた人との交流などの多様な場のこと。

管きょ

下水を収集し、排除するための施設のこと。主に道路下に埋設されている。町の管きょは汚水管と雨水管に分類される。

幹線道路

全国あるいは地域・都市内において、主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路

GIGAスクール構想

文部科学省が提唱する、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想

基金

自治体が特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために、条例の定めにもとづいて任意に設置した資金または財産のこと。

狭あい道路

幅員が狭く、救急車や消防車などの通行が困難な道路。法律的な定義はないが、幅員4m未満の道路をさす場合が多い。

業務継続計画(BCP)

「瑞穂町地域防災計画」にもとづき、大規模な地震災害等によって、ヒト、モノ、情報といった利用可能な資源が制約される状況下で、必要な資源の確保・配分を行い町の業務を継続させ、町民の生命、生活および財産を守ることを目的とした計画

緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線

クラウドファンディング

「群衆(クラウド)」と「資金調達(ファンディング)」を組み合わせた造語で、インターネットを通して自分の活動や夢を発信することで、想いに共感した人や活動を応援したいと思ってくれる人から資金を募る手法のこと。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

権利擁護センター

成年後見制度の普及・啓発をはじめ、制度の説明や申立て書類作成などの支援をする機関のこと。

公営企業会計

自治体の一般会計と異なる、民間企業に近い会計制度のこと。経済活動の発生にもとづいて経理を行う発生主義、取引を原因と結果に仕分けて記載する複式簿記などの特徴がある。

耕作放棄地

過去1年以上作付がなされず、今後数年の間に再び耕作される明確な見込みのない農地のこと。

交流人口

定住人口(地域に住んでいるひとの数)とは異なる、観光などで地域に訪れる人のこと。

高齢者支援センター

「介護保険法」にもとづき市町村が設置する地域包括支援センターのことで、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らせるように、介護・福祉・保健・医療など、さまざまな面で支援を行うための総合相談機関となっている。

告示後住宅

住宅防音工事の対象区域の告示後に対象区域に建設された住宅のこと。防音工事助成対象外となってしまう。

子育て世代包括支援センター（ゆりかごステーション）

母子保健法にもとづき市町村が設置するもので、妊娠・出産・育児に関するさまざまな相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する機関

さ

狭山近郊緑地保全区域

良好な自然環境を保有する緑地の保全や無秩序な市街化を防止することを目的として、首都圏近郊緑地保全法にもとづき、国土交通大臣が指定する区域のこと。狭山丘陵の大部分が指定されている。

3R（スリーアール）

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組（リデュース、リユース、リサイクル）の頭文字をとったもの。

CV−22オスプレイ

アメリカ軍の輸送機オスプレイの空軍向けの機体のこと。

市街化調整区域

都市計画で定められている都市計画区域における区域区分の1つであり、市街化を抑制すべき区域のこと。

自主防災組織

「災害対策基本法」第2条の2第2号において規定される地域住民による任意の防災組織のこと。

シティプロモーション

地方自治体が行う「宣伝・広報・営業活動」のこと。

住宅セーフティネット

住宅を確保するのが難しい「住宅確保要配慮者（高齢者、子育て世帯、低所得者、障がい者、被災者など）」などに対してその居住を支援する仕組みや取組のこと。

住民提案型協働事業

住民が組織するグループ・団体などから企画提案を募集し、町と住民などが協働で実施している事業。地域の活性化および生涯学習の振興に効果的な事業が対象となる。

重要業績評価指標（KPI）

組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標のこと。達成状況を定点観測することで、目標達成に向けた組織のパフォーマンスの動向を把握できるようになる。

主要生活道路

生活道路の中でも幹線道路または地区幹線道路である都市計画道路を補完して、地域内の交通を円滑にするとともに、消防車などの緊急車両の進入や延焼防止等により防災性の向上をはかる道路

生涯学習推進団体

生涯学習を推進するため、住民が組織し、主体的・継続的な学習活動を行っているグループ・団体などのこと。町では生涯学習推進団体として登録し、その学習活動の支援を行っている。

生涯スポーツ

一人ひとりのライフスタイルや年齢、体力、運動技能、興味などに応じて、生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でもスポーツに親しむこと。また、楽しめるスポーツ

障害福祉サービス

「障害者総合支援法」が定めるサービスの総称。介護の支援を受ける場合に「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」、施設等から地域での生活に移行する際の支援を受ける場合には「地域相談支援給付」等がある。

小規模保育事業所

国の事業として市町村が認可をしている事業で、0～2歳児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育のこと。1人の保育スタッフが担当する子どもの数が少ないため手厚く子どもの発達に応じた質の高い保育を行うことができる。

消費者講座

暮らしに関するさまざまなテーマについて、専門の講師による講義を受けられる講座のこと。

消費生活相談窓口

消費生活に関するさまざまな相談や苦情の受付先のこと。

人権擁護委員

「人権擁護委員法」にもとづいて、地域の住民から人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている委員のこと。

人生100年時代

健康寿命が高齢化し、個人が平均的に100歳前後まで生存することが可能になった時代のこと。ロンドン・ビジネススクールの教授リンダ・グラットンが著書「100-year-life（邦題：ライフ・シフト 100年時代の人生戦略）」で人生100年時代における社会生活や労働形態の在り方について鋭い分析を行い、その概念の認知を大きく広げた。

森林環境譲与税

森林整備などのために必要な費用を、国民一人ひとりが広く等しく負担を分担し、森林をささえる目的で導入された税のこと。

スクールガードリーダー

子どもの安全を守るために、通学路の巡回活動、不審者対応についての学校へのアドバイス、各地域で子どもを見守る「学校安全ボランティア（スクールガード）」の指導等の活動を行っている警

察OB等の防犯の専門家のこと。

スマート公共サービス

行政手続きの電子化にとどまらず、多種多様なデータの連携などにより、自由にデータ流通が可能な基盤を構築し、行政手続きの自動化や行政活動そのものをデジタル化し、サービスの質の向上と効率化をはかること。政府の成長戦略2019の「Society5.0 スマート公共サービス」で掲げられている。

生活道路

一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路

青少年健全育成団体

地域社会に居住する児童生徒の健全な育成をはかることを目的として活動する地域団体のこと。

生物多様性

生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性という3つの階層で捉えた、生命の豊かさを包括的に表した広い概念のこと。

全国学力・学習状況調査

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証して、その改善をはかることを目的とした調査。小学校第6学年と中学校第3学年が対象で、主として「知識」に関する問題と「活用」に関する問題が出題される。

た

第4次産業革命

18世紀の最初の産業革命から数え、4番目の産業時代のこと。IoT、ビッグデータ、AIなどの活用で、産業やビジネス、社会が大きく変化するとされている。

多摩イノベーションパーク（仮称）構想

東京都「未来の東京」戦略ビジョン『戦略17 多摩・島しょ振興戦略』に位置づけられた、多摩地域にある大学、研究機関、専門人材、大手ハイテク企業、高い技術力を有する中小企業などの集積と国内外の先端産業やスタートアップとの活発な融合により世界有数のイノベーション先進エリアとしての地位を確立することを目指した東京都の構想のこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

地域医療連携

地域の医療機関が自らの施設の実情や地域の医療状況に応じて、医療機能の分担と専門化を進め、医療機関同士が相互に円滑な連携をはかり、その有する機能を有効活用すること。

地域学校協働本部

多くの幅広い層の地域住民、団体などが参画し、ネットワークを形成することにより、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長をささえ、地域を創生する活動である地域学校協働活動を推進する体制のこと。平成27（2015）年の中央教育審議会の答申で提言され、平成29（2017）年には、「社会教育法」の改正により第5条「地域学校協働活動」が新設された。部活動や授業の準備などの学校活動について、地域住民や保護者などがボランティアとして支援する。

地域コーディネーター

地域学校協働本部において、学校と地域との連絡・調整を担う地域の人材。新たな活動の企画や、必要なボランティアの確保を行う。

地域コミュニティ

一定の地域を基盤とし、その地域で活動する人々が集い、地域づくり活動や地域活動を話し合い、解決に向けて取り組むなど、さまざまな活動を自主的・主体的に行っている住民組織のこと。

地域生活支援事業

障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業

地域福祉団体

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民と協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む団体のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスの提供を行う体制のこと。

地縁型活動

居住する土地にもとづいた縁故関係によって行われる活動のこと。町内会・自治会、老人会（老人クラブ）や子ども会活動などがある。

地区計画

「都市計画法」にもとづき、一定規模の地区を対象とし、建築物の建築形態、公共施設等の配置など、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを行うために定められる計画のこと。

超少子高齢化

少子高齢化がさらに一段と進んだ状態のこと。高齢化率が21％を超えると超高齢社会と分類される。

町内主要道路ネットワーク

国道16号や新青梅街道をはじめとした、瑞穂町内を走る主要幹線道路、幹線道路、地区幹線道路によって形成される道路網のこと。

町立学校における働き方改革推進プラン

瑞穂町の小中学校における働き方改革を推進していくための計画。教員の時間外業務の削減などが含まれている。

低炭素型まちづくり

持続可能な社会を構築できるよう、「財政支出の効率化・重点化」「良好な地球環境の維持」「高齢者などの生活・子育て環境」に対応できるコンパクトなまちづくりのこと。具体的には、日常生活に必要なまちの機能が、住まいに身近なところに集積されていたり、住民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通によってこれらの機能にアクセスできるようなまちづくりのこと。

テーマ型活動

共通のテーマに興味を持つ人が集まり、行う活動のこと。近年子育てグループなど、特定の分野に特化してまちづくりなどを行う活動を目的とするテーマ型のコミュニティの活動が増えている。

テレワーク

「tele=離れた場所」、「work=働く」という意味の単語を合わせた造語。情報通信技術を活用し、時間や場所の制約を受けずに働くこと。

東京都後期高齢者医療広域連合

東京都の後期高齢者医療制度を取り扱う運営主体のこと。

特殊詐欺

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、特定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の人から現金などをだまし取る犯罪のこと。

都市計画道路

「都市計画法」にもとづいて都市計画において定められた計画道路のこと。都市における安全かつ快適な交通を確保するとともに、活力と魅力のある快適な都市形成に寄与し、あわせて防災強化の役割を果たすなど、多面的な機能を有する都市の骨格をなす施設

都市計画マスタープラン

平成4(1992)年の「都市計画法」改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(法第18条の2)のこと。

土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」にもとづいて指定・告示された区域のこと。急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民などの生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のことをいう。

な

二次医療

入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療のこと。先進的な技術を必要とする特殊な医療をのぞく入院治療を主体とした一般の医療需要に対応するもの。

西多摩医療圏

東京都の定める二次医療圏のうち、青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・

檜原村・奥多摩町の8市町村で構成される区域のこと。二次医療圏とは、原則として特殊な医療をのぞく一般的な保健医療ニーズに対応するための区域で、圏域内で入院医療を概ね完結するとともに、医療機関の機能連携にもとづく医療サービスと広域的・専門的な保健サービスとの連携などによる、包括的な保健医療サービス提供体制の整備をはかるための地域的単位

西多摩地区公立学校教員公募制度

各区市町村の教育委員会が、応募要件を定め教員を公募する制度。教員は自身の経験・能力をより発揮できると思う自治体に応募し、採用されればその地区の公立小中学校で働くことができる。

日常生活用具給付事業

障がい者などの日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業

ニッポン一億総活躍プラン

日本政府が推進する「一億総活躍社会」を実現するための計画。少子高齢化の構造的な問題を解決し、さらなる成長を続けられる社会を目指した「一億総活躍社会」を実現するために、名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロの3つの目標を掲げている。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設のこと。認定こども園には、多様なタイプ(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地域裁量型)がある。

認定新規就農者

区市町村から「農業経営基盤強化促進法」第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受け、計画の実現に向けて取り組んでいる農業者のこと。

認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受け、計画の実現に向けて取り組んでいる農業者のこと。

農業経営基盤強化促進法

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することにより、農業の健全な発展に寄与することを目的として制定された法律

農地中間管理事業

地域内の分散した農地を整理し担い手ごとに集約化したり、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付ける事業のこと。

は

ハブ(交通結節点)

人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所、複数の交通モード間の不連続点のこと。

バリアフリー

「バリア(障壁)」を「フリー(のぞく)」、つまり障壁となるものを取りのぞくことで生活しやすくしようという考え方のこと。

PPP/PFI(ピーピーピー /ピーエフアイ)

Public Private Partnership/Private Finance Initiative（パブリック・プライベート・パートナーシップ/プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等をはかる手法のこと。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、効率化や公共サービスの向上を目指している。

ビッグデータ

膨大かつ多様で複雑なデータのこと。スマートフォンを通じて個人が発する情報、カーナビゲーションシステムの走行記録など、日々生成される集合されたデータのこと。

避難行動要支援者名簿

高齢者や障がい者など、その他の特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿のこと。

病児保育・病後児保育

病児保育はそれぞれ病気の急性期にある子どもを一時的に預かる事業、病後児保育は病気やけがなどが急性期を経過するなど安定した以後の回復期にある子どもを一時的に預る事業のこと。病院・保育所等に付設された「病児対応型・病後児対応型」、保育中の体調不良児を一時的に預かる「体調不良児対応型」、地域の病児・病後児を看護師などが訪問する「非施設型(訪問型)」の3つの事業がある。

病診連携体制

高度な医療設備や専門性のある技術を持った地域の基幹病院と患者の「かかりつけ医」(医院・診療所等)が連携しながら、病気の治療や早期発見に努めることを目的とするネットワークのこと。

5G(ファイブジー)

「超高速・大容量」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった特長を持つ次世代の移動通信システムのこと。あらゆる物をインターネットに接続させるIoTの普及において不可欠な技術とされている。

ふるさと納税

応援したい自治体に寄附ができ、寄附金が所得税・住民税の控除の対象となる税制上の制度のこと。

法定外公共物

道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物のうち、現に、公共的な用途に使用されていないもののこと。

ま

みずほあったか先生

瑞穂町教育委員会と学校の教職員が、人権尊重の理念の十分な理解、暴力的指導を「しない、させない、ゆるさない」の3ない運動、「服務事故ゼロ」を実現することを宣言するための標語

みずほ学

平成29（2017）年度より瑞穂町のすべての小・中学校で推進している、子どもたちが夢や希望をもって自立的に未来を切り開いていくことを目的とした、「ふるさと瑞穂」の自然や文化を愛し、社会に貢献できる子どもたちを育成するための学問のこと。

瑞穂町協働事業ガイドライン

平成30（2018）年10月に策定された、多くの方が協働を理解し、協働を始める際に活用できるよう、協働の仕組みや進め方をわかりやすく説明した指針

瑞穂町協働宣言

平成26（2014）年10月に策定された、町にかかわる多くの方が、世代や立場の壁を越えて協力し合う「自立と協働」のまちづくりを実現していくための一つの道しるべのこと。

瑞穂・横田交流協会

平成16（2004）年に、町や横田基地に居住していたり、所属または来訪する外国人やその団体との文化交流を通じて、国際的相互理解を深め、国際親善を促進することを目的として設立された協会

水・緑と観光を繋ぐ回廊計画（みずほ☆きらめき回廊）

平成24（2012）年3月に策定された狭山池上流部やさやま花多来里の郷、郷土資料館と狭山丘陵の自然環境資源を結びつけ、地域資源として互いに連携させ、来訪者の回遊性を高め、観光の振興をはかる瑞穂町の計画。みずほ☆きらめき回廊は計画の愛称のこと。

や

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

要介護認定率

高齢者に占める要介護（要支援）認定者の割合のこと。

要支援・要介護認定者

介護保険制度を利用する基準となる要介護、要支援認定を受けた人たちのこと。要介護、要支

援認定は保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定される。

用途地域

「都市計画法」にもとづき、建築物の用途、容積率、建ぺい率および高さについて、規制・誘導する区分。都市機能の維持増進、住環境の保護などのため、土地の合理的利用をはかることを目的としている。

要保護児童対策地域協議会

虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法にもとづいて設置する協議会。児童相談所や学校・教育委員会、警察など、地域の関係機関によって構成される。

寄り合いハウスいこい

高齢者を中心に子どもたちや地域の方々との多世代交流および主体的な地域活動の場として、地域コミュニティの核となる施設。運営ボランティアの会と町との協働で運営を行っている。

ら

ライフサイクルコスト

製品や構造物を取得・使用・廃棄するために必要な費用の総額のこと。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額

6次産業化

農林漁業者（1次産業）が、農畜産物などの生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組むことによって、生産物の元々持っている価値をさらに高め、所得の向上を目指す取組のこと。

65歳健康寿命

65歳の人が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康とし、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表した数値のこと（東京保健所長会方式）。

わ

ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と「生活（家事・子育て・介護・地域の活動、趣味など）」を、個人が希望するバランスで「両方とも充実させている状態」のこと。

ワンストップサービス

複数の場所や担当に分散していた関連する手続きやサービスなどを、1か所でまとめて提供すること。行政で言えば窓口を一本化すること。

第５次瑞穂町長期総合計画

令和３年３月

発行　瑞穂町

〒190-1292　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地

TEL　042－557－0501（代表）

FAX　042－556－3401

URL　http://www.town.mizuho.tokyo.jp/

企画・編集　企画部企画課